

山縣大貳引用書目

- 山縣大貳一件落着申渡留 幕府書面 松宮主鈴往復書牘 柳子新論附錄
- 辨疑錄 水戸家藏書 甲斐國志
- 山縣大貳就刑事實 人見 參 續三王外記 惇王の部
- 解冤夜話 蒲生君感 續談海 明和年間の條
- 山縣大貳傳 蒲生重章 誠埃只錄 關根只誠
- 山縣大貳傳 今村 亮 天龍道人傳 渡邊國武
- 山縣先生碑 今村 亮 加賀美系圖 加賀美光賢
- 山縣大貳墳墓并遺族取調 宮崎 幸 石黒忠惠報道
- 曙物語(加茂川騒動) 好古集説の内 下總香取八洲刀士報道
- 柳子新論 山縣大貳



第一回 吉田玄蕃

書院の上段には僧雪舟せつしゅうが繪きたる三幅對の懸物を掛け香爐花瓶を法の如く飾り違棚の上には蒔繪の料紙硯箱を乗せ金箔押たる障子に繪師が丹精を籠たる枯柳に鷺の景を一面に繪ける張付は一際自立ちて麗はし上段には此邸の君侯端然と座を占め玉ひ二の間には家老用人相對して着座なし互ひにじつと睨み合ひて詞なく堅睡を嚙くはで君侯の御意如何にと待ちたるは事の體易からずぞ見えたりける是即ち明和三年十月朔日の日午前巳の中刻頃にて(午前十一時)江戸鍛冶橋内織田家の本邸にて上段に御座あるは當主美濃守信邦殿次の間に伺候したるは家老吉田玄蕃年寄柘植源四郎用人松原郡太夫同く津田庄藏を初として家政に與れる重立たる面々とは知られたり。美濃守は暫し打案じて御座しけるが稍あつて一同に打向ひ「只今其方共より申立てたる一條は自分に於ても打附には可否の差圖も致し難し附いて

は所存の慮腹藏なく申立てよ其上にて自分の考へをも定むるで有うぞと流石に其頃若年ながらも才智勝れし賢君の名を得玉へる美濃守よく人の諫めを容れ忠邪を識別て理非を匡す御方なりとぞ見えられたる。口には忠義を假り唱へ心に私欲を旨とせる奸佞邪智の松原郡大夫、肩衣の襟を押寛げて形を止し「コハ恐入たる御前の御錠然る上は愚昧の郡大夫所存を包まず言上仕つらんが抑も今日御禮の式相濟むと比く個様の儀を御前に申上げ御退座を妨げ奉つたるは恐縮の至には御座れども實は對馬守様御事今日御登城の御歸路見舞として此方へ御立寄遊ばすべき旨昨日わざ／＼御使者を以て内々私まで仰聞られましたれば唯今にも御入遊ばすならん其節御返詞如何と御尋ねあるは必定ゆる豫じめ此所にて御評決あらま欲しう存じ奉る扱對馬守様より御頼みの一條これなる支蕃は無下に御断申上ぐべしとの存寄には御座れども恐れながら對馬守様は高家の御身分御少高でも正しく右府信長公の御嫡流尤も御富家は高本家とは申せども對馬守様へ對しては格別の御心入あつて然るべきこと殊に對馬守様は恐多くも御前の御實父様にて御座れば旁々以て何暮に付き御見續あつて御不自由なき様に御仕向なし進ぜらるゝが是即ち御孝行と申すもの夫れも御富家内證御不如意の折柄にて御座あらば致方は無けれども御内福に在らせられますれば對馬守様より御頼みの金高其通りに進ぜられても

御川途には更に事缺ほどに非らず況て矧んや我々共評議仕つたる所では凡そ其半程も御仕向あつて對馬守様御當座の御用便を計らひ申さんに何の仔細も是なき儀と存じ奉る然るを支蕃に於ては御家老の權威を以て對馬守様の御頼み一切御断り申上ぐべしと申募るは頗る以て我意の振舞第一には御前の御孝心を妨げ奉つる次第に御座れば據なく御直の御差圖一同より願ひ奉る儀に御座りますと辯舌最も爽かに辭巧みに述べたれば同役の津田庄藏これも固より郡大夫に心を通じて居たりければ「何にも郡大夫より申上げたる通り此儀は御直の御差圖御座ある様願ひ奉つると俱に平伏したりける。美濃守は靜に支蕃に向はせ玉ひて「何に支蕃只今郡大夫庄藏兩人の申立にては其方全く相拒む様に聞ゆるが其仔細何であるぞ承はるで有らうと問はせたり。吉田支蕃はハツと首を下げて申しけるは「唯今郡大夫庄藏の兩人より申上げたる所敢て一理なきに非ず何にも對馬守様は當織田の御家に取つては正しく御嫡流の御家柄と云ひ殊には御實父様にて御座しませば如何様にも御仕向遊され度は支蕃に於ても固より望む所に御座ります去りながら其御仕向にも夫々際限あるべきはず斯く申すは懼りあるに似たれども兩高家へ對し參らせては（兩高家とは織田對馬守と織田主計頭を指て云へるなり）是迄とても年分夫々の御仕向少しも怠り無き上に御前御家督遊されてより以來は別しての御間柄

既に御沙汰なき迄も家老共一同申談じ過分の御見續も仕つて御座る然るを又候ふ今度の御頼み夫れも御勤向
 きに付ての御入川筋か但しは御屋敷の御普請若くは臨時吉凶の御用途にて免れ難き儀に御座らば假令御當家
 御内證如何あらうと御都合の及ばん程は御聞入れあつて先方様の御用便いたし参らせんことが最も望む所
 に御座る但し事實を右の儘に申上るは恐入たる次第なれども對馬守様御奥向の驕奢近來益々其矩を過させ玉
 ひ御酒宴御便嬖なんどの爲に御入用相済み自然御不如意とやら申す取沙汰勿論高貴の御方左ばかりの御慰み
 彼是御當家より口を容るゝ儀には御座なけれども今度金三千兩調達の御頼みと申すは新に御別莊を構へん
 爲なりとの仰越され然らば畢竟御保養に屬するの御用途致て御勤向又は御家政の必要と申すにも御座りませ
 ねば此支藩に於ては御請け申難う御座る次に郡太夫庄藏等は御内證御手厚ゆゑと申したるが御領分上州小幡
 二萬石致て富饒の土地柄にても是なきに斯申しては功に誇る様に相聞えますが此支藩當職を仰付つて以來種
 種に工夫を運らし同職共と心を合せ先づ松原郡左衛門が私欲を取糺して奥表の御入用筋を減じ専ら節儉の御
 改革を施したるを以て數年ならずして御勝手向も立直り今日にては粗々御備も少々は是ある様に相成ました
 れど是以て實は大切なる御軍用金に御座る今天下泰平にて草木も搖がぬ御代には御座れども治世に亂を忘れ

ざるは武家第一の心掛他の諸家様はいざ知らず御當家は僅か二萬石でも堂々たる織田の御家すはと申す其時
 に相應の御備なくては夫れぞ即ち御家の御瑕瑾それ故にこそ御儉約に御儉約を重ね常平生は御領分の民百姓
 を憐み年貢運上を軽くし農業の暇には少しづつ武藝鐵砲の業を習はせ置き若も事ある其時には御家來は申す
 に及ばず百姓までも物具執て繰出し天晴の御家なりと美名を天下に轟かすが尤も肝腎と存じて一家中の不自
 由を忍んで積立てたる御軍用の御備それを無益の事に費しますは假令御前の御差圖にても此支藩は再三御諫
 め申上べき心底なれば對馬守様の御頼みと雖ども御應諾は然る可からずと存じ奉る又郡太夫共は其御頼みを
 御断りあつては御孝心に背き奉らんかと心配は仕れどすでに御養子と成らせ玉ふ上は御養家の武備を怠り御
 家の盛衰に拘はるを顧みて御實父様の御保養筋を專一とは所謂本末輕重を思はざる詮議と申すもの右の通り
 に御座れば御不本意には在せ玉はんが御断りあつて然るべう存じ奉る支藩が申條斯の通りに御座りますと
 是非分明に述べたるは天晴織田家の柱石たる老職とは知られたり。美濃守は篤と聽玉ひて玄蕃申す所逐一尤
 に存するぞ然らば父上へは自分より其旨を申上げ猶御諫言を奉つる様に致さうと御座を立ち一間の中に入り
 たまへり。

第二回 老母の節義

頭には白帯を戴き額には年波をよせ既に七十に近ければ心は昔に異ならぬ男勝りの老母こそ吉田支蕃が母刀
 自なれ。支蕃が妻のおなほほど年は三十に二ツ三ツまだ足らねども老職の妻に備はる内室萎らうたくぞ見え
 たりける互に心の隔てなき嫁姑の間柄眞身の親子も及びなき母は四邊を見廻して内室に向ひ「なう嫁女あ
 の秀藏が侍部屋で供選して咄して居たのを聞やつたか玄蕃には今日の御禮が濟んだ後で郡大夫殿相手にて
 御前評議に烈しい論を仕て居やると云ふ取沙汰があるとの噂そんな事を言争うて居やると……と我子を
 思ふ母の情口には出して言はねども案じ煩ふ胸の内おのづと面に顯はれたり妻は猶も氣遣ひて兼て知つたる
 夫の氣象もしも烈しく争ひて身分に係る事もやらんと胸うち騒ぎ居たれども母の心を慰めんと常にも無き
 笑ひ聲「オホ、ハ、ハ、又しても母君の御物案じ何かに附けて御話が争論の様に聞ゆるは旦那の御持前（旦那
 那とは玄蕃を指して云へる詞なり）そりや御一家中で皆様が御存知その上に御前様の（御前様とは美濃守を
 指して云へるなり）御覺目出たき旦那ゆゑ何も御案じは御座りません今に御下に成つて歸られるで御座りま

せう程にマア御茶でも召上つて御待遊ばせ……オ、夫々幸ひ昨日到来の小倉羊羹は母公の御好物ぞれ切つ
 て差上げませうと信々しくも菓子皿に盛つて出せる羊羹の姑に甘い孝養は心の花香馨しく煮花の色も一入な
 り
 下僕が知らせる「御歸り」の聲。それ御歸りと出迎ふれば吉田支蕃は物靜かに支闕より座敷を過ぎて居間に
 還り禮服の上下脱取つて妻が掛けたる羽織の紐結ぶは常に替らねど結ばれたる胸の中肩に寄せたる八字の
 皺。妻はそつと側により「何かは存知ませんが今日御殿にて（御殿とは邸内にて君侯の住たまへる本殿を指
 して云へる詞なり）郡大夫殿と烈しい御議論を遊ばしたと申す噂さ母君も大層御案じあそばして入せられま
 す其に又氣の性かは存知ませぬが尋常ならぬ貴君の御顔御心配の様に御見受申しますが御氣遣ひの事では御座
 りませんかと夫の機嫌計りかね怖々ながら尋ねれば支蕃は高笑して「ハ、ハ、ハ、ア供選の秀藏が噂話を聞て饒舌
 をつたと見えるナ何サ御禮の後で謠曲の論や仕舞の沙汰で奥に入つたる聲高咄し口論でも議論でも無いワ自
 體我等が大聲の上に郡大夫も亦騒々しい方だから不斷の雑談も事あり氣に聞えたので有らうハ、ハ、ア夫れは
 さうと母上は如何遊ばされたか 妻「ハイ母君は御佛間に居らっしゃります 支「ム、左様か夫れじや御佛間に

参つて御機嫌を覗て来やうと起上らんとしたりけり。時に襖の内より「イヤ支蕃どの参るに及ばぬ母が夫れへ出て逢ひませうと母刀自は西向の襖を明けて出で来り上座に居りて「支蕃どの唯今お歸り召されたかと母ながらも武家の作法は物堅く會釋あれば、支蕃は兩手を支て「唯今退出仕つて御座ります母上には今日は御變りも御座りませんか 母「ハイ別に變りも御座らぬが支蕃卿は何も變りは無いか 支「是は變つたる御尋ね私は御覽の通り至て健で御座りますに 母「サア身體は健で有らうが心底はどうで御座るな今日の御前評定其譯は知りませぬが何か變つた事が有たで有ませうがナ、と星を指されて流石の支蕃エーと心に驚きしが左あらぬ體を繕ひてイヤ何も變つた事は御座りませんと云ふに母は膝を進めて「是は支蕃どの隠しやるな卿の面容心配胸に餘る様子包めど自づと見えてあるイヤサ遠慮に及ばぬ卿を生だ此母じやもの見て取らいで何とせう年こそ寄つたれ吉田大學が後室支蕃の母じやサアお咄あれ聞きませうと支蕃が顔を見詰めたり。

母の詞に支蕃はハツと平伏して「恐入て御座ります御年寄らせたる母上に御苦勞を掛けては相濟ぬと存じ是迄は何事も相包み勤向の事どもは更らに御耳に入れませんで御座りましたが何をか御隠し申上ませう私の身分も到底永らく安心とは思はれませぬと今日御殿にて有し事の趣を概略物語りて「右の如く此支蕃が家老職

にて罷在る其間は御實父たりとも對馬様の思召通りには相成ませず其上に彼郡太夫が兄の郡左衛門先年御家老相勤め居たる砌り私欲の段々七十餘個條並立て評定の席に持出し退役いたさせたること今以て郡太夫が胸の中には其の無念止がたく折もあらば此支蕃を罪に陥し己れ御家老職に進まんと對馬様に取り入り同氣相求めて御富家を自由になし我が物顔に振舞はんと密に同腹の輩を集め謀計を運らし罷在る様子尤も御家中に於ても支蕃に同意の忠義の益これ無きにあらねども何を申すも彼は利欲の餌を以て啖し我は正統の道理を以て立て通せば早晚は彼等が奸計に陥り母上にも思はざる御嘆きを見せ奉るで御座らうと其のみ恐縮に存じますると忠と孝との二筋に流石心は金鐵と堅き支蕃も母ゆゑに思ひ率ると心地なり。妻は側より支蕃に向ひて「是まで曾しか口に出しては申しませぬが御一家中の密々巧み兎角貴君を邪覺にして取つて除やうと云ふ相談風の便や壁沙汰に聞ゆる毎に母君と二人しての苦勞心配モシ旦那の事に今の中貴君の妨げいたす者をどうか押籠遊ばすか其が出来ずば御自分で御役を御引なされますが宜しからうと存じますと我を忘るゝ差出口言ふも貞女の餘なり。支蕃は妻をばたと覗みて「エ、女にある間敷き善悪なき詞女房づれが入智恵に心を狂る支蕃で無いぞ控へ居れよと叱り付ければ、母は側より取慰めて「オ、是や嫁女が悪う御座つたが其も卿を一筋

に大切じやと思ふゆゑ許して遣つて下されよ其に付けても支蕃どの卿は身の仇になる佞人ばら取つて除る心底で御座るかな 母「御家の御不爲たる動かぬ證據顯然と露はれなば格別左も無きうちば 母「粗忽に手を附けますまいのシテ又卿は身の禍に恐れをなし自分からして退役の願ひを出す氣で居さつじやるか 支「其儀も場合次第では兎も角も唯今の處では 母「致さぬと云やるのか 支「母上に御嘆きを掛ますは不幸の至には御座れども御若年の太守様（美濃守を指して云へるなり）この支蕃をば世に頼もしき者に思召され股肱とも腹心とも御力に遊ばし玉ふ御高恩一入二入の紅よりも深く三重五重の實よりも堅し思召捨てられん其時は是非なけれど左も無き間は一命を失ふ迄も御爲一途に存する心底それに附けても心掛りは母上の御苦勞…… 母「オオ天晴じや支蕃どの其でこそ大學殿の嫡子この母が育て上げた武士じや武士たるものが忠義を竭す境に臨み親妻に心を引かれ操を失うて濟みませうや其昔し漢土の王陵が母は自害して伴に忠義を勧めし例この母ともスワと云ふ其時には劣らぬ覺悟兼て心に定めて居ますぞ嫁女卿も吉田支蕃と云ふ武士の妻じや其覺悟で居らねば成りませぬぞコレ支蕃どの此母は卿が明日が日にもどう成うと嫁女と二人で朝夕の煙を立て適はぬ時にはアレ見られよアノ紅葉嵐に散るも厭はぬ程に後に心を牽されず立派に忠義を立通し武士の鑑となり玉へ

と心を勵ます諫めの詞、妻も涙の初時雨降るを袂に受留て「後は必らず案じ煩ひ玉ふなど云ふ心根も無慚なり

第三回 佞奸の陰謀

話頭一轉て織田家の中興に續きたる一間にては織田對馬守その年齢は五十に近く愛濃漸く霜を帯たれど高家の育ちとて人品骨柄自から氣高く見えたるが怒りの面色にて松原郡太夫に向ひて「何に郡太夫唯今はにて美濃守が自分に對て頼みの一條ヒタと相断られたるは甚以て其意を得ず承はれば吉田支蕃家老の威權を振ひ其方共が達ての評議を差拒み美濃守も其に同意いたしたる趣なるがアノ支蕃陪臣の分際として此對馬守が事を彼是と誹謗したとは以ての外の心得違ひいで此席に呼出し屹度所存を問糺さねば相成らぬ郡太夫其方支蕃を是へ引立參れと満面に朱を洒ぎ息せき込んで申ければ、郡太夫は暫しと押しめて「イヤ御前の御立腹は至極御尤には御座りますが太守様には常からして御最良の支蕃殊には此度の御無心筋御別荘の御造營との仰聞けられて御座りますれば御國許の津田頼母など彼是申して支蕃に同意いたす時は諺に申す如く毛を吹て疵を求むるの喻却つて後々の御爲に如何あらんと恐れながら存じ奉ります就ては御立腹を鎮められて今度の所は狂

て御辛抱遊ばされよ其代にはあの支蕃め彼奴が手落を見附次第その時こそは思切つて…… 對「ム、其通り何でも彼奴が手落を捜すが肝心……夫れに付けても落意せざるは山縣大貳かの者は何で頃日此邸へは出入いたすぞ 郡「さればで御座ります彼山縣大貳は八丁堀長澤町に住居いたす浪人の軍學者その同居人たる藤井右門これも兵術鍛練の者であつて既に支蕃には先頃中より大貳の門人と相成り夫れよりして太守様にも御勧め申上げ大貳には當春より御出入となつて軍學の講釋を御前にて致し右門も同様時寄參上仕り御近習を始として御一家中追々に大貳の門弟に相成ものが殖て參る様に御座ります」と云ふを聞て、對馬守は手を又きて考へたりけるが「フウそは由断ならざる次第其方は存知でをるまいがあの吉田玄蕃が父の吉田大學と申たる者は一風流變つたる侍いまを距ること十四五年前京都へ罷登つたる時竹内式部と申すものに隨從して垂加流の神道を學び歸國いたしたるが神道者流の習ひ動もすれば京都を尊び徳川の御政治を彼是と非難いたし加之先代和泉守を初めとして我等へ對つても先祖右府が禁裏を敬ひ申されたる事ども話し出し此有難い太平の御代を理も無きに味氣なく申做したる嗚呼の痴物その後寶曆八年加茂川の騒動にて果せるかな竹内式部重追放と相成つたるに付き大學も面目なく思つてか隠居いたして程なく相果たるが斯る血筋を受繼たる支蕃その上

に又その藤井右門と云ふ奴は京都にて其頃藤井大和守と名乗たる宮家の諸大夫では無いかと云ふ疑ひもある奴もし其なれば竹内式部が股肱の門弟旁々以て油断ならざる不氣味の者共 郡「初めて承はりいやはや驚き入つて御座ります私に於ましては左様とは存じませんが何だか怪しいと存じました故氣を附けては居りますが…… 對「ム、猶此上とも氣を附て支蕃が大貳右門に交はる様子篤と窺ひ密かに此方へ注進いたせ 郡「畏つて御座ります然らば大貳に入門いたし…… 對「さう致して實否を屹度探索いたし首尾よく參れば支蕃を退け其後役には其方を當家の家老に申付くるぞ 郡「有がたう存じますと對馬守郡大夫は 謀を運らし夫れより郡大夫は大貳の織田家へ來つて講釋をなす毎に其席に出で、遂に其門人となつて動靜をぞ視ふたる。

第四回 藤井右門

其頃八丁堀長澤町に住居なし軍學師範として世に知られたる山縣大貳昌貞と云へる一個の豪傑あり。其素性を尋ぬるに甲斐國巨摩郡篠田村に野澤領藏と呼べる郷士あり其昔武田家にて剛將と云はれたる山縣三郎兵衛昌景十代の後胤にて系圖正しき家柄なれば人の用ひも重かりけり領藏心に思ふ旨ありて甲府勤番與力村瀬某が

山縣大貳

名跡を相續なし村瀬三右衛門と改名し與力を勤めたりき、男子三人ありて長男は齋宮昌樹と呼び次男は即ち大貳昌貞なり、然るに父の三右衛門物故て後に齋宮惣領たるに由つて其跡を繼ぎたりしに思はざる事にて其末弟某が人と双傷に及び相手を切殺して隠れたりけるをば齋宮大貳兄弟にて匿ひし事ありけるにぞ其事よりして齋宮は與力の役を召放されて浪人したりけり。大貳は幼名を村瀬三之助と呼びたるが此時より本姓に復して山縣大貳と改め昌貞字は公勝柳莊と號したり此人少年の頃より文武の道に心を潛め尋常ならぬ器量を蓄へ同じ國なる山梨郡下小河村山王權現の神主加々見信濃守に従つて和漢の事を學びたり此信濃守は櫻橋と號して三宅尙齋の高弟なりと云へり後年大貳が尊王の大義を思ひ立ちたるも夙に此學問の道統に出でたるもの歟。

扱も大貳は寶曆元年その齡二十七歳と申しに甲斐を出で江戸に來り四谷坂町に假の住居を設け専ら門弟を集めて軍學を教授したり、原來内には豪邁の氣象を有し外には温和の容貌を露はし和漢の學問は云ふも更なり醫學天々の事にも精しく又香花茶の湯などの優なる藝にも明なりければ未だ三十に足らざる身柄にて門弟數百人の多きに及びたり斯りければ坂町の住居も手狭にて且は山の手の片邊にて不便も少なからず同じく

は出入り宜所に轉居あれよと門弟たちが達ての勧めに然らばとて同じき十二年に入丁堀長澤町家主安兵衛が店に引移りて相繼らず道場をぞ設けたりける。

その頃大貳が兄の齋宮は與力を召放れて後に龍王新町村に居を構へ田畑など買求め百姓の名跡になり市郎左衛門と改名して身を耕耘の業に委ねたりしに此齋宮が許より紹介の書紙を持參して入丁堀なる大貳が許に訪ひ來れる一個の壯夫あり、藤井右門大神定之と名乗り元は京都正親町中將に仕へたる人の由にて殊に武藝に長じ和漢の學問も普通には勝れたり大貳よりは年齢五ツ程も長たれども深く大貳の器量非凡なるに服して兄の如く仕へしかば大貳は軍學右門は兵法と夫々に數多の門弟に教へを授けたる程に益々山縣の譽高く諸大名御旗本御家人陪臣浪人の輩まで争て門弟となり既に大名にては織田美濃守松平遠江守永井飛騨守松平伊豆守大岡主膳正御旗本にては土屋越前守津田日向守なども時々大貳右門を招き或は軍學の講釋を聞き或は兵法の業を學びて師範の如くには敬はれたりければ織田家の吉田玄蕃は大貳に就て政治向の心得など承はり現に小幡二萬石の身代を改革して其家を充實せしめたるも大貳が教へに従ひし故なりと云へり。

寶曆十三年にて終り翌年明和と改元ありき、是より先き寶曆十二年七月京都にては桃園天皇には寶算二十

山縣大貳

山縣大貳

二にて崩かみかくれあらせ玉ひ關東にては家重公（徳川九代將軍博信院殿）薨去ありければ皇統あまのつぎは後櫻町天皇之を繼承ついでせ玉ひ將軍家は家治公御相續あつて世は太平にてありしかど京都に浮説うせつなど行はれて人心は何と無く事あり氣に見えたりければ大貳は或日右門を一室に招きて「扱も貴殿には既に二年近くも我方に同居さるゝに何とて深く身の上を隠し玉ふぞ貴殿こそ先年京都にて大義を謀つたる竹内式部が高弟藤井大和守なれど此大貳は疾さきに見抜みぬたり心底包まず語られよと云ひければ右門もはつと驚き暫し答もせざりけり。

右門は稍あつて左右の眼に涙を湛たへ大貳に對て申しけるは「如何にも先生の御明察の通り何をか包み申さん僕やつがれことは元は大舍人察かまぬりの官人藤井大和守直明と申ししもの今を距ること既に十餘年前寶曆の初ころより竹内式部敬持と交を結び忍びくゝに式部を初め其門人の堂上方と心を協あせ大義を思ひまど何にもして朝廷の御衰微を恢復して原の王政の御代にもなさばやと義舉の盟約にも加りて候ひしに計らざる寶曆八年七月の十二日十三日と降續かりつきたる大雨に加茂川出水の折柄有志の堂上方地下申合されて此洪水の中を水馬ありしより事起りて烏丸徳大寺正親町三條坊城高野勘解由小路中院の諸卿を初として公家殿上人二十人地下の官人等四十餘人察當さつたうを蒙られ中にも竹内式部は謀主とあつて揚屋入と爲たりければ僕やつがれは豫て式部と謀りつる事の有て候

山縣大貳

へば卑怯には似たれども其場より跡を暗くらまして京都を去り藤井政之助と名を改め或は宮方の元御家來と名乗り或は正親町三條家の舊臣と名乗なりんとして北陸道より中仙道路を吟なひしこと凡そ四五年の間なりしに四年前に甲州へ参り計らずも山縣齋宮殿と懇意に相成り夫より先生を便りて當地へ下り既に二年に及び候ふなるが思ひ廻せば寶曆の騷動より星霜せいじようははや九年を経て僕やつがれも今は四十七に罷成り漸く老境に近き候ふに廿年來心に期したる朝廷中興の大義も水の泡となりて空く我屍と共に北邙原頭の露と消えぬべきかと思へば是のみ遺憾にこそ候らへ彼の竹内式部も其折四十七歳にてありければ指をり數ふれば今は五十五歳の老人と成り一子主計かぞへと俱に諸所を飄泊へうはくして罷在り候はんが是も僕やつがれに同じく胸中こそは無念遺方なく存じ候はめと思ひ候ふ但し九年このかた唯の一度も我身の素性を明したる事も無く況や心底なんど物語り候ひし事は曾て是なく令兄の齋宮殿何暮と無く不肖の僕を愛しみ玉ひ同胞も及ばぬ程に接し玉ひしかども更に打明けたる事の候はねば願ねがは先生唯一場の歴史話と御聞流あつて勢他人にな漏し玉ひそと語つたり。大貳ははたと手を打つて果してさる人にておはすべしとは此昌貞初より存じたるなれ御心中の程いかにも御推量申じ参らすか去りながら凡そ英雄豪傑の士が大事を謀るに臨みては豈に一敗の爲に其志を挫くく事のあるべき一事を成すには許多の

蟠根錯節ばんこんさくせつに會て艱難を嘗めざれば其功を全うすること能はずとこそ聞き候へ況て矧いんや斯る大義を思立おもひたんずるものが初より一擧に成功を見んとは思寄おもひよざる望なり百回も千回も企ては敗れ敗れては企てて後に其望を達すべきものにて候ふぞ必らず共に左な力を落し玉ひそ、扱竹内式部殿の事は予曾て我師櫻塙先生より聞及たる事の候ひし式部殿は教を松岡仲良大人に受け仲良大人は山崎闇齋先生の高弟なりとかや又闇齋先生の高足なりける三宅尙齋翁より教を受けたるは我師櫻塙先生にて甲州山梨郡下河邨山王權現の神主加賀見信濃守とは即ち此人なり同じ垂加翁すながの流を汲みたる人なれば式部殿が尊王の大義に心を専らにせられしも亦理にぞある其式部殿の在家も若やと思ひ候ふ事もあるが但し寶曆の騷動は人傳にて聞きつる儘にて其事情を詳に知らざること豫て遺憾のりう思ひて候ふなれば右門殿幸ひ今日は門弟どもと居合さず他人に漏聞ゆべき氣遣ひも候はねば貴殿實地御存知の事ども御物語りあつて大貳に聞せ玉はらばこよ無き幸ひにこそ候らへと竹内式部藤井右門等が志を感じたる誠心自づと面に露はれて請たりければ右門は語るも今は昔の物語涙の種に候ふが御所望に従ひて僕が記憶おぼえのままを語り候はんと右門は膝を進めたり。

第五回 寶曆の騷動

其時藤井右門は山縣大貳に對ひて左の物語をぞ成たりける(以下都て談話の體に書くべきが當然なれども讀難からんと思ひて故と記事體に書すべし其心して讀みたまへ)

抑竹内式部敬持のりもちと申し人は元來肥前國長崎出生なるが故有て生國を言はず或は丹波龜山の浪人又は越後の浪人など人には申したりけり寶曆元年と申しと年に京都に來り鉄屋町丸太町下ル所に居を設けて専ら漢學の教授をなし一時は徳大寺殿の家來分となりたる事もありけるとぞ此人素より和漢の學に達し兼て弓馬槍劍の武藝をも其奥義を極め越後流の軍學に通じたりければ其門下に集りて教を受くるもの多かりけり其頃京都に松岡仲良と云へる神道學者あり山崎闇齋の門人にて垂加流の神學を講じたりければ式部は此人に就て神道を學び自己が見識を加へて自から一流を開きたりければ當時堂上の中にも氣概の聞えありける徳大寺正親町三條烏丸の諸卿みな式部の門弟となり教へを受けられ傍ら武藝をも心掛られたり式部は好で靖獻遺言を講じ或は神皇正統記保建大記太平記などを説きて公卿を鼓舞し何にもして今日朝廷の式微を救ひ幕府の霸政を

破つて原の王政に復さばやと其方策を運うすに他事なかりけり、斯りける程に公卿堂上の門弟追々に加はりて今は少しく氣象ある方は概ね皆式部の教へに従はれけるに付き禁中までも及ぼしたりき。扱も其頃の帝と申し奉るは懸巻も畏し人皇百十五代桃園天皇にて御座ましけり御年七歳にて皇統の御位に即かせ玉ひ聰明叡智の聖主にて寶曆五年には寶算十五歳にならせ給ひければ徳大寺久我の兩卿は御學問專一と存じて其師竹内式部が學説ども進講せしめ同じき七年より神書を聞召すにも式部に學びたる徳大寺坊城高野西洞院の諸卿して説かしめ玉ひけり、時の關白近衛殿には式部の學説尊王無二とは申しながら動もすれば危激に渉る事多ければ或は思はざる禍をも惹起すべき事もやあらんと深く心を惱まし玉ひて一條九條鷹司の三公に謀りて諫言を奉り兎も角も垂加流の神學説聞召されんは然るべからざる旨を奏せられたりき。

去程に寶曆八年七月初より霖雨降續きて加茂川は常ならぬ洪水となりけるに十三日の午前なりしが荒神河原および出町口の堤に公卿ども武士ども見え分ざる人々三十騎ばかり此瀬枕打て漲り落ちたる河中の急流にざんぶと一度に馬を乗入れ水馬をぞ試みたる是を見て諸人みな驚き騒ぎ或は渡したりや乗つたりやと擧るもあれば或は此太平の世に用なき武者振する者よと嘲るもありて其誰たるをば知らざりしが後に聞けば式部が

門人の公卿地下の人々にて其時式部は自から堤の上に立居て水馬の差圖を仕つたりけるとぞ、關白殿には此由を聞せ玉ひてそは捨置くべきにあらずと思ひ煩はせられし所に思はざる邊より義舉盟約の事こそ顯はれたれ。尤も大内山の雲の上にての御事にしあれば其實否は曉ならねども其頃曙の内侍と云へる寵妃ありて常に玉座近う侍き奉りけるに或日主上には御机に倚らせ玉ひて何やらん書たるものを密に御覽ありけるに内侍が参りたるを御覽して其書ものを急ぎ御手匣の中に納めさせ給ひてけり、内侍は是を見奉りてあな淺まし扱ては外の女官に思ひ寄せらるゝ人ありて其者より奉りつる文にても候ふべき左も無くば妾に秘させ給ふ御事のおはすべきやはと嫉妬の念を起し恐ろしくも其御手匣より密にかの書ものを取出して偷見たりければ思ひきや公卿堂上地下の聲が連署血判して神明を驚かし奉つたる義舉の盟約書にて内侍が甥の梅園少將の名も其中には見えたりけるにぞ内侍は怖くも亦恐ろしく急ぎ書面を取隠して甥なる少將が許へ人を馳て面會をば申入れられたりき。

(此一條の物語は好古集説に出でたる曙物語加茂川騒動によつて物したるなり)

扱も曙の内侍は其甥なる梅園少將に對ひて盟約の仔細を密に尋ね問ひたりしに初めの程こそ少將も兎に角と

陳じたれ愁ひに斯る企てに一味なし露顯にも及びたらん其時は我一家一門の累ひ御邊は申すに及ばず妾までもよも安穩にては候ふまじいぞ寧ろ其事柄をば殿下(關白を指して云ふ詞なり)へ内々申上げて早く其身の禍を免かるゝに若じと覺るにと涙を流して種々説勸められたり、此内侍もとより關東方に心を寄せたる人にはあらねども女性の身にて大義名分など云ふ事は精しくも辨へず唯々誓詞血判の一味連判状と云へば恐ろしき筋の事とのみ思ひ込みて我身大切甥の少將も大事とばかり考へたれば斯くは勸めしものならん、扱また梅園少將とても心を金鐵に比べたる豪傑と云ふにもあらず既に叔母の内侍が泣々口説かれたるに心動き去ばとて幸ひ此人は近衛家の御門流にて由縁も淺からざりければ夫より密に近衛殿に伺候なし侍ふ人々を遠ざけて近日の企て云々に候ふと兼て義舉の方々が相謀りつる事ども落も無く告げ参らせ「抑も義舉の趣意と申すは元暦文治以來世は武家の天下となり朝廷は寺院の如くに成行せ玉ひ關東の專横尤も増長を極めつるに堂上の身柄にて或は關東に阿諛する聲もありて王室の御衰微近日の景狀黙止がたきに至りぬ依つて非常の御英断を願ひ奉り先づ國々の大名に密勅を賜はり御警衛の爲に股肱の武士ども上京せしむべき旨の御沙汰を下さるべし此武士共着京の上は叡山に行幸なし奉り御所を焼拂ひ二條並に彦根の諸城を陥れ其内を以て假の皇居

と定められ又關東の御方は甲府城に楯籠りて幕府に當り大樹に向つては以來は日光の宮同様の御扱ひにて隠居あるべき旨を御沙汰あるべし若し大樹に於て御受けなき時は速に御征討の勅諭を下し賜はるべし東西の諸大名皆上京して守護なし奉り王政中興の御大業は一舉にして其功を奏すべき旨にて候ふと陳べられたり、關白殿は餘りの意外にそは怪しからぬ企てにぞある但し其企證據やはあると御尋ねある、即ち是にて候ふと少將は彼の義舉盟約の連判書を出し奉りたりければ、關白殿もこの上は猶豫すべき事にあらずと直に一條九條鷹司の三公と共に打揃ひて青綺門院(先帝櫻町天皇の皇后)の御所に参上りて御承諾を請ひ奉り夫れより参内あつて門院の令旨を奉じ正親町三條徳大寺烏丸以下御處分の案を呈し上裁を乞ひ奉られけるに主上は關白大臣たちの強奏を逆鱗あらせ玉ひて朕が股肱を斷んとならば斷よと仰せ玉ひて御座を立せられ御輿へ入御あらせ玉ひしと云へり尤も御手匣の御書物の失しを御心安からず思召わづらはせ玉ひしに此時關白殿が右の書を持参あつて上奏ありしには深く宸襟を惱まさせ給ひしとぞ恐入たる御事どもなり。

斯て二十四日に至り(即ち寶曆八年七月)御咎め仰出されし方々は誰々ぞ。烏丸權大納言徳大寺權大納言正親町三條權大納言坊城權中納言岩倉權中納言高野右中將勘解由小路左中將中院左中將以上八人は其咎め尤も重

山縣大貳

かるべしと有て免官の上はいつまきよに永蟄居えいせいきよに處せられ今出川權中納言高倉右兵衛督裏松藏人右少辨は辭官遠慮を仰付られ東久世權中納言町尻三位水無瀬三位中辻三位植松三位西大路左少將櫻井從四位岩倉左兵衛佐町尻左馬頭は遠慮を仰付られて禁裏の御處分を畢おほせたり尤も此御處分は急場の御事にて突然に起り殊には所司代へも仰聞けられずして御沙汰に及ばれたる事なりければ關東にても實は先んぜられて意外の思ひを成たりけり是より先き關東にても既に斯る密議の公卿の間に行はれたるを知りたるにや御老中阿部伊豫守の差圖として大目附青山伊豆守御自附土井新大夫の兩人は此年の四月と申すに幕命にて上京なし所司代に打ち合せ御所向御取締殿重に致すべき手段てだを運らしける折柄かの若公家たちの水馬と云ひ義舉盟約の事も薄々其沙汰なきに非ざりしかど既に關白殿の御計ひにて朝議穩便に出でさせられければ此議深く詮議に及ぶ可からずと有て處士浪人の輩さるがら數人召捕たれども其の吟味とも都て秘密に致したりき。

扱根本事の起りは竹内式部なればとて式部は一子主計と共に召捕へられたり、尤も同志の一人たる岡本東庵と云る儒者は伊藤東涯の門人にて式部と初より事を謀つたるが式部召捕れしと聞き其夜の中に何處とも無く逐電したり、又藤井大和守直明は水馬の事より今度の義舉は必定露顯したると覺えたれば御邊は後日の爲に

に早く京都を去り玉ふべしと式部が達ての勧めに七月中旬と云ふに住馴し花洛の都を後にして月影くら馬の山越えて立去りける是即ち藤井右門なり。

去るほどに所司代松平右京太夫は町奉行小林伊豫守松前筑前守の兩人に沙汰を下し竹内式部を白洲に引出して吟味に及びたるに、式部は固より覺悟を極めたる事なりければ少しも惡びれたる氣色なく奉行の間に從つて答へ恰も建板に水を流すが如くにて取つて伏すべき様もなし、奉行は式部に向ひて「何に式部近日堂上の人々謀叛を企てらるゝ歟の由なるに其方それに荷擔したるは不埒に非ずやと詰つたれば、式部は微笑して「コハ奉行の御詞とも存じ奉らず抑も公上の方々朝威の衰へさせ玉へるを嘆き復古の大義を思ひ立れつること誠に風聞の如くに候はゞ御尤の御儀なり堂上固より開東の御來家にあらず大樹また堂上公卿の主人にても在まざる上は謀叛と仰せらるゝ詞こそ耳立て穩ならず候へ尤も去る思ひ立ちありとは式部曾て存じ候はねども若し是ありつらんには自分一人の同意は勿論各々様方へも正邪順逆の道理を説て方向を定め奉るべかりしに其の義に及ばざりしは殘念の至りに候ふと答へたり」其詞は尤に似たれども其方動もすれば軍學を説きて斯る大平の御代に亂を好むは如何に」式「何條亂を好む事の候ふべき治に居て亂を忘れざるは君子の誠なり又

山縣大貳

太平とは宣へども近年打續きたる天災に民百姓の難儀は沙汰の限りにて候ふ然のみならず朝廷御衰微の御有様に引變て關東の御驕奢後宮の御奢靡前代未聞と承はり候へば恐れながら太平々々と計り侍には致し難かるべきか 奉「然らば其方經學の講釋をなせる砌り朝廷に對して關東臣禮を缺くと申したるは如何に 式」其事は明さまに申さんは恐れあれども今其一二を申さんに偶々叡慮の御旨あつて關東へ仰下さるゝも御先例なしとて承諾なき事十に八九なり然るに將軍家の思召と云へば先規先例なき事にても行はれて禁裏へは其御届けるのみと承はる次に主上仙洞の御崩御は日本全國の嘆き貴賤上下の悲み此上も無き御事なるに四海の八音を過密せらるゝ御日限さへ大樹の薨逝に比ぶれば殊の外に短く其例を推さるゝに由て紀尾水戸御三家の薨去は十日の御停止なるに親王家攝籙の時には僅か三日と限られたり斯る例は數へ盡し難く候ふが是にても普天率土の御主を御尊崇ありと申し奉るべき歟 奉「夫れぞ一を知つて二を知らざるの喩へ今日は覇者の政治なれば王政の古に比べて嘆かんは時勢に暗き事ならずや 式」決して左様とは存じ奉らず彼の齊桓晉文は扱置き今日の霸道は魏の曹操唐の朱全忠にもおさく劣るまじき御振舞にぞ候へ我日本は恐多くも天子の知し召す國なるを時勢に由て暫く政務を武家へ預け置かせらるゝに其根本を忘れ候ふ事のあるべきやと懸掛けて論じたり

ければ、奉行も理の當然に詞なく「然らば正親町三條徳大寺の二卿に緋緘の鎧を調達し其外の堂上にも武器の取次したるは如何に又平生兵學を説き城攻の法なんと講じたるは如何と詰つたれど、其證據も無かりければ此上は詮方なしとて遂に其翌寶曆九年五月に至り「竹内式部事堂上方へ神書相傳へ殊に經學指南ばかりに無之靖獻遺言等を堂上方へ講釋いたし其上堂上方三本木へ參らせ候ふ節に罷越し酒宴いたし都て教方宜からず候に付堂上方弟子の分御告め仰付られ殊に色々軍書武器の風聞等も有之に付武藏相摸上野下野安房上總下總常陸山城攝津和泉大和河内東海道筋木曾道筋甲斐駿河近江丹波越後肥前の國々追放と重追放に處せられ其一子主計も京都御構」と申渡され是にて寶曆の騷動は其局を結びたりと右門は涙ながらに物語りき。

第六回 山縣大貳

山縣大貳は藤井右門が物語の顛末を聞いて嘆息なし涙を流して申けるは「唯今の御物語にて寶曆の騷動その事情悉しく相知れて此大貳も諸人の心を推察し思はず慷慨の涙に袖を濕して候ふ其折から藤井大和守は密に京都を遁出て行方知れずなりしとは聞及びたりければ兄齋宮が添書にて御邊是へ御入ありし時より予常に御

邊の舉動と云ひ御心根を覗ひたるに藤井右門大神定之とは名乗られても其實は藤井大和守直明主ならんとは疾に見抜しが竹内式部先生の苦心さばかりの事とは存じ候はざりしかの式部には松岡仲良の門弟にて松岡は闇齋先生の高足また予が師の加賀美櫻塙翁は三宅尙齋翁の門弟にて尙齋翁も亦闇齋先生の高弟なれば式部にも予と同じ學派に尊王の心を養はれたると覺え候ふが成敗は論ずるに及ばず其精神こそ感ずるにも尙餘あるなれ尤も竹内式部には其後名を正菴と改め子息主計と共に唯今にては勢州宇治今在家町なる御師の鶴飼又太夫と申す人の家に寓居して醫術又は歌學など授けて閑に其日を送らるゝこと予仄かに聞及びたり敢て急に求むべき事にては候はねども事の叙に御邊の紹介を以て予と式部の間に交際を結ぶ事には成し給はらずやと述べたれば、右門は打悦びて「扱は竹内には正菴と改名して伊勢に居られ候ふよな寶曆騷動の砌り露顯に及べる數日前僕に向ひて「扱も今度の一儀はや願はれぬと覺ゆるぞ余は主謀の者なれば必定召捕はれて殿科に處せられんこと勿論兼ての覺悟なり去りながら徒らに慷慨悲憤の詞を吐て幕吏の怒を増し生命を失はんは大義を謀る者がせざる所なれと云拔の出来るだけは試み申すべし但し御邊は唯今その身に疵を被るべき時にあらざる事なき内に早く京都を遁出で後日の再舉を專一にせらるべし」と達ての諫めに詮方なく京都をば立退た

りしが扱は式部先生も今は伊勢に居らるゝか其儀ならば僕は是より直に伊勢に赴き面會なし萬事の相談を遂げ先生と氣脈を通じ東西同時に再舉の計を運らし候ふべしと勇み立ち我を忘れて膝を進めたれば、大貳は暫しと押しめて「コハ怪からぬ御邊の詞かな此大貳は竹内式部が勤王の志を感じ其人を慕ふが故に竹内と交際を結びたしとこそ御邊に申たれ御邊が無謀の企てに一味いたす山縣大貳源昌貞にあらざる今日に於て一揆徒黨を催して名も無きに將軍家を傾け奉らんと思ひ立つこと假令朝廷の御爲なりとも政道より論ずる時は矢はり謀叛その謀叛の仲間は大貳をば引入んとは甚だ以て其意を得ず是に就ても御邊が振舞を見るに或は浪人兵法者、町醫者などとも懇意を結び一途に幕府を誹謗なし事無に風波を起さんと望める色あるは、扱は謀叛を巧み居らるゝよな懇意は懇意心底は心底事と理とに依ては此大貳懇意の御邊なればとて見遊には仕り候はぬと思の外なる氣色なれば、右門はハツと驚きて色を失ひたれどジツと胸を押鎮めて「是は存じ寄らざる大貳先生の御察當承はつて驚き入る僕事江戸表に罷出てより有志の人々と交際を結べども未だ謀叛を巧みたること更に無し尤も王室の御衰微を嘆きあはれ昔の如き王朝の御代に成し奉らんと望む心は素より先生にも御承知の次第ならずや殊に唯今も仰せありし如く先生とても竹内式部と其學派の源を俱にし勤王の心に

山縣大貳

厚き方とは此右門深く信じて疑はず今日に於て大義を企つるには此人ならでは首領に戴くべき人物は天下廣しと雖も恐らく外に有らずと存せしゆ幸ひ今日の御話に機會を得て申出でたるに意外の御心底かく口と心の齟齬したる山縣大貳殿とは知らず此二ヶ年の間望みを屬したるは右門が一世の誤り悔ても今更其甲斐なし去りながら貴殿が何はと御諫めあつても心は鐵石に比しき右門初一念は變じ申さぬ斯く申す上は此右門をば御絶交あるとも但しは幕府へ御訴人あるとも先生の思召通りに致されよと覺悟の心を定め端然と坐したりけり。

大貳は右門が覺悟の體を見て面を和らげ欣然として申しけるは「天晴なり右門どの御邊が心底斯く大丈夫にておはす上は此大貳が胸中の奥底を打明けて改めて御聞かせ申すべし抑も大貳總角の頃より漢和の文を讀み弱冠にして粗々大義に通じ候ひけるが王朝今日の御衰微を仰ぎ望み奉る毎に悲嘆の思ひに胸も塞る心地せられて候ふなり奈良の朝の御事は申すも更なり平安の朝にならせ給ひても愛じき御稜威にてましませしが中頃よりして藤原氏相家の政治となり其一門の振舞怪かる事ども多かりきに一變して院中の御政となりて遂に保元平治の亂となり武家の權威に推移り左しも延元の帝の御偉業も再び足利家の爲に世を狭められ玉ひ

山縣大貳

て世は英雄割據の狀況と變り織田豊臣を経て今日徳川の天下とは相成つたること是れ天運の然らしむる所にて人爲を以て變動すべきに非ずとは申せども懸巻も綾に畏し此大和の秋津洲は皇帝の治し召す御國なるに今は其御稜威も果なくて御座しますかと恐察し奉れば腸も断え心も裂く計なり尤も徳川家の幕府は家康公以來世々の賢君あつて良相これを補佐し文武の政も時の宜に従つて行はるゝなれば慶元このかた二百年に近く太平を保てること頗る其績あり又朝廷に仕へまつる事も足利の頃に比ぶれば適かに勝れたること予とても是を知らざるに非ず然れども大體より論ずる時は幕府の事は覇者の政にて所謂一時の權道ながく保續べき事ならずあはれ日本に生れたる思ひ出には何とぞして元の王政に復し奉りて大御心を安じ參らせばやと思ひ立つたるは既に十餘年前にして今日まで未だ一日も思ひ止たる事は候はず既に寶曆九年に予が古書に托して著したる柳子新論十三編に正名編を其首に置きたるは即ち大義名分の紊れたるを憤りての筆なりとは御存じあらずや其頃下野に松宮主幹と云へる學者の候ひけるが其書を讀みて「深謀遠圖は殆ど似たり但し兩都向背の論に至りては大いに然らざる者あるを惜むなり蓋し未だ聖賢の肺腑に投著せざるが故に俗風あり時勢あるを以て一定の權衡を懸けては萬方を推す可からざるを察せず是漢學儒風の偏見に崇らるゝ者のみ」と論ひ

て暗に幕府の爲に説を立てたる事の候ひき其時予は堂々たる學者の間にて斯る名分を辨へざる論ありては王室の御爲に由らしき事なりと存じたれば直に書を主幹に送り「俗風改む可からずとは下に在るものと申す詞なれ苟も天下を陶鑄せんするものは何の忌憚る所あつて茲に拘はるべきぞ古訓に風を移し俗を易ふと云へる事あり又舊染汚俗は咸興に維新なりとは申し候はずや」と痛く論ひて其後は更に其人と文書の往復を絶ちたりき是即ち予が心中の潔白を守る微節なり去りながら天下の政權武家に移りて既に五百年にも相成つて封建の制度は深く其根を士民の心に下したるに由り王政復古の大業は容易の企てにあらず企てずは倒れ倒れては企て忠臣義士幾千百人の血を洒ぎ命を棄てて後にこそ初めて其績を見る事なれ一旦の謀を好みて奇道を行ひ萬一を僥倖せんは暮々も然るべからず現に寶曆の一條の如きも或は公卿方には血氣に早まり慷慨の念を制し難きが爲に自から輕躁に涉りて竹内式部が折角の大志も其の爲に敗れたるにてもやあるべき御邊にも去る御心底の上は大貳俱々に語はんが無謀の舉動は好ましからずと初めて明す大貳が本心、右門ははつと首を下げ「斯る御胸中にて御座あらんとは存ぜず唯今の無禮の詞幾重にも御許し玉はれよとて是よりして大貳は右門を腹心となし密に大義の方略を工夫するに他事なかりけり。

第七回 竹内式部

斯て大貳は勤王の志を懐き時節もあらば朝廷の御爲に中興維新の績を奏せんものと常々思ひ居たる處に右門が身の素性を知り得たりければ愈々密に謀を運らし兎も角も伊勢に住居なせる竹内式部に打合すべきが其都合は如何すべき右門は曾て公の科を蒙つたる身にはあらねど伊勢路あたりには其面を見知たる者もあるべく且つ式部を明らさまに訪はんも遠慮なきに似たり誰をか其懸橋にや頼まんと案じたるに右門が不圖思ひ出したるは岡本東庵が事なり、此東庵は先にも云へる如く故人伊藤東涯の門弟にて京都に住居て儒者を業とし一時は竹内式部と共に有志の堂上方を説き頗る勤王の事業に力を竭したるに寶曆の騒動に式部が勧めに由り未だ事の敗れざるに先きだちて京都を立退き其禍を免れたる人なりき其の後所々を彷徨ひて今はもはや氣遣ひなしとて再び京都に還へり住めり此の人こそ屈竟の同志なりとて右門は大貳に謀りて幾許の旅費を持たせて専使を京都に遣はし「斯く京都にのみせばさんよりは江戸見物に來り玉へ」と云ひ送つたり、東庵は久振にて右門の使に接し其昔の交りもなつかしく且つ江戸見物をもせばやと兼て望みける折柄なれば使の

山縣大貳

者と共に江戸に下つたり、右門は東庵を大貳にも引合せ寄々に其心を探つたるに東庵其時已に六十に垂として老の境に臨みたれど勇氣は其昔に異ならず慷慨の氣象は自ら言語に顯はれて何様頼もしき一味の人に相違なかりければ、大貳も深く喜びて胸中を打明け式部へ氣脈を通せん事を托したるに、東庵は直に肯諾て去らば我等直に伊勢に罷り越し都合によつては式部をも是へ伴ひ來るべしとて出立ちたり。

斯て其後岡本東庵は江戸に歸り來り即ち竹内式部が一子同苗主計を同道して大貳右門へ引合せたり、主計は兩人に對て申しけるは「今度岡本東庵老を態々差越し玉ひ愚父式部へ江戸表へ罷越すべしとの御口上承はりて候ふに付即ち其御返詞申上げさすべき爲にとて僕を差下し候ふ愚父式部より申候ふ趣は山縣先生の御思立の概略承はり勤王の御志感激の至り言語に盡し難し僕事御存知の通り先年京都の一擧に失敗いたし唯今かく沛浪漂泊の身と相成り罷在と雖ども雄志は老ても未だ灰せず常に再擧の志を懷き候ふに御使を得て盲龜の浮木に會へる心地いたし其悦びに堪へず此一儀に於ては素より御同意にて俱々死を期して謀るべき覺悟なり但し式部唯今は正庵と名を改め醫業を營み傍ら和歌の道などに教へ世捨人の狀とは相成り居り候へども既に重追放に處せられ人にも面を見知られたる者なれば江戸表へ罷越さんは嫌疑を招くの媒となりて甚だ遠慮な

山縣大貳

き舉動なるべし依つて愚息主計をば差出し候式部が心底同人より御聞取玉はるべし又先生の門下に留め置れ御教授を玉はらば同人の幸福此上は無かるべし尤も時機到來の上は僕も密に京都へ立越え公卿有志の方々と申合せをも仕るべく其邊は東庵老と談合いたし置きたれば京都手入の一條は僕引受申すべし貴殿に於ては關東の事専ら御工夫あつて東西相應すること專要と存じ候ふ然れども輕舉暴動は事を敗り禍を諸人に與ふるの恐れあれば別して藤井殿には其邊御憤みあつて山縣先生の深慮に従ひ玉べし文通の往復使者の往來これ又極めて注意を要し候ふ暮々も死生を俱にして事を謀ること大切なれとの口上なりと述べたりければ、大貳は大に悦びて「夫れにて式部先生の御心中相分たり併し御邊を差越されたるは人質の思召にてもあるらんが人にこそよれ竹内式部先生いかで此大貳が疑ひ奉るべき江戸御見物の上は速に伊勢へ歸られよと答へたり。此主計は二十有餘の壯士にて式部の子たるに恥ざる人物なりけるが飽までも大貳の門下に止まり度きとの所存なるに由り、然らばとて是より岡本東庵は京都へ歸り主計は大貳が内弟子となり富水道生と姓名を變へ密に大事の評議に加はり式部への連絡は主計が常に計ひしとなり。

第八回 癸惑星

大貳は表立ては式部と氣脈をこそ通じね式部が寶曆の手並は兼て聞き知つたる上に其器量の非凡なる事を識たれば是よりして主計が手より或は式部に文通し或は岡本東庵に往復しなどして大望の企てをば相談に及びたり、竹内式部も亦この山縣大貳ならでは今日に於て俱に謀るべき人物なしと信じたりければ密に東庵を語らひて公卿の有志を奮發せしむる事に盡力なし時々形を變へて京都に立入り重追放の御構場所をも憚らず堂上の間を遊説して東西相應するの策を施すに他事なかりけり。

扱また右門は深く大貳に服従したりければ數多の諸藩士諸浪人などと交る中にも常に大貳が人と爲りを賞賛し「今日に於て文武兼備の豪傑と申すは我師の大貳先生の外にはあるべからず其の智勇の絶倫なる事は遠く世の人に秀で古の楠公と雖もよも其上には出づべからず今太平の御代にて智謀の良將も其用なきには似たれども測り難きは天變地妖知り難きは民心人情およそ治亂の境は倏然として起り忽然として顯るるものなりと聞及べばいつ何時事變なしとは保證がたし若も左様な場合に臨まば大貳先生は蛟龍地中を出でて雲を呼

び雨を起し天下に事を成すべき英雄されば各々方にも常々先生の門下に立入り入魂に致し置れなば萬一の其折にはこよ無き立身出世の手掛りゆゑ隨分ともに先生の教を受け文武の修行を勵み玉へ」と夫れとは無しに説示せば、何れも兼て大貳が度量才識に敬服したる輩なれば益々望みを大貳に屬し中にも浪人ものゝ世に容られざる者共はあはれ事あれがし大貳を戴いて世に出づる折もあるべけれど際に世の亂を俟てる様なりき。されば大貳も是等の輩が心を察して陽には更に同志を語らばねども誰彼と無く立入るものを懐くるを第一に心掛け軍學の暇には和漢の書を講じ「抑も我國王朝の古は斯々にてありけるが其後政權は是々の譯にて藤原氏に歸し夫れよりして又院の御政治となりしは斯る次第なり保元平治の亂より鎌倉の政務に移りしは云々なり承久の御一戦に叡慮の如くに行はれざりしは如何に建武の中興また再び敗れて足利の世と變つたるは如何と治亂興亡の跡を説き今日徳川家の政務と相成たるも時勢の然らしむる所なりとは申せども朝廷には空しく虚位を擁し玉ひ左ながら御隠居同様の御狀勢にて御座すは何にも嘆かはしき限りならずや我々斯くてあらん程は再び朝廷の御政に復し奉らんと冀望ふことは是れぞ誠に忠臣義士の本分なる」と涙を流して大義名分を説き聞せ學問の上に士氣を鼓舞したる程に門下の者は概ね實にもと心を傾る様にぞ成り行きたる其頃また癸

山縣大貳

惑星天の心宿に掛つたりと天文家の輩が言囉したりければ大貳は内心密に悦び左あらぬ體にて右門主計その外の高弟と共に或夜屋上に登りて暫く空を打眺て居たりしが愕然として手を拍ち「何にも噂の如く惑星は心宿に掛つて然も其中に入つたるぞアレ見られよあの大きな光芒の見ゆるが惑星にて此方に燦然として集つたるが即ち心宿なるぞ扱々心掛りの事なるかな今天下太平にて鼓腹擊壤の世の中なるに斯る不祥の兆の天象に顯はるゝはそも何事なるぞ我々共が凡夫の淺學薄才にては測り知るべき様なけれど去りとては恐ろしので天象やなど眼を閉ぢて憂に沈みたりければ何れも驚きて仔細いかにと窺ひたり。

大貳はやをら屋上より下りて書齋に歸り右門主計等に向ひて申しけるは「惑星の事は言新らしく予が辨ずる迄も無く貴殿方にも物の本にて定めて御承知なるべし惑星心を守るは宋の分野にて君之に當ると左傳に見えたるが初めに史記の天官書には「惑星出づれば則ち兵あり入れば則ち兵散すと見え後漢書の鄧暉が傳には方今鎮歲惑星並びに漢の分野製軫の域にあり去つて復來れば漢必ず再び命を受けんと見え吳志の孫皓が傳の註には永安二年一異兒あり長四尺餘にて年六七歳ばかりなるが青衣を衣て群兒に従つて遊べり眼に光芒ありて鑰々として外を射る曰く我は人に非ず乃ち惑星なりと諸兒大いに驚き或は走つて大人に告ぐ馳せ往て之

山縣大貳

を觀れば身を竦て一躍し一匹の練を引くが如に天に登り須ありて没せりと見え又北史崔浩の傳には大史奏す「惑星匏瓜星の中に在りて忽に所在を失ふと浩曰く庚午辛未は重陰なり惑星を失へるは是惑星に入れるなりと見えたり扱この惑星は如何なる運動をなすかと云ふに惑星は常に十月を以て大微に入り制を受けて出で列宿を行て無道の國を司るとは淮南子に説く所なり五星を五行に合する時は水は辰星に合ひ火は惑星に合ふと劉歆は三統曆説に示し宋景善を言へば惑星次を退くと郭璞が疏に論じたり去れば今この惑星が心宿に掛つたるは是れ兵亂の兆ならんが此の太平の世に斯る天象の顯はるゝこそ容易からねと眉に皺よせ酒々と辯じたれば、右門等は「大貳の博識強記なるに驚き是必らず兵亂の兆ならんぞと寄々に語りて心待に待ちたりしに果せるかな其年（即ち明和三年）の秋に至り上州地方に百姓一揆の騒ぎぞ起つたりける。右門はじめ門弟等は或日講義の席にて此事を言出し惑星が心宿に入つたるは即ち上州騒ぎの兆にて候ひけるにやと問ひければ、大貳は苦笑して「斯る百姓一揆の小事にて相濟ば實に目出度き事なれど二十八宿を我國に配當すれば上野は心宿の分野にあらず且つ今年は歳は正しく丙戌にて重陽に屬し時候も亦恰も陽氣盛の時節なるに彼の惑星が一且心宿に入つて其中を通りぬけ遙に紫微を指して進み行けるは若や京都關東の分野に涉つて事起るべき天象

の豫め示す所か去りながら凡夫の大貳且は重代の身に非ずして天機を洩すは恐あり各々方にも他日自から
 此天象の示現は如何と覺り玉ふ時あるべしと不言は却つて意味深く事あり氣に説きたるにぞ門弟等は扱は
 事出で來らんと心あるものは是を憂ひ心なき者は面白き事の様に思ひたるぞ淺間しき。其後右門は大貳が不
 在の時を伺ひて密に參會の輩に對ひて語りけるは「諸君にも知り玉へる如く此右門は京都の者にて正親町三
 條家の臣下なれば若年の頃より土御門家に縁を求めて出入なし聊か陰陽天文の道をも學しに焚惑星の出入を
 見て治亂を下し又列宿の分野を定めて其所を知る事は阿部晴明以來の秘傳なるに山縣先生はとうして此傳を
 ば斯も精詳知り玉ひけるか驚き入つたる事ならずや既に僕も密かに土御門家なる友人が許に手紙を以て問合
 せたるに同家よりも此天象こそ容易からねと勘じて密奏に及びたる由なれども其仔細は極秘にて關白殿下
 へも御存知なしとの内報なりと語りければ居合せたる輩は益々大貳の技倆に驚ろき夫れより夫れへと語り傳
 へ果は江月中の大評判となり一層大貳が望みを添へたりけり。

第九回 軍學の講義

却説く織田美濃守殿の邸内にては既に第三回に説たる如く松原郡太夫は織田對馬守と心を合せ何にもして
 正義の家老職たる吉田玄蕃そ落度を搜して退役せしめ己れ是に代つて織田の家政を思ひの儘に振舞はんと恐
 ろしき巧みを構へ其後は何となき體にもて成して山縣大貳が美濃守殿の邸に來つて講釋をなす時には出席な
 して聽聞の列に加はり更に津田庄藏關野定右衛門栢植源四郎などを同腹に語りひて時機を待たるぞ淺間し
 き。斯る巧みありとは大貳は固より知るべき答もなく玄蕃とても亦かの郡太夫等は油斷ならざる輩なりとは
 知たれども彼等が大貳の講釋に列なるをば故なきに障ふべきに非ざれば其分に任せ置たるに大貳は門弟の益
 益増加するに従ひて自宅の教授も忙はしく又自宅とて手廣ならねば幸ひに駒込なる金峯山高林寺と云へるは
 織田家の菩提所にて其方丈書院も頗る廣敞なれば玄蕃を以て頼み込み月三齋づゝ高林寺にて講釋を成す事と
 致したるに吉田玄蕃を初として織田家の藩中にては吉田八藏、高見澤與左衛門、時田儀左衛門其外數十人永
 井飛騨守殿家來市川清藏、松平遠江守殿醫師淺倉立菴、松平伊豆守殿家來福島傳藏、浪人には立木九郎兵衛
 澤田文治、町醫高橋文仲、甲州山王神主加賀美上總これ等は深く大貳に隨從せる輩なり其外心底は分明なら
 ねども阿部殿の家來にて今村彈次、茂上六彌、内藤源五郎の三人は近來入門の初心なれども殊に勉強の體に

山縣大貳

見受たり又本町三丁目の町醫宮澤準曹、神田小柳町に住居なせる浪人の桃井久馬、同く永富町の浪人佐藤源太夫南鍛冶町に寓居せる禪僧の靈宗この四人は右門と交際せる縁につれて時よりは大貳の講釋を聽聞に来る事あり扱また松原郡太夫、津田庄藏、關野定右衛門、栢植源四郎は必らず其度毎にと云ふにはあらねども是以て時々聽聞には出席したりけり。

頃しも明和三年十一月中旬なりけるが此日は例に由て大貳は右門主計を從へて高林寺に出張なし支藩其の他の門弟の望みに任せ孫子を講じたり。講釋畢りければ大貳はやをら見臺を側に押遣て門弟に打向ひて「何れも長い講釋さぞ退屈にておはしつらんが孫吳韜略の兵法など申さば知らざる者はさぞ面白き事ならんと思はるべけれど詰り大綱要領を説きたる而已にて殊には今日大小砲を用ふる戦ひには適當らぬ事も多くて候ふなり但し昔しは此兵書の世に希らしかりければ一篇一章だに珍重して師傳を授かつたるに文化の開けゆく世の忝なさは斯く事も無く讀み得らるゝ様には相成つたれば此綱領を能々胸に疊み置きたまはねば予が授け參らす甲州流の兵學は申すにおよばず長沼北條越後山鹿の諸流を學び玉ふにも基礎なければ退屈を忍びて勉強し玉ふべし七書の綱領を知る上にて之を活用するの一段に至て所謂運用の妙は一身に存するの理にて夫

こそ御銘々の器量次第にて候へと述べたれば、何れも委き由を申して一禮に及びたり。其時右門は進み出で「既に御講義を畢らせ玉ふ上は兼て御門弟一同よりの願ひなれば甲州流の繩張および城攻の御傳習今日より相願ひ度く候ふと申したり、大貳は「かく各々方に於て不肖の大貳を師と仰がるゝ上は大貳敢て軍學の奥儀を咨み是を傳へざるには候はねど此多人數の中に於て説聞せ參らせんは如何なれば今日の所は見合せて他日に譲るべしと辭したりけり、左れども候らひける門弟等は頻りに其教へを乞ひて止まず右門主計も亦ひたすら勧めたるにぞ此上辭せんは人の望みに背くべしとて大貳は「然らば一通り繩張および城攻の大要を説き申すべしとて庭上に下て其所にあり合せたる箱庭の中に飾つたる手遊の城壁柵橋どもを雛形に用ひて其の講釋にぞ及びたる。

手遊ながら雛形を用ひて高林寺の庭上にて説示したる城取城攻の講釋に或は諸國の名城或は古戰場等を例に引き大貳が明辯にて水を流すが如くに教へたるにぞ門弟等は皆我を忘れて其利害を聽聞したりけり。其時藤井右門は雛形を取崩して更に組立て「何に先生この江戸城は徳川家康が築立たる名城とは申せども其要害は全く唯今御講義の規則に外れし繩張なるは如何なる譯にや伺ひ度しと問掛くるに、大貳は何思ひけん黙

山縣大貳

然として答へを成さざりばり。主計の道生は右門が不審を聞きて傍より進み出で、「實に右門殿の宣ふ如く此道生とても内心その不審を懐きて候ふが若年の身を以て憚らず口外するは恐れありと差控へ罷居て候ひき右門殿願はくは貴君が御不審の個條御聞せ下されよと述べければ右門は莞爾と打笑ひて「よくぞ問はれたる道生どの先づ江戸の本城を見られよ東南の要害は二重三重の曲輪を構へて頗る堅固に築立たれど搦手は西の方それより北に渡つては僅に一重の外曲輪要害最も手薄なり」道「シテ江戸城を攻めんには」右「さればなり武蔵野に吹く風の例は秋の末より冬に掛ては西北つねに烈しけれと其他は眞南または辰巳の風多し其烈風の折を窺ひ遠くは品川高輪あたり近くは芝口久保町最寄軒を並ぶる人家を目當に火矢を烈しく打掛けんものならば忽ち大火と相成つて芝口櫻田焼拂ひ丸の内に焼込むは必定なり是迄とても御曲輪内の大火事は大抵御本丸に飛火せし事多ければ其如く本城炎上と相成つて城内の騒ぎ上を下へと返すが如し其機を計つて此右門必死の勇卒三百騎眞丸に備へを立て赤坂四谷の境より半蔵御門を打破つて突入らば北跳橋を取切つて乗越さんはいと易し北跳橋を乗越せば直に吹上將軍家の常の座所に程近し女侍女小姓ども火事に追はれて周章ふためく折なれば一舉に江戸城を取り得ん事鏡に懸けて見るが如しと息をも吐かず述べければ成程是は名策なりと感じ

合へる様を見て大貳は右門に向ひ「今日幕府の旗本御家人等遊隙に溺れて武備を怠り不覺を極むる輩のみとは申せども江戸の本城は將軍家の御座所にて半蔵御門の要害はさう容易くは破れまい良し又容易く打破り跳橋に掛るとも城内警固の侍共あの堤を楯にして烈しく鐵砲打立なば寄手の勢は將棋什し三百位の勇卒で乗り入らん事覺束なし此儀は如何にと大貳の批判に、右門はハツと行詰り暫し腕組なしけるがハタと手を打ち「如何にも恐れ入つたる御批判なり然らば右の火攻をなして其最中に此方より旗差物を押立てて大手御門に」とつと向ひ擬勢を張つて手痛く攻立て城内の敵兵に力を此に集めさせ火出づる程の戦争の酬なる折を見て別の一手は半蔵より吹上に突いて入らんは如何と述べたれば、大貳は打ち詰いて「夫れこそは昔し源廷尉が生田の大手の合戦最中鴨越を落したると同じき軍略なれ去りながら右門には唯今述べられたる手段にて江戸城が手に入るものと思はるか」右「何にも左様」大「ハ、ア迂遠なり藤井右門この江戸は日本の政治を掌握ある征夷大將軍の御本城さう容易くは攻取られず又攻取つても僅か敵百の人数にて籠城は思ひも寄らず夫程の手配りでは失敬ながら此江戸は御邊の御手には入ませんとぞと打笑へば右門を始め一同は大貳が顔を打守り其理由如何と息を殺して窺ふたり、

山縣大貳

其時大貳は啞々と打笑ひて「何に支藩殿を始め右門道生の諸子には斯る軍略にて一舉して江戸城を攻取り得べしと思はるゝか去連は淺果なり抑も江戸城は智謀軍略古今獨歩と世に知られ徳川家百五十餘年の基を立玉ひたる家康公の御指圖を以て繩張せられたる日本の名城征夷大將軍の御本城なり、其大手と云ふは箱根の險嶮橋手は碓氷の要害秩父の山脈利根の流を二三の曲輪と定め川越岩槻忍館林古河關宿みな要所に構へたる扱外曲輪は何にと見れば先づ東には安房上總下總にて佐貫久留里大多喜佐倉の諸城あり北は常陸兩野にて土浦水戸笠間黒羽烏山太田原下館結城宇都宮沼田前橋高崎安中の諸城あつて甲信の山脈へは通じたり西は名に負ふ甲府の城駿府沼津小田原に其聯絡を遙に保ち左ながら聯珠の如くなり例はば五畿より軍を起し近江美濃伊勢尾張信濃三河遠江皆味方に相成て東海道は富士川を越え木曾路は信濃に推寄せ山海二期を合せ關東として攻寄せんに御邊等は箱根碓氷の要害を力攻めに攻立て破り得べしと思はれてか其昔豐臣大閥天下の大軍催して小田原征伐ありしにも合戦數月に涉りしならずや但し御邊等は此要害の險嶮をば難なく打越す手段あるかと捲し掛けたる大貳が間に、何れも手段あらばこそ高説いかにと尋ねれば、大貳は打諾きて「左こそあらめそも箱根の要害は小田原の大久保殿その御固を承はり常は其取締左したる程には見えされと一旦事ある

山縣大貳

日に常り數千の兵を繰出し此要害を守るならば攻破て打越さんこと決して容易き業にあらず然るに足柄越の間道は其用心極めて薄く見受れば富士の裾野を傳うて廻り愛甲邊に打つて出るか然らずば甲斐の境に押出ださば箱根を固むる小田原勢其後を取切られ前後に敵を引受て四途路に成つて敗れんは鏡に掛けて見る如し「シテ碓氷の險嶮は如何に」是とても其通り沓掛より左に廻り淺間の麓の谷通ひ横川の右に出る間道は里程は少し遠けれど人馬の通ひは難からずと手に取る如くに説き示せば一同アツト感じ入り實に先生の軍略は人智の及ばぬ所なりと感服したりけり。大貳は猶も苦り切つて「是しきの事に驚きては軍學修行の効あるまじ誠に御邊等に問はんが今申たる如き手段にて假に箱根碓氷の要害は破り得べしと暫く定め兩道の軍勢にて江戸に押寄せんに唯今も述べたる如く武藏相摸上野下野の諸城より新手の援兵繰出して或は前を支へ後を襲ひ或は兵糧輜重を憐ませ我軍を妨げんは必定なるに其時は如何なる謀計運らして百里の懸軍を保つべきぞ」「サア夫れは「その謀計も是なくて江戸城を攻めんなどは已れを知らざる無謀の戦争なり江戸はおるか武藏の境に足踏せんと思ひも寄らざる望なり」「然らば箱根碓氷を打越しても江戸城は「中々攻められぬ是を攻むるには味方の足溜りなる出先の根城を構ふが最も肝腎」その根城には扱何地を「甲府に越したる根城は無し」「ム、

其甲府を攻んには「イヤ其所までは申すまい先づ御邊方も篤と工夫を凝らしたる其上にて更に質問いたされよと教へ戒め其日の講義は是にて終りを告げけるが最前よりして高林寺座敷の襖の蔭に居て立聞したる老僧の梅叟和尚は思はずホット大息を吐いたりけり。

第十回 甲府の要害

高林寺にて大貳が城攻の講義を洩聞て大息を吐たる梅叟と云へるは美濃守殿の領分なる上州甘樂郡小幡にて京都花園妙心寺の末寺たる崇福寺と云へる禪宗寺の隠居にて今年(明和三年)五十歳の老僧なり此崇福寺は織田殿在所の菩提寺なれば梅叟は住職を弟子に譲りて隠居せる後は數年前より江戸に來り同じ縁にて高林寺に寓居し兼て大貳を知つたる故に吉田玄蕃を大貳に初めて引合せたるは即ち此梅叟なり。去れば梅叟は大貳が玄蕃主計右門等を相手になし江戸甲府の御城又は箱根碓氷の要害どもの物語して斯く攻めなば落んなど語り合へるを立聞して後に己れが背齋に入つて「扱も思ひの外なる談合を聞くものかな彼輩こそ軍學の講釋に事よせて反逆を企つるなれ若も左あるときは大檀那たる織田家の大事その爲に當寺にまでも禍を及ぼす事ある

つては以ての外の一大事なり殊に余その初め大貳と知合の中にて玄蕃殿を誘ひて面會せしめ夫れより兩人師弟の縁を結びたるなれば余とても事顯るゝ其期には運累を免がれ難し良さらば此趣きを寺社奉行にや訴へ出づべき織田家の役人にや密告すべき否々容易ならぬ事柄をば粗忽に言出さんば憚あり其條ならば唯何氣なき體にもてなし明日にも玄蕃と俱に大貳が宅に赴き猶も兩人が様子を探つたる上にて其運びに及ぶべしと屹度思案を定めたり。抑も此梅叟は原は甲斐の出生にて幼き頃より佛門に入り専ら禪家の宗風を學び一派の中にては人に知られし老僧なれば聊も大貳玄蕃等に對して害意を含みたるには非ざれども軍學の講義に江戸甲府箱根碓氷などをば譬喩に取つての談話をば一概に事實その謀あるものと思ひ疑心暗鬼を生じたるぞ疎かなる。

去る程に梅叟は其翌日高林寺を出て鍛冶橋なる織田の本邸に赴き玄蕃を訪ひたるに幸ひに在宅なりければ兎角に宜様に言持へて俱に邸を出で、大貳が八丁堀の宅を音信たり、大貳も恰も好し在宅したるに由り兩人を茶室に招じ抹茶を振舞ひ四方山の話題に移りければ梅叟は態と甲府の事を語り出して甲府城の御要害は云々なりと知つたる事ども述べたれば、玄蕃は更らに梅叟の胸中一物ありとは心附ずして「果して甲府城の御要害

山縣大貳

和尚の申さるゝ如くにてあらば先生昨日の御講義にて江戸城を攻むるには先づ甲府を取つて根城となすべしと宣ひたるも詰り書上の空論にて實地には行はる可からざる軍略と覺え候ふは如何にと論じたり、大貳は原來かゝる議論にて謹み深き實なれども梅叟は從來の知人と云ひ殊には方外の人ではあり此和尚の聞ける所にて軍學の話は何の仔細もあるまじと心に許したりければ打笑ひて「去ればこそ表面のみを知つて其内情を知らざる人には斯る想像の起るは無理ならねども此大貳は甲州の生立にて甲府城の要害は申すに及ばず甲斐一國の地利は盡く實地を知つたる者なり夫れ甲斐は天險の地勢にて一夫これに當れば萬卒も踰る事を得ざるの地なりとは申せども現に織田右府は此國に攻入つて左しも驍勇の剛將たる武田勝頼公をば亡ぼし玉ひき然らば織田殿の軍略に倣ひて一方は信濃路を塞ぎ駿河遠江より攻入らんものならば甲府とて落城せざる事のあるべきや又甲府城内の御固は嚴重なりと宣へども現在甲府勤番支配は三千石以上の旗本より出で二頭なり同じく組頭四人與力二十騎同心百人これに従ひ其外甲府勤番は五百石以下二百石以上の旗本二百人の定めなり然るに右の人数の内には老年にて物の用に立たざる者あり又幼弱の者もありて加ふるに武藝とては固より不鍛練にて柔弱を極めスワと云ふ時に當り一人前の武士の働きせんするものは幾許も候ふまじ又八王子には千

山縣大貳

人同心住居して非常の時には甲府の援兵に備へたれども是とて恐るゝに足らざる小給の御家人等殊には太平の懦弱に養はれたる輩なれば變を聞いて直に甲府に馳参る事の出来申さぬは必定なりとは述べたりけり。大貳は更に詞を續で申けるは「扱また甲府御城備置の武器は何にも唯今梅叟和尚の宣ふ如く數多の員數これ有るに相違なしとて手側にありける手匣内より覺書を取り出して支番に示し「是御覽あれ此の如く弓矢鐵砲槍長柄かく十分に備はつては是あれど其品物を見る時は情なや百年餘も納め置いて近來その修覆を怠つたる事なれば弓はあれども絃は切れ矢はあれども竹は朽ち長柄は錆て用立たず鐵砲の類に至つては筒内引金みな錆附いて働かず玉薬とて皆用立ものに非らず然らば則ち烽煙一たび上りて兵亂と成り必死の勇卒その數僅に二百にて不意に起つて押寄せたらば甲府の城は忽ちに一戰に落城せんは疑なし又甲府の城は昨日も述べたる如く苟も其大將に軍略の智謀あつて是を守るときは少勢にて大軍を引受くるには最も便利の要害なれば西南の義兵一たび此城を取つて根城となし左は信濃上野を扼し右は遠江駿河に應じ互ひに氣脈を通じて推寄は江戸城と雖ども途には落ざる理由なし大貳が見る所は正しく斯の通りなれば決して書上の空論に誇るものと思はれそと甲府の武器要害を手取る如くに語り聞せたりければ、支番は大に感服なして「今に始まらぬ先

生の御器盃恐入て御座ると謝し夫れよりして四方山の話に時を移しはや冬の日脚の早くして黄昏に近ければとて梅叟は大貳をせき立てて暇を告げて歸つたりき。是ぞ大貳の身の上に降掛る禍の端緒と以後に思ひ當つたり。

此に又思はざる外の事よりして右門が禍より惹て大貳が身の上に及びたる事こそありけれ、大貳は前にも述べたる如く勤王一途の大望には深く寶曆年間竹内式部が一擧に鑑みて猶更に慎重を旨とし式部の謀れる所よりは一層の重きに入つて計畫を運らしたりければ同志の人たりとも浮とは心底を打明ては物語らず支蕃の如きは初めより大貳に服従したる人なれども夫れさへ軍學に事よせ又は忠孝の道を説きて其勤王の義心を鼓舞し大義名分の在る所を知らしむるに止めて其餘の事は曾て口外せし事もなく江戸にては僅に右門主計の兩人京都にては岡本東庵と伊勢の竹内式部ばかりぞ誠の同腹にてはありける然るに右門は是に異なりて原來勤王熱心の餘り常に大貳の深謀遠慮をば手ぬるしと思ひ一日も早く事を擧るに性急なりければ文武の修行に托して諸藩の武士浪人も或は醫者などに廣く交を結び一味を募る事のみ旨としたり此右門敢て文武の業に於て千萬人に秀でたると云ふには非らざれども弓馬槍劍の道は随分に熟達し和漢の學にも疎からず且つ和歌を

好みて讀み或は卜筮陰陽の事にも通じ辯舌頗る爽かにして交際に巧みなりければ大貳が高弟にて同居の身がらにて在るも世間の用ひはをさく大貳にも劣らず彼の桃井久馬宮澤準曹佐藤源太夫禪僧靈宗等が大貳の講席に列なつて聽聞せるもみな右門が初めは誘引したるにこそあれ。大貳は深く右門が輕躁なるを憂ひ寄々に戒しめたれども右門は兎角に聞入れずして居たりける内に此年もはや十二月に至りければ右門は桃井久馬と共に會主となりて忘年會をば兩國の柳屋に催したるに此の催よりして一場の禍を起したり、事は次回に詳らかに。

第十一回 忘年會

藤井右門は今年も(明和三年)餘日なければ年忘の一興相催さんものをとて平日心安き輩に謀つたるに何れも其の事然るべしと同意したりければ去らば兩國柳橋の畔なる柳屋の樓上に於て十日を卜して會合すべしと世話人なども取定めて夫々に案内を申入れたりけり此柳屋と云へるは近き頃まで同所に在りて其頃は割烹店中にて最も流行せし老舗なりしとかや扱も當日會合したる人々は誰々座中第一の上客は山縣大貳にて其次

山縣大貳

なるは關野定右衛門、松原郡太夫、津田庄藏、柘植源四郎、吉田八藏、高見澤豫左衛門、蒔田儀左衛門、今村彈次、茂上六彌、内藤源五郎、立木九郎兵衛、市川清藏、加賀美上總、春野孫八、朝倉立庵、澤田文治、高橋文仲、福島傳藏、宮崎準曹、桃井久馬、佐藤源太夫、禪僧靈宗の外諸藩士浪人文武の輩凡そ四十餘人にて藤井右門は竹内主計の富永道生と共に座敷の周旋をなし居たり尤も此日は吉田支蕃には免れ難き公用ありて出席を斷つて参り合さず大貳は斯る心底の知れざる輩の會合に赴く事を好まざりしかども右門が達ての勧めと云ひ且は是等のの人々或は大貳が門弟に列なり或は紹介を以て大貳が講釋の聽聞に来れる者にて當日は大貳をこそ上客に招きて饗なさんずれとの事なれば否み難くて心ならずも押ては出席したりけり。

右門は斯る會合も實は人々の心を懐けん爲なれば平生の粗豪なるにも似ず杯盤の馳走に心を勞し一座の愉快を満足せしめんと氣を配りて饗なしければ各々興に入り酒盃の廻るに従つて獻酬の禮は何時となく解けて高笑となり斯る盛會に酌取る美人の無からんは物足らぬ心地せらるる此亭の婢女にのみ酌させんは去迎興味も薄くこそ候へ同じくは橋町に人を馳せ踊子ども召寄せんは如何に「實に誠なり武士の交り頼みある世の例」とは申せども宴會に美人を禁ずる事のあるべきか「好も言はれたり英雄豪傑たりとも色を好むは其の本色に

山縣大貳

候はずや我等とても其道に掛けて人に劣らぬ豪傑ぞや英雄ぞや「何に山縣先生常は嚴格を専と仕たまふとも今日ばかりは狂て許させ玉へ一同の懇願この事にて候ふと廻らぬ舌の長口上理屈あり氣の踊子沙汰座中擧つての所望なれば、大貳は打ほら笑みて「各々方の御心任せ我に斟酌あるべからずと程よく挨拶なし酒酣なる頃を見計らひて大貳は席を離れて一同に向ひ「今日の御饗應大貳近頃の愉快にて日頃の鬱を散して候ふ然るに今宵は去りがたき用事の候ひて既に拙宅へ待たせ置いたる人もあるなれば中座の不敬は免し玉へ御一同には寛々と酒汲替して興じ玉へかして鄭學に詞を述べ主計を伴ひて座を立ち一同が送るをば切に止めやをら二階を下りて玄關に下り立んとせし時に右門を顧みて「右門殿よ今夜の宴會には酒盃を慎みゆめ大酒な仕たまひそ心許し難き人々の中なれば宜々詞を扣へ疑はれぬ様に心し玉ふべしと詞を残して深く戒め夫より柳屋を立出で間部河岸の夜の空冬の月の冴えたるに大河の景色も凄涼く見え渡れるを眺めつゝ主計と共に歩行しが「右門が酒癖もしや彼の酒席にて過激の振舞ともあらば事の累とも相成べければ御邊は是より柳屋へ立歸りて右門を密に呼出し人に知れぬ様に誘ひて連歸るべしと申含めて主計を再び立戻らせ物案じ顔して獨り河岸を南へ歩行き右の方の横町に曲らんとせし折に、チラリと見ゆる後の人影。大貳は目早く願れば彼の者は見

山縣大貳

られじと周章て土塀の暗き方へ身をよせて逸足はやく北の方へぞ逃たりける。大貳は佇立て暫し考へしが「唯今の曲者は正しく我後を附て来りしに相違なきが覆面眼深に仕たれども其容貌の今村彈次に似たるは不審し彼は阿部伊豫守殿の家來と聞きつるが先頃よりして右門に便つて我講釋の席に列らなり聽聞に熱心の體を見せたる様の合點ゆかずと思ひつるに扱は伊豫殿の内命にて我が舉動を探偵する間者にては有りけるよな油断ならざる幕府の注意と心に悟りつゝ八丁堀の宅に歸り右門が歸り來るをば待受たり。

却説柳屋の樓上にては既に大貳は歸つたり今は氣詰の人も無しいざ是より飲や騒げと打興じたる折柄に踊子どもは招きに応じて來りけり。此頃までは今の藝者様のものは吉原深川の外市中には無く世に専ら持囃されたるは踊子にて踊藝子とも呼びて何れも桶町邊に住居なし舞踏が本業にて初めは客の招きによつて酒席に陪する事もありしが追々盛に行はれて恰も今日の藝妓などの様には振舞たり其中にも水木美代次と云へるは名高き踊の師匠にて内々は太貳の寵愛を受けたりなど云ふ説も立ちたりしに其の妹の小美代は色藝兩つながら群に秀で姉に肩を並ぶる程の者なりしとかや。扱この席に出でたる十餘人の踊子ども綺羅を飾つて粧ひを凝らし生めき渡つて酒を俯めける程に一座の輩は益々興に入り彼踊子等が振の袂を蹴し紅の扇を翳して舞ひ

山縣大貳

奏づるを見て魂奪はれ心消え左ばかりの豪傑連中も恰も骨なき海月の如くなりて眼を細くし涎を流して居たりしが、稍々あつて桃井久馬は踊子の中にて一際目立ちて美しき小美代が手を無理に執つて中央に出で「御一座に御披露仕らんが是なる小美代は僕が日頃戀慕の思ひに胸を焦したる女なれば姉の美代次に懸合つて愈近日愚妻に申受くる約束で御座ると戯むれに事寄せて言ひ寄れば一座はどツと打笑ひて「天晴桃井殿の御腕前かな併し常人は得心にて候ふかと尋ねたる「何條得心せざる事の候ふべき是御覽せよ此如く喜びの色面に溢れて候ふなりと答ふれば小美代は妙齡の例として顔うち赤めて「こは思々しき桃井大人の戯れかな御身この程より妾に言寄たまへども妾は御身とさむくつけ無き男は嫌ひにて侍るなれば戯言にも去る事は宣はせ玉ふなよあな心地あしき詞ぞと久馬の手を振拂ひつツと立つて退いたりけり。吉田八藏は聲を掛けて「扱も驚いたる桃井殿の技倆かな鬼神をも取挫ぐ力はおはすとも小美代を従へる事は叶ひ玉はぬよなど嘲ければ澤田文治は詞を繼いで「それも理にこそ候へ小美代には是なる藤井右門殿と深き契を結べる中なるものをと言出すにぞ酒に酔たる人々なれば何の憚も無く 甲「それ知らぬ者の此座中に候ふべき 乙「然るを桃井殿の横戀慕し玉へる膺太さよ 丙「とはいへ桃井殿と藤井殿とを比べなば 丁「器量と云ひ男と云ひ小美代が眼には月に濛雪

と炭戌田舎めきたる桃の花ゆかりの色の紫の藤には争で及ぶべき已「すげなき答も理なり 庚」夫れを知らせ玉はぬは桃井殿も世事には疎くしておほすと口々に嘲笑ふに桃井久馬は初めて知つたる小美代が情事大勢の中にて赤恥かきて活とせき立ち有合ふ杯洗の水をさんぶと打明け傍なる女が止むるを叱り散らして酒注がせぐつと一飲み飲みに干して右門が前に進み寄り「藤井殿これにて一盞聞し召せと差出せば右門は迷惑顔にて「斯る大杯は僕が酒量に堪がたければ免し玉へと謝たるに久馬は朱の如き面を脹らし兩眼を皿の如くにむき出して「小美代に思はれたる好男子の右門殿などて斯ばかりの酒飲み得たまはざる事のあるべきぞ夫れとも此久馬が指したるゆる貴意に叶はぬ爲なるかと叶はぬ戀に腹立まされの喧嘩仕掛けに右門は夫れと覺つて「然らば頂戴いたすべしと涙々と酌させて一息にすつと飲みいざ返杯仕らんと久馬にこそは指したりけれ

第十二回 兩士の不審

思はざる事より柳屋の樓上にては桃井久馬が藤井右門に指したる大杯その取り遣りに角立ちて一座も白けて見えたりける。踊子等は夫れと見てあな淺ましき杯の争やと取繕ひて座興に紛らす笑ひ聲右門は是をよき潮

とそつと其の座を立たんとすれば久馬は愈々圖に乗つて右門が腕をしつかと押へ「コレサ右門殿御邊何故あつて此所を御立ち召さる去りとは無禮で御座らう但し久馬が日頃の技術に恐れをなしての事なるか口は賢かう叩かれても元が京家の鈍刀武士茶粥を食つて腹ふくらし魚類は若狭の鹽ものがこの上も無い厚味の馳走で生公家げらの乞食堂上位仆の鍋取どの夫れを此上も無い尊い者と敬つて禁裏の築地を馳廻る瘦大地下の悲しさにはかう江戸に来て天下の御座所日本橋の上からして富士と筑波を東西に眺むる様を見られたら坂東武士に齒は立つまい笑止至極の有様ぞと罵れば、右門は胸に怒つたれと袖も忍びて面を和らげ「又しても桃井殿の口悪さよ併し思ふ事をあから様に言出して隠さぬは實にも坂東武士の本色ゆかしこそ候へと風に柳と接らへば、久馬は猶も聲あらまげて「ハ、ア扱こそ御邊は此久馬に恐を成して閉口召されたな夫れも其答浪人ながらも公方様の御膝元で葵の御紋の威光を冠つて育つた久馬御邊ととき京都ものゝ威勢も無い禁裏をば有がたがつて居るものとは譯が違ふぞと飽まで詰する無禮の詞に右門は毗逆立て膝立て直し「いかに久馬酒興の上の戯れには拙者が一身何様に嘲弄せられても取るに足らざる雑談なりと打捨て耳にも懸けず相手にも致さぬが荷くも朝廷の御事に及びては一言たりとも聞捨てにせぬ此の右門、御邊が京都・關東を並べ

ての勝劣沙汰ヤレ威勢も無い禁裏をば有難るのヤレ生公家ばらの乞食堂上のと云はるゝは武士たるものゝ詞なるか保平以來世の成行きとは申せども武家に天下を執められ途には兵亂の餘りに封建の時勢となり御痛はしや今日にては一天萬乘の大君の朝廷も其御名のみにして文武の政務は盡く關東に移り朝廷は虚器を擁し玉ひ左しも聰明叡智の聖天子おはしますも大御心に任せ玉はず宸襟を竊かに慥ませ給ふこと臣子の身として恐れ入つたる御事ならずや何にもして原の王政に復し奉り再び御威稜いみじく御座あらんとこそ願ふべきに將軍家の武威に誇り朝廷を蔑し思ひ奉る詞の端は禮儀も知らず忠節も存せざること武士の撰層風下にも置かれぬ人物其の心得方屹度承はらんと詰寄れば久馬は返す詞も無くうんと往詰つたるが負惜のせくら笑ひ「ハ、ハア禁裏自慢の似是講釋それ位の事は汝に聞かずとも久馬よッく存じて居るが今日にもあれ明日にもあれスワ事變と云ふ時には議論三昧役には立たぬ坂東武士の腕前に向つては京侍のペろく刀とても手向ひ成るまいがな其證據を見せてくれうと云ふより早く飛掛り力に任せて右門が襟頭兩手を以て締上れば右門は故と締めさせて「コレ久馬會合の席にて尾籠めさるな疾く其手を放たれよと言へど益々猛る腕立に右門は「御免と云ふより早く久馬が兩腕バラりと解き利腕とつて斐頭倒三間餘り彼方へ向け投出したる手練の柔術スワヤ喧嘩と立騒ぐ中にも佐藤源太夫宮澤準曹照僧靈宗の三人は一同と諸共に障ふる振して其隙に右門を目掛けて組付けば心得たりと身を外し飛鳥の如き右門の働き三人共に投げられたり「尾籠なり久馬どの「御鎮まあれ右門殿と人々が取障ふるに右門はハッと心附き形を改めて一座に向ひ「酒興の戯れに無益の腕立各々様方の興を妨げ奉つたる無禮御許し下されよと深く詫びて更に久馬の側に來りて首を下げ「桃井殿この右門が酒癖にて意外の失敬過言亂暴の段は悔ても尙餘あり何卒是れ限りの事と思召し御心に掛けさせ玉はず御許し下されよと謝したれば「斯く右門殿の挨拶ある上は久馬殿にも打解けられて然るべし此末とも必らず遺恨に存じ玉ふこと有るべからずと一座の取敢に漸く風波は治まつて再び廻らす杯の頻りに數を重ねるまゝ興を添へし折からに主計も再び來りければ右門は一同と共に事なく退散したりけり。

大貳は右門が歸り來るを待たりける所に主計と共に歸へりしかば大貳は右門に向ひて「今夜の酒宴余が歸後こそ心掛りには思ふなれ何か畢變は候はざりしぞ右門殿の眼中稍々殺氣を帯び殊には酒量も常には過ぎつる様に覺ゆるが其儀は如何にと尋ねたり、右門も今は今夜の仕宜隠すべきに非ざれば有りし次第の概略を物語つたりしに大貳は嘆息して「大方さる事もあらん歎と案じたる故に道生をば御邊を迎ひに遣はしたりしが後

山縣大貳

の祭と相成つたるは殘念なり兎も角も明日寛々と御話いたし候はん今夜は休息し玉へとて右門主計を我が書齋より出だし遣り獨り臥床に入つたりけり。

翌日になりて大貳は教授を畢つたる後にて右門主計の兩人を書齋に招き入れて申しけるは「扱も昨夜右門殿の舉動は大貳頗る心遣ひに存じ或は日頃の大望も斯る瑣細の事の爲めに敗れ所謂十里の大堤も蟻螻の孔の爲に崩るゝの慮あらん歎と恐れ候なり是れと云ふも畢竟は右門殿御邊が動もすれば得知れぬ浪士諸侍どもと交を結び好を通ぜらるゝ故にこそあれ其儀に付ては余が屢々諫めまゆらせしを用ひ玉はで一向に浪人交際あるが起由にて候ふぞと辭を正しく云ひければ右門は形を改めて「昨夜の事たる實に僕が耐忍の徳に乏かりし故なりと深く後悔仕つて候ふが浪人交際に付て斯る御咎めあるは右門更に其意を得候はず抑も朝廷の御爲めに大事を擧んと欲する者が味方の與力なくて良るべきか一人にても二人にても味方を兼て語らひ置かばやと存する故に諸藩の武士諸浪人醫師出家の輩に至るまで是はと思ふ者共と交を結び自然に與力の人數を殖しスワと云ふ其時には味方に附けんと思ひつる右門が苦心は先生にも御推量あるべき筈なりと、云はせも果てず大貳は右門を吃度睨て何が大事何が一味にて候ふぞ不肖なれども山縣大貳昌貞今日に於て去る心底の知

山縣大貳

れざる浪人共一味に語らふ望みなしと言放てば右門も亦きつと成つて「こハ心得ざる御詞かな勤王の大事は大事にては候はぬか然るを味方を語らふ望みなしと仰せあるは其意を得ずと詰問ふにぞ、主計も亦膝を進めて「實に右門殿の宣ふ如く何に先生の豪傑たりとも一人にて大事を擧げ玉はんは適ふ可からず先生常々門弟又は入魂の輩に向はせ玉ひて「各々方には文武の藝を出精あれよ何か事ある其時には物の役に立たん事を心掛けられよ立身出世は必らず其望みあるべし」と宣ふは暗に味方を募るの方便にては候はずや然るを右門殿が諸浪人を語らはるゝを御咎めあるは是れ羽翼を殺ぐの道理なり明日にも機會到來いたさん時に先生には江戸城を攻めるにも甲府の要害に據らんにも何れの兵を以て其目的を達せらるゝ御所存にて候ふかと云へば右門も亦「誠に主計殿の言はると通り斯く數百人の門弟ある中にて我々兩人こそ先生の御胸中を知つたれ他の者には曾て未だ一言の相談も無く現に織田家の藩中にて吉田玄蕃の如きは人物と云ひ器量と云ひ夙竟の豪傑なるに夫れさへ心服を打明けたまはず、主計「利へ右門殿が折角に浪士の輩を懐けらるゝをば大望の妨げなるが如くに宣ふは意外の事にぞ候ふなる、右「斯る上は先生が常に勤王の大義と仰せあるは全く机上の空論にて實地に施す御心底にては候はぬよな、主「それとは知らず此主計愚父式部に代つて江戸に下り又式部は御科

山縣大貳

の身をも顧みず此大義の爲めにとて忍びくく京都に立入り有志の堂上方を説き密に應援の方略を運らし命は鴻毛より軽く義は泰山よりも重しと誓ひて候ふなるに 右「先生が口先ばかりの大義沙汰にて實地に臨めば斯くまでに後込し玉ふ不覺さよ餘りと云へば残念なりと大貳の左右より詰寄て心底如何と尋ねたり。

第十三回 山縣の赤心

其時大貳は啞々と打笑ひて「是は什たり右門どの主計どの扱ては御邊たち此大貳をば由井正雪に擬らへ御身は丸橋忠彌金井半太夫等が所爲に倣はんとは望まるとよな去りては淺慮の至りなり先づ第一に時勢と云ふ事を考へられよ正雪が謀叛の時には徳川家の英主たる家光公御他界の後と云ひ諸國には猶徳川家に恨みを懐ける諸侯浪人の輩も多く殊には大藩の君侯あつて暗に正雪の應援に備はられたるにてすら正雪の謀叛は端なく露顯して一味みな誅に伏したるにあらずや明和の今日は復慶安の往時に非らず御邊方の智略勇氣は遙に忠彌半太夫等が右に出づれども此大貳は正雪に及ぶべくも非らず既に大藩の應援も無きに僅か葉武者の浪人ばら數百人集まればとて何程の事か成し得らるべき勿論大貳が強て説勧めなば吉田玄蕃は申すに及ばず織田

山縣大貳

殿大岡殿を初として柳間の小大名三頭や四頭は應ずることもあるべきか其の勢にて徳川家を謀らんとは是れ螻蟻の斧を以て龍車に向ふに異ならず今日徳川家の武勇已に衰へ御旗本御家人概ね柔弱懶惰の風に流れて物の用に立たずとは申せども百五十年の間天下を治めたる威勢は逆ても浪人の瘦腕にて敵すべしとは覺えぬなり假ひ一時は不意に事を起し運よくして江戸城なり甲府なり攻め取る事あらうとも三日とは保ち難かるべし是れ勢ひの最も親易き所なるに御邊等は猶この所爲に倣ひ正雪が謀叛の覆轍を踏んと思はると歎と論じければ右門は膝すり寄て「正雪が其人數をば江戸駿河兩所に分つて同時に事を起さんと企てしこと決して謀計の拙に非らず露顯したるは事の不運とや申すべき歟又先生の如くに徳川家の威勢を慮り萬全の策をのみ考ふる時は到底百年千年を待とも大義を擧るの時節は候ふべからず且つ正雪が徳川家の暴政を打破らんと企てたる義擧を謀叛なりと仰せある上は我等が勤王の思ひ立ちも謀叛にて候ふかとは問ふたりけり大貳は打諾きて「何にも謀叛なり彼の正雪が一擧は徳川家を倒さん爲めの思立ゆる疑も無き謀叛にぞある其如く我々もよしや朝廷の御爲なればとて名も無き騒動起しなば天下に對する謀叛ならずや畢竟この大貳は勿論御邊等も皆徳川家に對しては恩こそあれ微塵も怨みあるに候はず殊更太平の世に當りて干戈を動かし兵亂に民百姓を

山縣大貳

憚りませんは尤も君子の取らざる所但し朝廷の御爲めに王政復古の大義を翼ひ奉るに由り兵亂の禍を招くに至らずして此大義を達せんこと尤も望む所なれども夫は望むべくして期す可からざるが故に止を得ざれば朝廷へ對する忠義の大節には替へられず恩義ある徳川家へ向つて弓引も辭すまじと云ふが誠の武士の本懐に候はずや然るを血氣の勇に速り名義をも正さずして先づ徳川家に向つて事を擧げんと欲するは謀叛の譏は免れ難し「右」否々謀叛と呼ぶるも忠節と呼ぶるも畢竟は成敗に由て定まること其議論は扱置て然らば是より方向を變へ十八國主の外様大名毛利島津黒田鍋島淺野蜂須賀兩池田是等の諸侯の其中にて大志を懐ける君侯を密に説きて主領に仰ぎ事を謀らば如何ならん「大」否々夫とても先づ大義名分を明らかにして順逆の理を究め正道に由つて行はざれば一の徳川家を覆して又他の徳川家を新たに生じ徒らに生民を塗炭の苦しみに陥らしむる而已にて更に朝廷の御爲めには相成らざるの恐れあり既に建武の中興一旦にして再び敗れ北條氏に代ふるに足利氏を以つてしたるに過ぎざりしこと實に殷鑑にては候はずや爾のみならず今日の諸侯とても大半は皆富貴の榮耀に誇りて安逸を悦べる纨绔子弟のみなれば順逆にも暗く理非にも通ぜざるが多かるゆゑ一朝の遊説には容易く大義に與せん事は思ひも寄らず御邊等さる淺果の考へにて六百年來武家に移つたる政權を王

權に恢復せんと望まるゝ乎と理を盡して説きたれば右門も主計も暫し詞は無かりけり。

右門は稍々あつて詞を更め「先生の高論にて妄に事を擧るの不可なるは相分つて候ひしが然らば先生には勤王の大義は事行はれずと諦らめて思ひ止まり玉はらんと」の御存意なりや此儀如何と問ひければ大貳は嚴然として「情なき御邊等の問條かな今改めて申さずとも御兩所には御存知にて候はんすらん此大貳は甲斐の國の者にて山縣三郎兵衛昌景が末葉として里人にも知られたる家なれば幼き頃より父にて候ひし人が「やよ昌貞おのれぞ先祖の名を揚げんする者なれば能々心して文武の道を學び成長の後に大君の御爲め御國の爲めに績を奏さんと心掛けよ努々不義の富貴に心を奪はれ家名をば穢す事なかれ」と常々誨へ玉ひし詞其頃より肝に銘じて一言忘れは候はず幸に山王權現の祠祝賀美信濃守と申しは櫻場先生と號して三宅尙齋翁の高弟にて即ち山崎闇齋翁の門に出でたる人なりければ此櫻場先生に就て和漢の學を習ひしが其時より朝廷今日の御衰微に陥らせ玉ひ世は武家の政務と相成りつるを打歎き「あはれ機會もあらば再び原の禁裏になし奉り日本六十餘州の御政治は王室より出づる事には復古したき事なれ」と思ひ初めたる是れ余が十七八の齡の頃にて候へども其初一念は四十二歳の今日に至るまで一日片時忘るゝ事は候はず斯て其後思はざる事故の出で來り

山縣大貳

て余は浪人の身となり甲州にて拙なきながら文武の道を里の少年等に教へ授けて日を送り富めると云ふにあらねども其日の煙を立つるには事缺かず且つ甲府勤番の衆の中にも余を師と仰がる輩ありて時の奉行人は余をば幕府に推擧さばやと思ふは如何にと信實に勧められし事も候ひしかど余は聊かの俸祿に身を頼られ怒に幕府の恩を受けて甲州の峽中に生涯を送りては初一念に背くべしと心に存じたれば是を辭み寶曆六年三十二歳の時に郷里を去つて江戸に來り四谷坂町に寓居して軍學指南の業を開きたるも畢竟は天下の形勢を察して大に謀る所あらんが爲なり然るに其翌々年寶曆八年七月に至り主計殿の尊父にておはします竹内式部殿が張本にて有志の公卿たちを語らひて大義を思立たれ其事露顯に及びたる京都の騒動余仄かに其變を聞及び「あはれ世に頼しき思立ちにてありける哉斯る方々の今日におはすものを大貳が勤王の大望も豈に同志の無くて有るべきかはいでや大貳不肯なれども其志を繼いで大に計畫する所あるべし」と益々勤王の志を勵まし夫れに就ては天下の人に「大義名分を明かに知らしむること第一の要事なれど心附き所存の程を書顯したるは即ち拙著の柳子新論十三篇にて其初めには正名篇を置き時勢の淺ましき事ども論ひたり然るに下野國の學者にて松宮主鈴と云へるものが兩都向背の論に至りて異説を懷き幕政の現状を尤もらしく申たる故に痛く之

を責めて交を絶ちたることは替て右門殿にも物語つたればよも忘れは仕たまふまじ既に今春右門殿と同道にて下總の香取に遊びし折に大綱宜上總介殿の頼みにより三日ほど彼人の館に止りて神典の講義をなし扱香取神宮に参拜し奉りし時に余が「廣録の道ある國に尋ね來て打てば答ふる拍手の音」と云へる愚詠の短冊をば大綱宜に托みて内陣の寶殿に籠たるも何の爲とは思召す皆これ勤王の初一念少しも變らぬ故にては候はずや然るを今主計殿ばかりかは右門殿までが此大貳は大義を思ひ捨てたる歎と疑ひ思ひ玉ふこと扱もく余が心底を知らざる詞かなと憂もつらきも心に忍び一滴の涙さへ遂に翻さぬ山縣大貳兩眼よりハラ／＼と涙を流して述懐に及びたるは理せめてあはれなり。

第十四回 秘密の大望

大貳が物語に右門も主計も俱に感涙にむせびて首を下げ右「恐入たる先生の忠膽義肝この右門固より御胸中を存せぬにては候はざりしが先生の痛く僕が浪人交際を叱らせ玉ひし故に思はずも疑ひの網に心を引かれて良なき詞を發したること今更心恥しう覺え候ふ免させ玉へ」主「拙者とても其通り若輩者の一途に思ひ詰めた

るより先生へ對して無禮の過言ひたすらげんご只管御謝仕るの外は候はずと謝ければ大貳も色を和らげて「否とよ御邊たち
 が此大貳が心底を篤つとと御諒解ごりやうかいありたらんには大貳が満足これに過ぎじ畢竟かく余を疑うたがひ玉ふと云ふも御兩所
 が勤王の志に厚き故にこそあれ大貳争まがでか心に根を持ち候ふべきと打解けて見えたりけり、此時右門主計は
 猶も膝近く進み寄つて「先生の御心底は只今仰せられし如くなるにシテ勤王の御大望は如何いかやと問ひければ
 大貳は聲を潜めて「御尋ねなくとも打ち明けて申さんとは思ひたれ余が大望と申すは浪人騒うらぎに一時の僥倖まよひ
 を望むに非ず唯今も申したる如く徳川家の天下は其根本中々に堅ければ淺果なる一揆の暴動うらぐさ烏合の義徒の力
 にて覆へし得べき政府に非ず又公卿堂上の其の中には勤王の御方も鮮すくなからずと申せども文武に慣なざる長袖た
 ちいざと云ふ事變に臨まば承久建武の公卿たちに異ならざるは鏡に懸かけて見る如し又大小の諸侯は其力ありと
 雖ども今日の諸藩その實權は家老用人の手に歸して君公は其實置物同然なり尤も三百の諸侯の中には二三の
 豪傑なきにも非ざるべきが其心底を探りなば忠奸しゅうけん執しつと知り難く若し其人を盟主に戴たいき事を擧げたる其上にて
 第二の幕府を見る事あらば何の詮せんなき次第にあらずや左れば諸浪人公卿堂上諸大名いづれも未だ頼むに足ら
 ず頼む所は天下の人心の外なかるべし右に付き大貳が所存と申すは先づ一方にては京都に於て有志の堂上を

語らひ朝廷の御内を堅むるが第一にて此儀は竹内式部殿の力に頼るべし次に余は大義名分を明あきにして諸藩有
 志の頼みあるものを漸々に同志となし密に禁裏守護の名義を以て忍しのびに上京せしめ變事に臨まば御親兵に備
 ふべき用意を爲すべし斯く用意相整はば朝廷にては徳川家の政務に過あるの時を待ち僮へま僮せ一聲耳を掩おほふに暇
 なきが如く嚴重なる勅諭ちよくちうを齎もたらしめて勅使を關東に下し御証責ごけんせきし玉ふべし、徳川家にて其勅諭を畏つて其通り
 に取計らばは是れ朝廷に於て御政治に關係らせ玉ふ手始にて夫れより着々此例にて進み往かば徳川家の政權
 は何時いつと無く漸々と朝廷に歸し候ふべし去りながら此望みは千中の一を僥倖まよひするものなれば固より引當ひきあてとは
 なすべからず徳川家にては「天下の政務に付き禁裏の御口出し御無用なり」と申し拒み強しんて勅諭ある時は迫
 つて御讓位ごじやうゐと申し募り御聽納ごんまうなき時は承久の例と申す迄に至るべし恐れながら朝廷に於かせ玉ひても是程の
 御覺悟御座なくては大事は決してなし遂すられず其時に至り朝廷よりは「禁裏御戒心に付き守護の武士共早々
 上京せしむべし」と諸大名へ今度いまどは公の勅令を以て御沙汰あるべし、既に大義名分を辨へたる諸大名は徳川
 征伐にては左ながら遠慮あるべきが禁裏御守護とあらば仰せ畏み奉つて武士どもを京都に差上すもの多少
 は是あるべき歟や良よしや一人の武士上京せずとも其前に集まつたる有志の輩うらばかりにても千人ほどあらば幕府は

山縣大貳

容易く是に向て弓は得引くまじと思ふなり、其機を外さず朝廷よりは幕府に向はせて「幕府の政務類に叙慮に戻り天下の爲に害あれば改めて政權を返上せよ以後は朝廷の御政治たるべし」と殿勅を下され諸大名にも其趣を布告し玉ひ徳川家これを承はらば諸大名の棟梁となし別格の御取扱ひと定めらるべし但し徳川家はよも此制を受けざるべければ多分は兵を擧げて關東に立籠るならんが北條氏の如くに大擧して京都に攻め登る程の勢なきは必定なり然る時には大いに天下の諸侯に令し錦旗を立て幕府御征伐あらせ玉ふべし是ぞ大貳が大望にて候ふなるとは語つたり。

右門は膝をハタと打ち「天ばれ妙じき思立よな去りながら其勅諭に諸大名は應ずべきかと問ひければ大貳は「去ればなり徳川家の一門譜代は應ぜぬのみか徳川家に加擔するものと思ひても島津毛利淺野蜂須賀兩池田その他の外様の其中には勅諭を畏むもの二三頭は是あるべし然る時は其外も是に倣ひて御味方に馳参るは案の内なり左なき迄も幕府には加擔せで順慶流の日和見なさんは必定ぞや尤も關東勢は多人數にて官軍を防ぐべきが其時こそは錦の御旗を眞先に押立て進まば朝敵たるは流石に好まぬ人情なれば箱根碓氷の此方まで進軍せんは心安し」主「シテ又徳川勢が東海東山兩道より逆寄する事あるまじとは」大「ふ、今日徳川家の旗本

山縣大貳

家人の様子を見よ武藝には疎くして徒に花香風流に耽ける輩計なり譜代の大名とても亦その通り加ふるに闇老參政美藝間の諸役人は因循姑息を事として果斷に乏しき凡庸俗吏にて舊例古格の式に泥み評議に時日を送るなれば斯る時變に遭遇せば狼狽廻る而已にして其間に大事の機會を失ひ出兵すること叶ふまじいぞ」右「何にも幕府は左様であるべきが然る上は其計略にて一日も早く幕府を倒す手段に掛り候はん」大「ハ、ア又しても速がちなる右門殿かな此の計略を行ひて首尾よく王政復古の暁を見る迄には早くて百年遅くて百五十年の星霜を経べきなるぞ」主「ナント仰せらるゝ」大「六百餘年の武家の政治いかでか一朝に覆へし得らるべき殊には徳川家の將軍は朝廷の大權をば久しく假りて還さず遂に我有とはなしたれと慶長元和以來百六十年萬國に比類なき太平を保ち治國の政務は行届き未だ失政の跡なき上に人心また是に服したれば罪なきに之を攻めんは行はる可き事にあらす幕府が失政に失政を重ね人心離反し天道これを惜ませ玉ふを俟までは竹内式部山縣大貳とて勤王の輩が倒れては起き起きては仆れ即ち大貳が式部の志を續ぐ如く幾百人幾千人の忠烈節義に身命を擲ち其赤心の血を流し或は刑場の霜と消え或は賊刃の露と落ち許多の阨を重ねざれば此大望は成就いたし候はじ其を一旦に望まんとは御兩所の短慮なりと説示されて右門主計は初めて知つたる大貳が深意

右「然らば先生には今日の大望は一旦には成就せずと思ひ玉ふか 大「勿論なり事露顯に及ぶとも又露顯に及ばずとも敗れて死するは固よりの覺悟 主「それ御存知ありながら敗れて死するを願ひ玉はぬは 大「ハテ敗て死ぬるが恐しいとて大義の思立を踴躍なせば誰か勤王の魁をばなすべきぞ式部殿に對して御邊等は恥かしと思はぬか去りながら死は易く生は難し勤王の御爲には數ならねども大切なる我等が一命なれば浪人騒の輕舉を謹しみ前途の大望を企てんには暮々も輕躁の舉動あるべからず何事も大貳が差圖に従はれよ夫れに就ても織田家の侍にては松原郡大夫津田庄藏の輩は陰險邪智の小人にて吉田玄蕃が正義を思み取つて代らん惡心あるもの決して與に語る可からず次には桃井久馬宮澤準曹墮落僧の靈宗ども取るに足らざる輕薄もの彼等を一味なんどは夫れぞ事の敗れなる又今村彈次等とても心許せぬ怪しき人物すでに昨夜間部河岸にて余が後を附けたるは甚不審なり惣別門下に列なり又は入魂いたすもの共玉石混淆してあるなれば油断は固より成らず彼の梅叟如き方外の老僧すら余何とも心得がたき面色と過日彼が玄蕃と共に歸りし後にて心附き由なき談話いたせしと後悔いたし罷在る去れば高林寺の講釋にて右門殿が多人數列座の其中にて憚なき城攻繩張の實問に場合あしとは存知たれと言はざれば却て嫌疑を招く種と間に應じて答へしが是とても今更思へば遠慮な

きに似たり夫れさへあるに昨夜の舉動もしや斯る邊よりして測らざる禍の生じやせんと思はれば能く心して萬事に注意なし玉へと戒めたれば右門も主計も實にと覺り夫れよりは一層の注意を加へたれど事既に遅くして大貳右門が身に降掛る禍は既に萌を顯はしたりそは次回にて分明ならん。

第十五回 露顯の端緒

話頭一轉て既に第九回および第十回に述べたる如く去る十一月下旬山縣大貳が駒込高林寺にて説きたる城攻めの講義を立聞して梅叟和尚は不審を起し猶も其不審を慥めんとて其翌日吉田玄蕃と同道にて大貳が八丁堀の宅を音信で座上の物語に聞きたる甲府の要害奇正の軍略に所謂疑心暗鬼を生ずるの比喩の如く聞く毎に梅叟は内心深く恐を成したれども左あらぬ體にて其の場を繕ひて高林寺に歸り獨りつくづく思ひけるは「扱も容易からざる彼等が巧みな若も彼等が巧める如く江戸若くは甲府にて騒動を起す事もあらば天下の亂と相成つて第一には我身如何なる連累に遭はんも知れず且高林寺の檀越たる織田殿の御家に係はる大事なれば兎も角彼邸に赴きて密に諸役人に告げ知らせ穩便の計ひを成しめて事を未發に防ぐこそ我人の爲めならめと

山縣大貳

考へ其翌日事に托して鍛冶橋内なる織田美濃守殿の邸に至り用人松原郡大夫津田庄藏に面會して密々に有りし次第とも逐一に語りたるぞ淺ましき。

松原郡大夫は梅叟の密告を篤と聞いて内心大に喜び兼て情しと思ふ吉田支蕃を取つて陥し心の儘に振舞はん時節到來と思ひたれど故意と眉に皺をよせ心配の體を粧ひて「こは怪からぬ彼等が相談なり必定貴僧の推察通り謀逆に極まつたり去りながら事荒立てとは由々しき大事ゆゑ何にも穩便に取計ふこそ肝要ならぬ尤も山縣大貳が軍學の講釋我も數度聽聞いたして心得ずと思ふ節々是なきには非ざりしが個程までの企てとは唯今まで氣附ざりしに扱々恐ろしき巧みやな何れ同役共と内々評議いたし申すべし貴僧の御注意千萬以て恭なし追て太守様にも申上御恩賞の御沙汰もあるべき間暮々も秘密に致されよ實に貴僧が織田家の御爲めの御忠節感服の至りなりと詞を厚く應接て梅叟を引取らせ直に庄藏と相談なし關野定右衛門栢植源四郎は兼て同服の事なれば呼び寄せて事を謀り其後織田對馬守が邸に伺候して「扱云々の事ありと猶も取拵へて告げたりけれど、對馬守は固より合力金の頼みを拒まれてより支蕃に恨みを含みたれば大に悦び然らば斯々せよと郡大夫に示し合されたり。

山縣大貳

斯りしかば郡大夫庄藏定右衛門源四郎は美濃守の内命なりと偽りて吉田支蕃に差控へを申渡し急ぎ專使を小幡に走らせ在所の家老津田頼母を呼寄せて謀つたるに此頼母は原來させる人物にても無く加ふるに支蕃をば燿たく思ひし事なれば異議なく同意したり。依りて郡大夫等は梅叟が申し立の上にあられも無き謀叛の巧みども散々に書散し或は支蕃が取計ひにて大貳へ織田家より扶持を遣すべき旨を相談したり或は小幡の政治向に付秘密の事柄までも萬事支蕃より大貳に相談して其意見を尋ねたりなど、凡そ紙數四五枚に書連ね夫れより梅叟を呼び寄せて一應讀聞せ何事も御領主たる織田家の御爲めなれば是に調印せよと梅叟を威かし誘じて遂に口書調印を成さしめたり、是にて梅叟の密告書面出來したれば郡大夫等は表向に是を對馬守に持參して内見を乞ひ意見を窺ひ更に一同打揃て美濃守殿の前に出で「扱も吉田支蕃儀は平生より權高にて自儘の振舞のみ多く御一家中みな不服にて候ふ處山縣大貳藤井右門と陰に心を通し謀逆の巧みを仕り居ること即ち梅叟が密告の通りに候ふ是に依て取敢ず支蕃儀差控へいたさせ置きたれば更に御役儀御免職祿を取上げ居屋敷を沒收なし同人事は御吟味に仰付られ然るべし此儀内々對馬守様へも申上候ふ處、其儀尤も然るべしとの御返答にて候へば左様仕り候ふべしと申し立たり美濃守殿は支蕃が謀逆と聞れて大に驚き玉へども固より捨置く

べきに非らざれば「斯密告ある上は篤と吟味いたすべしと據ろなく差圖せられたり。是にて支蕃をば役儀差免し職祿召放ち當人は邸内の一問なる所に蜘蛛手結て戒しめ置き、老母内室其外は長家の隅の家に押籠めて他人の出入を禁じ専ら秘密に取計らひ堅く口外を差留たれば世間へは漏れざりけり是明和三年十二月十二日のことにて右門等が柳屋の樓上にて年志を催したるより二日後のことなりき。

斯く玄蕃を戒しめ置きたる上は速に謀逆の吟味に及び其事公邊へ訴へ出づべき筈なれども支蕃に於ては同より去る形跡も無く殊に梅叟が取留ざる談話を證據となし根に葉を添へて捏造たる口書なれば怒に詮議立しては却つて毛を吹て疵を求むるに比しく且つ支蕃を押籠むるが本来の目的ゆる今は別に詮議すべき必要も無しとて郡太夫等は對馬守に謀りて吟味をもなさず勿論公邊へも届出ではせざりけり去れども凡そ物事は隠たるより顯はるゝは無く如何してか知れたりけん此事桃井久馬が耳には入たりけり。久馬は去る十日の宴會にて藤井右門に辱しめられ己が戀慕せし踊子の小美代は右門が所狎なりと知つて右門を嫉み怨みける折柄なれば心中忽ち惡計を考へ兼て惡事の夥伴なる宮澤準曹佐藤源太夫靈宗の三人を密に語らひ「今度吉田支蕃が押籠の一條は織田家にては秘密に成置ども事の原因は支蕃が山縣大貳藤井右門等と心を合せ謀叛の企てをなせ

ること梅叟が密告にて露顯の故とこそ聞け然らば織田家より此事公邊へ申立に相成り大貳右門等は召捕れ一類殿しく御吟味に及ばんは必定なり其時に至らば御同様に右門とは入魂いたし又大貳の講釋をも度々聽聞したるなれば運累は勿論なれば御同様一身の難儀此上なし寧ろ密々に申合せて訴人となり此事を月番の御老中方へ密告なさん然る時は運累の難儀を道るゝ上に御忠節の御褒美に與るは必然なり抑も幕府にては謀叛の訴人には莫大の祿を與へ又金銀を賜はること其例尤も多し此儀旨く行はると時は御同様に御旗本になるか然らずば大金持になるは相違なし是ぞ即ち禍を轉じて福となすの名策なり畢竟金が大切の世の中に怒を知らぬは人で無し怒得づくなら親兄弟でも敵にするが世の習ひ況して他人の大貳右門何條厭ふ事やあるべきいざや方と勧め込みたるに、何れも義理人情の辨へも無く怒に眼の暗める輩なりければ尤々と忽ちに同じて「さらば是より證據を造り左も仰々しく申立べし凡そ仰々しき大事と見ゆる程隨て褒美も大かるべきぞと是よりして四人の輩は「山縣大貳藤井右門は幕府を介して朝廷の政務になさんと巧める謀叛人なり其同類には江戸にては吉田支蕃、山縣齋宮、吉田八藏、高見澤豫左衛門、蒔田儀左衛門、今村彈次、茂上六彌、内藤源四郎、立木九郎兵衛、市川清藏、朝倉立庵、澤田文治、富水道生、高橋文仲、福島傳藏甲州にては加賀美上總同じ

山縣大貳

く信濃巨摩孫八、京都にては竹内式部事正庵其餘の輩、諸大名にては織田美濃守の一家、堂上公卿にては徳大寺烏丸三條岩倉正親中山の諸卿、何れも一味の速判にて其謀計は云々なり」と書認め夫れより靈宗は何氣なき體にて八丁堀に至り或日右門が不在を視ひ其部屋に忍び入つて同人が手箱の内を捜し連判状を盗取つて持歸り此上は猶豫するなど云ふ儘に十二月八日と云ふに各々手別をなして先づ一番には桃井久馬佐藤源太夫の兩人は月番御老中松平右近將監殿の登城を待受け途中にて御一大事の訴人と名乗つて直訴を成したりけり次に宮澤準曹靈宗の兩人は町奉行依田豊前守の役宅へ出訴なしたれば四人とも召し置かれて直に事の仔細を尋ねられたり是ぞ即ち露顯の端緒なる。

第十六回 阿部伊豫守

山縣大貳謀叛一件に付き桃井久馬佐藤源太夫の兩人より御老中松平右近將監殿に密訴に及びまた同日に宮澤準曹沙門靈宗より町奉行依田豊前守へ訴人いたしたるによつて幕府の周章は一方ならず左ながら快晴の天氣に俄に驟雨に逢ひたるが如き狀勢にて御用部屋(幕府の内閣)には閣老參政額を集め三奉行大少鑑察も罷出で

山縣大貳

此儀如何と評議ありしに阿部伊豫守殿は暫し默然として御座しけるが稍々あつて一座に對つて申されけるは「大貳右門等が先年京都にて騒動の筋を願はしたりし竹内式部の志を受繼で勤主の一義を密に心掛る次第拙者敢へて知らざるに非らず既に一兩年前より腹心の者兩三人に申付て彼等が門弟に加はらせ置き時々其様子ども承はつたるに成程深く懸念すべき心底とは聞及びつれど唯今久馬等が訴人いたせし次第とも存せず然るを周章騒ぎて荒立なば第一には世上の人心動搖いたし事と理とに由つては徳川の御家に由なき汚名を附けられんも計り難し兎も角も穩便を旨として先づ桃井久馬等を密々に吟味せしめ事の實否を問糺したる上にて手を著ること然るべけれど有ければ一座も伊豫守殿の宣ふ如く其儀然るべしと同意あつて此上は此一條の吟味は諸事伊豫守殿引受らるべしと事定まつたり。伊豫守殿は猶も篤と熟考あつて「拙者この一條の吟味引受る上は彼是の御口出しは御無用たるべし愈々吟味に不筋の事共あらば後日に至り伊豫が一命を以て分疏いたすべし次に裁許までの下調は都て是なる豊前に申付け拙者が指揮通りに致させ申すべき間此儀も御同列方を初めとして又三奉行大小鑑察に於ても兼て心得らるべしと念をいれられたれば何れも其儀に就ては異議なしと領承ありけり。

山縣大貳

伊豫守殿は斯く御用部屋の評議を固め夫れより歸邸あつて後に依田豊前守を招き寄せて「扱御邊は世に知られたる明智の町奉行にて大岡越前守以來の賢人と世上の取沙汰この伊豫兼々聞き及びたるに付き今度山縣大貳一件の相談相手に御邊をば望みたるなり抑も徳川の御家はよりして益々御繁昌遊ばさるゝも亦是よりして御武運傾かせ玉ふも實に此吟味の落着如何に由て定まる儀と存するなれば御同様に御加判の列及び三奉行大小鑑察の議論を顧みる事あるべからず其爲めに上の御不興を蒙つたらんには切腹して相果る覺悟あるべきなり我一身は不忠不義の悪名を蒙り改易斷絶に及ぶとも徳川の御家の御繁昌を翼ひ奉るが眞の忠義と申すもの去りながら生死榮辱の境に臨めば人の心は動き易しと承はるが御邊には事違ふ其時には拙者と共に悪名を受けて死するも顧みざる決心にて候ふや其儀確と承りたしと申されたり、豊前守は屹度思案して「何にも尊慮御尤に存じ奉る不肖ながら此豊前御家の御爲めには一身を差出して不忠不義の悪名を受け候ふべしと答へたり、伊豫守殿は大に悦び「夫れでこそ依田豊前守拙者が鑑識に外れざる御役人なれ然らば御同様に訣別の杯を汲交して後に寛々相談すべしとて有合の酒肴取寄せて互に飲替して扱吟味の次第は是々にせよと申付られたれば豊前守は委細長つて候ふと領承したりけり。

山縣大貳

斯て豊前守は其翌日かの大貳謀叛の訴人たる桃井久馬佐藤源大夫宮澤進曹禮僧靈宗の四人を銘々呼び出し内密の吟味にて謀叛の計詰ども尋ねたるに銘々の申し立何も齟齬なして取止なき事のみ多かりけるが其中に尤も重立たる證據物は靈宗より差出したる藤井右門所持の連判狀并に申合書類なり、何にして斯る大切な書物の靈宗が手に入りたるやと問ひたるに右門は初めよりして靈宗が出家に似氣なく氣概ありて頗る磊落の風あるを愛し交はり親みしより途には端なく大事をも打明け語らひ秘密の使などを托したる故に右門が手許の緊要書類も或は靈宗が手に渡りしなり尤も連判狀の如き初めの程は右門より頂つたりと陳じたりしが段々のお尋にて靈宗兼て右門が秘置ける所を知たるに付き密訴の前日に盗出したる旨を白狀したりける。豊前守は今は捨て置べきに非らずとて其夜忍びやかに伊豫守殿の邸に伺候し侍ふ者を遠ざけて訴人共吟味云云の次第なりと報道したりければ伊豫守殿は默然として御座しけるが稍々あつて豊前守に向ひて「昨日も申聞けたる如く大貳等が容易ならざる企てを謀れること余粗々探り知つたれども久馬等が密訴の如き次第とも覺えず殊に御邊が親しく問糺されたる上の申立は全く密訴狀に相違せる廉あること頗る不審には思はるゝなり又久馬等が密訴には織田美濃守初め吉田支藩其外の姓名許多書載せたるに付き直様美濃守方を探らせたる

山縣大貳

には見られよ此通りの探鑿書にて支藩は數日以前美濃守手限にて糺明いたさせ是あつて其仔細は大貳右門の
 一類たる趣とは聞えたり然る上は美濃守より直様その事を公邊へ内密に進達いたすべき筈なるに今日まで更
 に其の儀に及ばざるも不審なり殊には美濃守方にて支藩に糺明申付たる間も無く久馬等が打揃つて訴人せし
 は何とも以て合點ゆかず是に就ては先づ織田の家老用人等を出して支藩を糺明に及べる仔細を篤と相尋ね
 らるべし尤も大貳右門の兩人は逃亡せざる様に手配をして見張を附け置き召捕は追ての事に致されよとあり
 ければ 豊 「御差圖の趣委細承知仕つて候ふが大貳右門の兩人其外一味の者どもは今宵召捕申さずては相成が
 たき歟と存じ奉る其證據は即ち斯くの通りにて候ふと彼の靈宗が差出したる連判狀書類を呈したり、伊豫守
 殿は披見あるに實に久馬等が訴狀の趣とは相違すれども京都手入の密事は云ふに及ばず勤王同意の義舉盟約
 の連判狀には山縣大貳を首領と仰ぎて俱に義舉に加はらんと誓ひし者ども百有餘人織田大岡の諸大名或は
 清華大臣家の公卿堂上方の交名まで盡く書載せたり、伊豫守殿ハツと驚きしが何思ひけん右の連判書類を兩
 手に執て寸々に引裂き傍なる火桶の中に投込みたれば書類はハツと燃上つて烟となり残りしものは灰のみな
 りき、流石の豊前守は是れに愕きて「コハ伊豫守殿には謀叛の吟味に大切なる證據書類を何故あつて御火中

山縣大貳

なし玉ひしかと詰寄すれば、伊豫守殿は悠然として「何が謀叛の證據何が大切なる書類にてあるぞ唯今火中
 いたせしは山縣大貳が門弟等に抹茶の極意を傳授したる記請文又は茶道の益なき書付それをば謀叛の證據書
 類など名を附けて御役人へ差出すとは上を憚からざる訴人等が憎き振舞ひ何故に豊前には痛く彼等を叱り
 召されぬぞと事も無げには答へられたり。
 豊前守は面色を變へて「物も覚えぬ伊豫殿の御詞かな愚味ながらも町奉行の重職を承はる依田豊前守茶道傳
 授の書類起請をば謀叛の證據と見誤申すべきや既に訴人共より差出たる時に隨に披見仕たり今度の御吟味に
 大切なる書面なるを御火中ありしは何事にて候ふぞ御手前様には大貳等を曲庇はせ玉ふ御心底にて候ふか但
 しは御逆上あつての御事なるかと問掛れば、伊豫守殿は打笑つて「此伊豫は大貳等が親類でも無く朋友でも
 無ければ曲庇はん心底固より無く又逆上も更に致さぬが豊前御邊こそ逆上では居られぬかと申されたり、豊
 前守は益々怒て「心得ざる御口上で候ふかなシテ豊前をば逆せたりとは 伊 「さればなり豊前唯今余が火中
 たせし起請書類もしも御邊の云はると如く謀叛連判の證據であらば御邊は何と致さるゝな 豊 「御尋ね迄もな
 く夫れを證據に夫々に吟味を遂ん所存 伊 「其交名には浪人共は云ふに及ばず諸藩の武士由緒ある輩或は諸大

山縣大貳

名の交名或は公卿堂上地下の官人其外許多これありしに其面々をも吟味せんと思はるか 豊「勿論の御事に候ふ恐れ多くも徳川の御家に對し奉つて顛覆の企てを致す上は大名とて公卿とて誰彼の用捨はなし何の憚の候ふべき 伊「其の爲めに天下の人心動搖に及ぶとも 豊「更に恐るゝ所あらず根を絶ち葉を枯さねば徳川の天下は御安泰にて候ふまじ 伊「サア夫れぞ即ち御邊の逆上と申すもの抑も今度山縣大貳謀叛一件かの桃井久馬等が密訴の如く無頼の浪人諸藩士を語らひ徳川家に向つて弓引かんと企てならば取に足らざる浪人騒ぎ用捨なく召捕へて御法に行はれんも固より憚る所あらず然るに今大貳が企てと申すは決してさる淺果の事にあらず既に火中したる書類を見るに飽迄も大義名分を明にして天下に告げ幕府の御政務に失體あるを見ては朝廷より御播正の御沙汰を下され漸を以て禁裏の御威勢を恢復し時節到來せば大政返上の勅諭を下し座ながらにして武家の政務を朝廷に取上げ幕府これを聽ざる時は錦の旗を翻へして朝敵征伐の官軍を催さんとの遠大なる計略然か而已ならず大貳は其功を百年の後に期し其身は義に介れて後世の有志を憤起せしむる所存その書面にて明白ならずや尤も右門事は動もすれば血氣に逸り斯く諸人を語らひたる證據あれど肝腎の大貳が是に血判せざりしは是ぞ即ち小事の速に成るを望まずして大事を後の世に待てる證據なり然るを今その事を

283

荒立て妄に謀叛と名け其黨類を盡く召捕へ殿科に行ひなば天下の人心此爲めに憤怒して徳川の天下を覆すべき由々しき大事の萌たらん危き事とは思はれぬかと利害を示して脱かれたるにぞ、豊前守は其意を覺つて「何にも尊慮の深き所豊前憚ながら敬服し奉るが去りとて事既に密訴に及び又織田家に於て手を着初めたれば全く吟味を止る譯には至り難し此議は如何に思召さるか 伊「相成べくは止めなければ夫れにては同列初め三奉行大小鑑察に異論を起し却て他人の掛りと成り事荒立の恐れあれば余一身に引受て汚名を顧みずと豫め述べたるは即ち此事なり御邊も承知ある如く寶曆八年京都の一條あの折とても余は全く不問に附すべしと議したりしに同列の異議と云ひ關白家が幕府へ對しての御處置ありし爲めに竹内式部をば重追放に處したること幕府の失策にて現に今日大貳が企ても式部まづ起つて介れ是に繼で起つたる者ならずや返すくも幕府の大患は勤王の義舉に在なれば大貳右門を召捕ふるとも其申譯相立ば極めて寛大に處し其外の黨類は更に問はず罰せざるが徳川家の御繁昌を保つ極意それ故にこそ彼の書類は茶道の傳授と申したれ何に豊前茶道の傳授でありつらんと實に幕府の閣老にて華も實もある伊豫殿が心を披きて諭されしかば豊前守は膝を打て「成程茶道の極意豊前唯今御傳授正しく承つて候らへば此上は身命に換へても尊慮の通りに取計ひ候ふべしと諾て

山縣大貳

其座を罷たりけり。

第十七回 大貳の決心

依田豊前守は伊豫守殿の内命に従ひ同じき十九日を以て織田家の用人松原郡太夫津田庄藏の兩人を役宅に呼び出し人拂ひの座敷吟味に於て美濃守方にて吉田玄蕃が役儀を取上げ糺明に及びたる次第も一應相尋ねたるに、郡太夫は詞巧みに其次第を述べ第一玄蕃事は平生権高にて家政向我意の振舞のみ多く其爲めに一家中の折合宜しからず次に同人事浪人山縣大貳と心を通じ容易ならざる企に一味いたし罷在と同人平日の舉動並に出家梅叟の密告に由て露顯に及びたれば其旨美濃守實父對馬守へも相談の上にて美濃守へ申立て先づ玄蕃役儀召放ち糺明いたさせ追々吟味に及び其上にて公邊へ進達仕るべき心得に御座候と辯じたれば、豊前守は早くも其語氣にて是には仔細あるべき事ならんとは察したれども敢へて深くも問究めず今日は其にて御用濟たれば引取るべし尤も此事堅く他言致す可からずと申渡して郡太夫等を歸しそれよりして伊豫守殿に申立愈々山縣大貳藤井右門の兩人を召捕る事の手筈に及べたり。

大貳は幼き頃より武藝を嗜み劍道に於ては一流の奥儀を究めたる人なりしかと平生の容貌は頗る閑雅にて佩刀とても細身の寸短なるを帶し一見したる所にては更に武人劍客とも見え加ふるに和歌を好み抹茶は千家の皆傳にて風流三味に耽る雅人の如く見えたりけり殊に漢學に秀で専ら甲州流の軍學を指南して其譽れ最も當世に高かりければ見ぬ唐土の古の千房武侯は斯る人物ならんと敬ひこそすれ武藝の事は敢へて其噂する人も無かりけり是に代つて藤井右門は原來大舍人寮の官人なれば文武の道も一通は心得たれども大貳ほどの達人にては無かりしに何なる故にや右門が武藝早業は敵なき程なりと云ふ評判喧しく其上に隱形の幻術を學びて其妙を得たりと云ふ噂さへ聞えたりければ右門を召捕らん砌に取逃す事ありては一大事なりと有つて密に手段を運らされたり。

斯て二十一日に成つたりけるに此日は早朝より空掻曇り午頃よりして雪降出し程なく大雪とぞ成りにける、山縣大貳は午前より綱助と云へる若黨を共に召具し所用ありとて何方へか出で行きたり藤井右門は竹内主計の宮永道生等と共に在宅して世の中の事ども打語らひて居たりけるに今村彈次は雪を侵して尋ね來り右門に向つて申けるは「扱も今日の雪は思ひの外に降しきりて寒氣も堪へ難うこそ候へ去りながら向島の雪中の風

山縣大貳

景は一入と思ひ遣られ座に興を想像て候ふなれば唯今兩國の畔にて船を誂へ置て候ひぬ斯く火桶の傍に圍坐て空しく此風景を御覽せざらんは口惜かるべし是より直に狂て雪見に赴かせ玉へ富永氏も御一所に思ひ立れよと勧めたり、右門は今日の寒氣に雪見に出んは迷惑なりと初めの程は謝たりしが彈次が達ての誘ひを否み兼ね且は其話に浮立てければ然らば同道すべしとて着服とも更めて支度に及びたり尤も主計は先生の他行中に外出せんは如何なればと斷つたれば彈次は強ても勧めず右門が支度を待つて出掛たり是ぞ彈次が計ひにて右門をおびき出したりとは後にぞ思ひ知られける。

茲に大貳は此兩三日前に不圖したる話よりして吉田支蕃が織田家の邸内にて閉籠られたりと聞き人を馳て其様子を聞せられたれども何等の仔細とも分らず其上に日毎の様に交るく大貳が許へ参つたる織田の藩士等は四五日以來俗に云ふ馳の道を切つたる様に絶えて入來らねば大貳も内心安からず思ひ居たりしに彼の桃井久馬等も一兩日以來申合せたる如くに右門が許に來らねば大貳は是れ常事に非ずと心附きて密に心を痛め居たり然るに二十日の夜に至り何方よりか仲間體のもの書狀の箱を持参なし返事をも取らで立去たり狀箱には堅く封印を施し山縣大貳様御直披と上書して有りければ大貳は急ぎ封印切て披見したるに「至急御面談いた

山縣大貳

すべき事の候へば明日例の場所まで御入來下さるべし」との趣にて誰人とも姓名は認めて無し大貳は暫し見詰たりしが覺えある筆に夫れと覺りてければ其儘その書狀を火中なじ二十一日の朝に至り久保町の清水とて其頃流行の割烹店に赴き尋ねたれば案の如く奥の一間に待受たる武士あり是れ別人にあらず織田家に於て留守居添役を勤めたる藤田儀左衛門なり、此儀左衛門は大貳が門弟に列つて軍學の講釋は聽聞したれども日頃より大貳の人となり不審を懐いて入魂にもあざりけれども大貳は深く儀左衛門が一器量あるを識て萬一事ある時に臨まば頼もしき漢は此儀左衛門なりと思ひたる人物なり、儀左衛門は大貳が來るを見て上座に招じ時候の挨拶ども手短に述畢つて膝を進め「扱も織田家に於ては郡太夫一味の輩兼て支蕃を取つて陥さんと待構へたりしに梅叟が密訴に由つて支蕃は閉籠られ次に挑井久馬等は此事大貳右門謀叛の嫌疑なりと漏聞さて訴人に及びたれば郡太夫等は町奉行の内密調を受けたり其次第は斯々の通なりと有し事ども物語りて「僕事もとより先生に於てさる謀叛の企てあるべしとも存せず又玄蕃事も無論一味に非ずとは信じ候へども今日にては先生謀叛の聞え既に閣老方の耳に入つたれば唯今にも幕府より召捕の役人に向けられんは必定なり假令先生の議論公明正大にして勤王の趣意を述べさせ玉ふとも幕府にてはよも無罪には致すまじ輕くて遠島重くて

森にも感せらるべき歎無辜の罪に沈んで一命を失ひ玉はんと甚だ以て其策なきに似て候ふなれば是よりして
 一旦何方へなりとも御身を隠し世を忍びて眼前の危難を免れ玉へ僕こと先生に對しては別に是迄御入魂は仕
 り候はねども苟も師と仰ぎて教へを受けたる門人なれば師恩を畏みて此大事を告げ知らせ奉る間早々御身の
 安穩を謀らせ玉ふべしと赤心見えて説きたりけり、大貳は此物語にて事の敗れたるを知り且は驚き且は怒り
 暫し黙して居たりしに儀左衛門は達て其逃亡を勸むれば大貳も然らば貴君の厚意に従ひ是より直に身を隠す
 べし危急に臨んで限りなき信切は死しても忘れ候ふまじと謝詞を述べ儀左衛門に別を告て清水を立出で歸路
 にも氣を附けて道を歩行つゝ獨り思案なしけるは「織田家の藩中には門弟共多く有る中にて儀左衛門が忠告
 は頼もしき武士の心かな實に我が鑑識は違はざりけり但し我もし彼が忠告に従ひて此場より逃亡するとも人
 に顔を知られし大貳とても逃終すべしとは存じも寄らず又その爲めに儀左衛門が身の上に禍を嫁けんは本意
 に非らず彼已に師匠の爲めには身の禍を顧みざる覺悟なれば我も亦彼が爲めに其禍を防がんこと當然の儀な
 り且つかの吉田玄蕃わが爲めに禍を蒙つたりと聞く上は我身は兎も角も玄蕃を救はんこと目前の急務なり我
 は固より大義の爲めに一命を犠牲にする所存なれば今日にもあれ幕府の官吏に捕縛せられんは心に恐るゝ所

にあらず言ふべき程の事を云て非道の刑に處せらるゝ分の事なり是に就ても藤井右門由なき浪人共を近づけ
 交り我誠めを聞き入れざりしが果して久馬等に誤られたりしよなどは云ふものゝ我も亦梅叟に浮と心許して
 破綻を引起したること右門に劣らざる過にてありけるぞ是も天命の然らしむる所なれば今更また驚くべき事
 も無く恨むべき事もなしと泰然と心を落ち付け八丁堀なる我宿には歸つたり。

第十八回 後事の苦心

大貳が八丁堀の宅に歸り來りしは其日(十二月二十一日)の午後未の刻下りの事にて雪降り頼れる最中にあり
 ぬ。大貳は外套を脱と其儘に書齋に入りて硯引き寄せ暫時思を凝らして居たりしが心に考へ定めたる事あり
 てか莞爾と微笑しつゝ筆を執り傍なる半切取上げてサラ／＼と書下したる一通の手簡の末に月日姓名を認め
 花押を据ゑて吉田玄蕃宛名を成し其上を巻封じになして懐に入れ手を叩き若黨の彌助を近く招き申しける
 は「彌助其方に折入つて申付くべき一事あり吉田玄蕃殿織田家の役人等が疑を受けて當時鍛冶橋本邸に閉籠
 られ其老母内室も一間なる所に番を附けられて有と聞き及ぶ然るに玄蕃殿の身の上に明を立つるは我等が案

の内にあつて即ち此書状を認めたりその方唯今より織田家の邸へ参り何とかして手段を運らし此書状を吉田の老母か内室の手に相渡すべし其恩賞は玄蕃殿歸宅の上にて其方に過分の沙汰もあるべく又我等よりも取らする品あるべし尤も一通にては番人共取次も成さず又取次たりとて老母内室の手に渡らんは覺束なければ其方は此書状を懐中なし姿を變へて邸内に入り込み番人共に酒肴をも振舞ひ音物をも與へんとして首尾よく事を謀ふべし其入用は是だけにて事足るべければ餘分は其方が得分にせよとて夾囊より金子十兩取出して彌助に渡し右の手簡の封じ目をば故と自ら押切つて密に彌助へは渡したり。彌助は固より斯る事業には心利たる壯漢なれば右の手簡と金子を受取つて「御心安く思召せ幸ひ織田家の足輕仲間等の内には旦那の御供にて度々出合ひ知つたる者も候へば仰に従ひ何にもして取こしらへ御手簡は慥かに御老母御内室へ御渡し申上げ候べし」大「我等も亦其方ならば此事仕達すべき者と思ふなれば申付くるなり冬の日脚はいと短し大儀ながら日の暮れぬ前に早う参つて計らへよ」彌「承はり畏つて候ふと彌助は事の仔細は詳かに知らねども勇み立つて雪を冒し織田家の邸に赴きたり。大貳は彌助を出し遣つて烟草盆引よせ烟を蒸らせつゝ獨り心に思ひけるは唯今の手簡にて吉田玄蕃が身の禍は多分救ひ得たりと覺ゆるが藤井右門は我召捕らるゝに臨まばよも免れ得

んこと難かるべし彼も年來人に知られたる漢なれば先年こそ巧みに京都の禍を道れたれ今度は逆も道れ難く又道れたりとて一生涯山間の僻地に潜みて餘命を空しく保たんは其甲斐あらざるべし竹内主計は夫れに引替へて未だ世間に其と知られぬ身なれば我工夫を以て今日の禍を免かれしむること肝要なるべし且またおたか事此三年以來信やかに我に仕へ殊には今年二歳なる順之助と云へる男子までも設けたる中なれば恩愛の情實に淺からず尤も朝廷の御爲めに我身を顧みざるに當ては妻子に心を牽されぬ事武士の覺悟とは申ながら若し免るゝ道あらば妻子の身の上の安穩を謀らんは大貳が今はの務なるべし幸なるかな總領の領之助は先年妻が死去せし後に里方なる齋藤家に養はれて今は其家の養嗣に立ちたれば公邊にてよもや夫れ迄は詮議なかるべきが差向今の妻子の身の上ハテ如何にして安穩を謀らんかと手を又きて工夫せしが忽ちに一策を案じ附いて夫れと決心なし急ぎ手を叩きたれば召遣の下女は書齋の襖を明けて御用にやと伺ふたり、其方にては用は便せず急ぎ御新造に來ませと申傳へよと命じたり。

今しも大貳が獨語したりける先妻と云へるは大貳が江戸に來りし後に迎へたる妻にて齋藤左膳と申す人の姉なりき伉儷の契り淺からずして領之助と名附けたる一子を選び夫婦の間の樂みこれに過ぎざりしに其翌年の

際にも慮せらるべき歟無辜の罪に沈んで一命を失ひ玉はんと甚だ以て其策なきに似て候ふなれば是よりして一旦何方へなりとも御身を隠し世を忍びて眼前の危難を免れ玉へ僕こと先生に對しては別には迄御入魂は仕り候はねども苟も師と仰ぎて教へを受けたる門人なれば師恩を畏みて此大事を告げ知らせ奉る間早々御身の安穩を謀らせ玉ふべしと赤心見えて説きたりけり、大貳は此物語にて事の敗れたるを知り且は驚き且は怒り暫し黙して居たりしに儀左衛門は達て其逃亡を勸むれば大貳も然らば貴君の厚意に従ひ是より直に身を隠すべし危急に臨んで限りなき信切は死しても忘れ候ふまじと謝詞を述べ儀左衛門に別を告て清水を立出で歸路にも氣を附けて道を歩行つゝ獨り思案なしけるは「織田家の藩中には門弟共多く有る中にて儀左衛門が忠告は頼もしき武士の心かな實に我が鑑識は違はざりけり但し我もし彼が忠告に従ひて此場より逃亡するとも人に顔を知られし大貳とても逃終すべしとは存じも寄らず又その爲めに儀左衛門が身の上に禍を嫁けんは本意に非らず彼已に師匠の爲めには身の禍を顧みざる覺悟なれば我も亦彼が爲めに其禍を防がんこと當然の儀なり且つかの吉田玄蕃わが爲めに禍を蒙つたりと聞く上は我身は兎も角も玄蕃を救はんこと目前の急務なり我は固より大義の爲めに一命を犠牲にする所存なれば今日にもあれ幕府の官吏に捕縛せられんは心に恐るゝ所

にあらず言ふべき程の事を云て非道の刑に處せらるゝ分の事なり是に就ても藤井右門由なき浪人共を近づけ交り我誠めを聞き入れざりしが果して久馬等に誤られたりしよなどは云ふものも我も亦梅叟に浮と心許して破綻を引起したること右門に劣らざる過にてありけるが是も天命の然らしむる所なれば今更また驚くべき事も無く恨むべき事もなしと泰然と心を落ち付け八丁堀なる我宿には歸つたり。

第十八回 後事の苦心

大貳が八丁堀の宅に歸り來りしは其日(十二月二十一日)の午後未の刻下りの事にて雪降り頼れる最中にありぬ。大貳は外套を脱と其儘に書齋に入りて硯引き寄せ暫時思を凝らして居たりしが心に考へ定めたる事ありてか荒爾と微笑しつゝ筆を執り傍なる半切取上げてサラ／＼と書下したる一通の手簡の末に月日姓名を認め花押を据ゑて吉田玄蕃に宛名を成し其上を巻封じになして懐に入れ手を叩き若黨の彌助を近く招き申しけるは「彌助其方に折入つて申付くべき一事あり吉田玄蕃殿織田家の役人等が疑を受けて當時鍛冶橋本邸に閉籠られ其老母内室も一間なる所に番を附けられて有と聞き及ぶ然るに玄蕃殿の身の上に明を立つるは我等が案

の内にあつて即ち此書状を認めたりその方唯今より織田家の邸へ参り何とかして手段を運らし此書状を吉田の老母か内室の手に相渡すべし其恩賞は玄蕃殿歸宅の上にて其方に過分の沙汰もあるべく又我等よりも取らする品あるべし尤も一通にては番人共取次も成さず又取次たりとて老母内室の手に渡らんは覺束なければ其方は此書状を懐中なし姿を變へて邸内に入り込み番人共に酒肴をも振舞ひ音物をも與へんとして首尾よく事を謀ふべし其入用は是だけにて事足るべければ餘分は其方が得分にせよとて夾襖より金子十兩取出して彌助に渡し右の手簡の封じ目をば故と自ら押切つて密に彌助へは渡したり。彌助は固より斯る事業には心利たる壯漢なれば右の手簡と金子を受取つて「御心安く思召せ幸ひ織田家の足輕仲間等の内には旦那の御供にて度々出合ひ知つたる者も候へば仰に従ひ何にもして取こしらへ御手簡は慥かに御老母御内室へ御渡し申上げ候べし」大「我等も亦其方ならば此事仕途すべき者と思ふなれば申付くるなり冬の日脚はいと短し大儀ながら日の暮れぬ前に早う参つて計らへよ」彌「承はり畏つて候ふと彌助は事の仔細は詳かに知らねども勇み立つて雪を肩し織田家の邸に赴きたり。大貳は彌助を出し遣つて烟草盆引よせ烟を薫らせつゝ獨り心に思ひけるは唯今の手簡にて吉田玄蕃が身の禍は多分救ひ得たりと覺ゆるが藤井右門は我召捕らるゝに臨まばよも免れ得

んこと難かるべし彼も年來人に知られたる漢なれば先年こそ巧みに京都の禍を道れたれ今度は逆も道れ難く又道れたりとて一生涯山間の僻地に潜みて餘命を空しく保たんは其甲斐あらざるべし竹内主計は夫れに引替へて未だ世間に其と知られぬ身なれば我工夫を以て今日の禍を免かれしむること肝要なるべし且またおたか事此三年以來信やかに我に仕へ殊には今年二歳なる順之助と云へる男子までも設けたる中なれば恩愛の情實に淺からず尤も朝廷の御爲めに我身を顧みざるに當ては妻子に心を牽されぬ事武士の覺悟とは申ながら若し免るゝ道あらば妻子の身の上の安穩を謀らんは大貳が今はの務なるべし幸なるかな總領の領之助は先年妻が死去せし後に里方なる齋藤家に養はれて今は其家の養嗣に立ちたれば公邊にてよもや夫れ迄は詮議なかるべきが差向今の妻子の身の上ハテ如何にして安穩を謀らはんかと手を又きて工夫せしが忽ちに一策を案じ附いて夫れと決心なし急ぎ手を叩きたれば召遣の下女は書齋の襖を明けて御用にやと伺ふたり、其方にては用は便せず急ぎ御新造に來ませと申傳へよと命じたり。

今しも大貳が獨語したりける先妻と云へるは大貳が江戸に來りし後に迎へたる妻にて齋藤左膳と申す人の姉なりき伉儷の契り淺からずして領之助と名附けたる一子を擧げ夫婦の間の樂みこれに過ぎざりしに其翌年の

秋より妻女は不圖病に罹り醫療その効なく寶曆八年八月三十日と云ふ日に枕を北にして魂は西へと歸らぬ旅に赴きたり大貳は嘆きの中に亡妻を四谷なる全徳寺に葬り俊貞院歎山妙喜禪定尼と法名して亡人の形見を一片の墓石にぞ留めたる然るに大貳が家には書生ども寄宿して男世帯の様なるに僅か二歳の領之助を置き乳母下女が手に育てんこと不便なりとて大貳は此兒の養育を亡妻の母に頼みたるに母は初孫の事ではあり我子の形見なればとて悦びて諸ひ左膳も亦承諾したりければ其よりして領之助を齋藤左膳が許に預け大貳は又胸中深く慰ふ所のありける故に獨身にて住居なしたり、扱てまた左膳は其妻に出生の男子なく且は數年手傍にて育てたるを返さんも本意なればとて其後大貳に謀り領之助を更めて己が養子に貰ひ受けて世間へは左膳が實子の様に披露なし次郎兵衛と名を改めさせたり大貳は我大義の洩たらん時に禍に罹らせまじとて養子に遣はしたる後は故と疎々してありければ誰も大貳が實子とは世間にて知る者もなかりけり。其後大貳は人の勸めをも容れずして再び後妻を娶らざりしに三年以前より衣物飲食の世話にとて神田邊よりおたかと云へる女を召抱へて妾となし去年の秋に一子を擧げたるが即ち順之助なり此のおたかば元來上州那波郡蓮取村の百姓深町傳右衛門の分家にて牛彌と云へる者の妹にて江戸に來り大貳が妾とはなりけるが生得女に似氣なき氣慨

ある者にて且つ才智も尋常に勝れたれば大貳が心に大望を懷ける事も夫れと無く覺つたれど知らぬ振して居たりしとぞ、さてもおたかは男子をも設け且つ大貳には本妻も無かりければ右門を初め内外の者みなおたかを本妻の如くに接し大貳にも本妻の披露あつて人別をも是にうつさるべしと只管に勧めし者も多かりしが大貳は一切これを聞き入れず又おたかも本妻たらんこと望みにあらずとて辭したりければ力及ばず左れども表向ばかりの妾にて其實は御新造御新造と呼び恰も本妻に異ならざりけり。

今しも大貳はおたかが書齋に入り來るを見て藤井は如何と尋ねたるに藤井氏は今村彈次が誘ひ出して雪見に赴きぬと答へたれば、大貳は心の中にて扱こそ彈次が右門を誘ひて出でたるは仔細あるならめと早くも察したりしが左あらぬ體にておたかに向ひ「急に認むべき品のあんなれば棚の上なる硯を取下せよと命じたればおたかは直に立つて云ふが如く硯を取下したり大貳は左の手を出して是へと云ふまゝに渡しけるに、大貳が手をすべりて硯は疊に落ちて二ツには破たりけり、大貳は活と顔の色を變ておたかが手を取て押へ「おのれ憎き女よな此硯は忝なくも我家の先祖新羅殿が禁裏より賜つたる名硯にて山縣三郎兵衛昌景殿より代々山縣の家に傳はつたる由緒ある寶物身にも命にも換へがたき品なるに取落して二ツに破たるは言語道斷なりと怒り

罵りおたかが泣詫るも聞き入れず「斯る不所存の女は我家に留め置きがたし、汝は我妻と云ふにはあらず召抱たる妾なれば只今暇を申付くる間即刻神田なる元方へ歸るべし」と殿にぞ申渡したる。最初の程こそおたかは思寄らざる大貳が難題に胸の中も轉倒して泣き入るばかりにて何の分別も出でざりけれ去るにても平生より物に騒がず怒りを色に露はさず他人の過を咎めざる大貳が何なれば今日に限りて斯も怒つて刺さへ我をも離別せんとは宣ふかと心に不審を起したるが女ながらも才智あるおたかなれば扱はと心に覺つたれば「かく御詔申上げ候うても御許しの無きうへは詮術も無し悲を忍びて御暇を賜はり此家を罷り候はんが順之助を後に殘し置かんは妾いと心苦しう覺え候ふなれば順之助をば父子の縁を切て永く妾に賜はりなば何にも仰せに従ひ奉つらんと申たり、流石の大貳も此一言にハツと驚きしが「吳よとあらば遣はさんが何故あつて其方は順之助を貰ひたしと申すぞ我家より暇を得て是より再び他家へ奉公するにも人の妻となるにも妨げなるは子伴なるに夫れをば達て望むとは所存いかにと尋ねたり。

第十九回 哀別離苦

爾時おたかは堰來る涙を押拭ひ忍び聲して申けるは「御隠あるな我夫よ硯を落して毀ねたる其の過を機にして妾に暇たまはるは貴公の大望露顯と覺り其連累の難儀をば妾にさせじと思召す御情の御心で御座さうがな」大「ヤアおたかお事は夫れを」高「サア夫れ知らいで成るべきや三年以來朝夕とも御側離れず侍く妾貴公が遊ばす諸事萬事いかに愚な妾とて知らでや過し侍るべき先頃中から右門殿を初めとして數多入來る御弟子の中ヒソソ咄の詞の端に徳川の天下を仆し再び京都の御政治に復し申すが誠の忠義と申すもの忠義ゆるなら命も愚か妻子の嘆きも身の上も見捨てて共に竭す覺悟と凝固まつたる心の金鐵もれ聞くことにも、扱は我夫には去る大望を心の中に深くも懐いてましますかと嬉しいやら怖いやら貴公は御存知あるまいが日毎夜毎の暇を見て折さへあれば手を合せ神や佛を伏拜み頼みを掛くる心の底どうか貴公の御身の上擁護の力を添へさせて大望遂げさせたび玉へと念ずる外は候はず今日しも御歸りありてより常に變りし御顔色人は知らねと妾には若しやと蟲が知らせてか底に涙うつ胸騒ぎ何にもして御様子を聞き欲しと思ふ中思ひ寄らざる離別の御詞テツきり夫れと覺つたがよも僻事では侍るまじ女に似氣なき事ながら言はで止んは罪深ければ今は明して申さんが大事の御咄し洩れ聞て夫れと知つたる其時から妾は兼て心を定めスワと云はん其場に迫らば自害し

て身を果し貴公の御恥を救はん覺悟もどより命は無きものと貴公に捧げて候ふぞやトは云へ貴公の御沙汰にて避よ逃よと心強くも宣はし仰せ畏み一旦は落も隠れも致さんが妾一人を落しやり二人が中の順之助東西知らぬうない子を貴公は其儘殘し置き無愆の又の秋の霜の世の旅の道運に召具し玉ふ御心かや其は情なし心なし情を知るが武士と常から宣ふ御詞に今は背かせ玉ふとは貴公に似ざる思召し愛し可愛の順之助を殘させ玉ふ程ならば那とて妾も諸共に止まり居よとは宣はぬ縦ひ火の中水の底燭の煙となる迄も海の藻屑と朽迄も俱に生き俱に死んと契りてし小夜の寐覺の睡言は皆偽りにて候ひしか去ながら此場に臨み嘆つも由なき事なれば貴公の御心休むる爲めに御暇を賜はり侍らんが順之助をば妾に賜へ直に江戸を立退て鄙の在所の草深き壇生の小家に身を忍び必ず彼子の無事息災妾が貴公に受合ひて行末守つて御覽に入れん愛し子の順之助殺すも生すも御心一ツ如何にやいかにと泣つ口説つ述べければ恩愛の情には左しもの大貳も弱りてや兩眼に溢るばかり涙を湛へて「ム、感じ入たる御事が心底尤も我家に嫁を参りし其時より唯者ならずと思ひしが斯くまでの決心とは今日の今まで知らざりし只一筋にお事をば難儀の瀬戸に陥ると思ひし故に離別沙汰心を察して許してたへ我とてもお事の如く愛子の順之助何にもして彼が無事謀ふ便ども考へしが其策に屈托なして有

なればお事に彼子を與へん程に何卒行末善様に計らひ玉へ但し此山縣大貳は今にも幕吏が手に掛り謀逆の大罪に處せられんも知れざれば順之助が大貳の俸と云ふ事を深く秘て人に語らせ玉ふなよ同くは成尋の上武士の身となして其をり密に素性を語り聞かせて玉はるべし兎角云ふ中時刻も移れば奉行所の役人等が召捕に参らぬ内順之助を極慥き早う此家を立退けよと涙に曇るにじみ墨摺も遅しと筆とつて手早く書たる暇の書付一子も我種ならずとは深き思ひの切なき詞持合せたる金子二百兩ばかり有けるを是持往けとおたかに渡せば、おたかは身も世もあらぬ思ひ哀別離苦の生別れ絶る計りの悲を大貳が勧めに勵まされ泣々我子を背に負ひ見もし見せもし顔と顔これが別れか悲しやと聲も得立ぬ忍び泣き夜路の雪を便にて心を後に殘しつゝ此家をこそは立退きたれ。

大貳はおたかに順之助を托して出遣り流石の豪傑も鐵心とは云へ石腸とは云へ恩愛の情に思ひ紊れ涙に暮れて居たりしが斯ては叶ふまゝ我ながら心の女々しきを耻かしけると氣を取直し再び己が書齋に入り掌を打鳴して道生やあるくと呼びたりける。竹内主計の富永道生は先程よりして大貳がおたかと書齋にて密々の話合ひ其結果はおたかが眼を泣腫し一子の順之助を背負ひ下僕に提灯點させて出行しを見て様こそあらめと

山縣大貳

は思ひたれど大貳が内證の事を見聞すべきにあらねば態と知らぬ振して居たりしに今や大貳が我を呼ぶとの報知にて何事ならんと書齋に至り「先生僕を召されつるは御用にやと尋ねれば、大貳は「ム、道生近う進まれよ急度申合する事ありとて招き寄せ邊を憚る低聲にて申けるは「我等同志の大望既に露顯に及びたり御身は是より直に此家を立出て早く危難を遁るべしと媒耳に水の大貳が勧めに、主計はハツと驚きしが扱は妻子を出し遣りしも此故かと覺つて「そは存じ寄らざる先生の仰せかな固より父式部の命を受け先生の門下に列り勤王の大義に與したる主計事就れば其績を全くし事敗るれば忠義に此身を果さんこと兼ての覺悟で候ふなるに今露顯の時に臨み先生の危難を後に見て様なくも我身の禍を免れんは此主計が本意にて候はず何處までも先生と生死を俱に致さんする間左様思召し賜はれよと若年ながらも竹内式部が一子凛然として言放ちたり大貳は涙を浮べて「ア、流石に名家の御子息天晴なる御心底去りながら生は難く死は易し一旦の客氣に百年の壽を棄るは智者の爲さざる所也抑も今度の露顯その原を實せば藤井右門外の人々事を擧ぐるに速なるを望み常に余が正々堂々の論を迂遠なりと存じ由なき浪人有志の輩を寄々に集めたる故なりと思へども余とても亦随分謹慎の足らざる所なきにしもあらず詮する所は今に至つて悔るとも其甲斐なし畢竟是と云ふも即ち

山縣大貳

天命の然らしむる所なれば大貳に於ては聊も天を怨みず人を咎めず殊には大事の成敗を問はず又の下に此身を果さんは固よりの覺悟なれば今更ら驚く可きに非らず假令幕吏の手に捕はれ獄門に上り磔に掛るとも大貳が身より流す血汐は天下後世に勤王の義士を呼起す血祭なれば大死には決して非ず笑つて刑場に就く所存主「其所存は主計とても決して先生に劣らねば大「否々俱に刑場に就かんとは淺慮の至り御身を初め方々が俱に今日死果てたらば誰あつて後日に至り大貳が心を受繼べきぞ是を合戦に例ふる時は大貳が今日の刑死は是れ矢合の初めなり敵味方の兩陣入亂れて火花を散し雌雄を決する戦争は今より後の事ならずや然るを矢合せの初めに臨み自から進んで名も無き敵の數矢に當り討死せんとは狂氣の沙汰と云はんのみ其の上に伊勢に御座す竹内式部先生の思召も如何なれば旁々以て御身は是より同志の人々急ぎ説き廻つて早く遁れよ主「御尤には伺ひ申せど若し遁れ後れて召捕るゝ其時は大「飽までも存せぬ知らぬ大貳にさる大望ありしか知らねど拙者どもは曾て一言も其相談に與からねば夢にも其事承知いたさぬと言張つて禍ひを免れよ主「とは云へ其實興り知つたる身が大「馬鹿に成つて連累の禍に罹らぬが即ち智勇の武士の業この大貳は何なる事のあらうとも只一身に引受くると決心したれば連累は無益主「思召は忝けなれど左様あつては義に背き情に外れ

人たる道にあらざれば 大「それを忍ぶが即ち豪傑サア早う出往召されぬか何をぐづぐ致さるゝと言へど主計は出でかねて猶豫をれば大貳は活と怒り聲を振立てて「氣後なせしか竹内主計この大貳に犬死とするか大貳が大志は骨もろとも埋るゝか言甲斐なき臆病者よなど罵れば 主「左あらば仰せに従つて 大「ム、疾々落ちよ 主「ハツと出行く後影見送つて大貳はホツと息をば吐たりけり。

第二十回 右門捕縛

話頭一轉て藤井右門は此日の午後今村彈次に誘ひ出だされ雪降りしきる中を冒し柳橋の畔まで往きたれば兼て彈次が詭へ置きたる屋根舟二艘棧橋の際に撃ぎ内藤源五郎茂上三彌の兩人は一艘の内に在りて酒肴の用意をもなし又橋町の踊子共兩三人づゝ船中に居て待受たる様子なれば彈次はいざとて右門と共に船に乗移つたり、右門は此體を見て深き巧みのある事とは神ならぬ身の露知らず此設けを見てハタと手を打ち「イヤ是は行届たる趣向かな朋友と打寛ろぞと酒のみ替し船の中にて美麗なる尤物達に酌取らせて向島の雪の景色を隅田川の流れに溯つて眺めんは實に此上も無き快事なりと打喜び原より上戸の事なれば勧めに任せて引受々々

十分の酔を帯び水夫に酒手とらせて彼所此所を漕ぎ廻らせ水神の森のあたりに至りしは早や黄昏とまにてありき。今村彈次は右門に對ひて「冬の日もはや晩て候ふなれば闇の夜の雪見も興なかるべし既に是まで参りつる上は逆もの事に此船をば三谷堀に乗り入れて吉原の雪を樓の上より眺めんは如何に又變つて興あるべしと述べつゝ彼方の船を呼び掛けて「茂上内藤の兩君よ是より三谷に舟乗り入れて吉原の雪と云ふ趣向あり同意あらんや問ま欲しと云へば「ナニ吉原の雪とや至極の趣向面白しく實は年忘の一興我々も其思ひ附ありけるが「藤井先生を憚つて言はで止みては候ふなれ「イヤ御伴せん「イヤ御案内せんと手を打はやして悦ぶにぞ、右門も今は之を辭せんも人の興を妨ぐるに似たり好々さらば此人々と共に先づ吉原に赴き機を見計らひて我はそと脱出て駕籠に打乗り歸宅すべしと心を定め「各々方にて其思召の候はんには我とても何か否み候ふべき御同伴にて参り候はんと答へたり 彈「扱はく、交際のおよき右門先生の大器我々祝着至極に存じ奉つる 三「先づ往て見させ玉へ及ばずながら我々が鑑定にて廊中第一等の船妓をば先生の今宵の御伽に侍らせ申さん「踊子とは違つて野暮な所に見識があつて又一入の趣あるもの 源「イヤ姉子たちはは失敬必らず御氣に掛られな各々方は踊子の中でも比類なき器量なと打戯れつゝ漕ぎゆく中に船は三谷堀に乗り込んで髪洗橋の

近くまで漕付けたれば船をば其所に繋がせて弾次は兼て所狎の茶屋まで船頭を走らせたり、船頭の知らせに茶屋の若者は箱提灯を照して迎ひに來りしかば踊子供にて此所にて暇を取らせ船にて柳橋まで歸へらせ弾次は源五郎三綱と共に右門を取巻き日本堤を横きりて五十間を通り越し中の町なる引手茶屋駿河屋が許に落付き更に見番の女藝者ども呼上げて酒宴を催し何れの樓か宜るべきと問合せ遂に京町二町目なる三浦屋となん呼べる妓樓に上り敵娼を定め又更に幣間どもを招きよせ唄ひつ踊りつ騒ぎ笑ひ果ては我等も隠し藝を見せんとて三綱が月の八日に譽れを上げれば源五郎とて劍道こそ未熟なれ踊りは志賀山一流の達人ぞや是見たまへ殿原と諸國行脚の旅僧の振事ヤンヤクの大喝采天晴いみじや源五主我とてもやはか貴殿に功名され指を喰へて尻込みすベキイザ三絃を引いてたべ」よろしい彈さん例の綱は上意ですか「否々左様な店古しにあらす」そんなら夕ぐれ「ハテ怪からぬ拙者をば左様な無藝と侮り居るか此彈次が得意の一藝仲藏もどきの十日夷見て悔と玉ふなど高慢ほどの業ならぬが却つて座興となる程に右門も是に浮れ立ち廻る杯に廻されて餘念も無くて居たりけり

其頃新吉原にて遊客等が座興の遊びに達磨と名づけたる一種の戯れあり是は厚き蒲團をもて身體をぐるりと包み其上を帯紐の類にて堅く結び締めて手足の働きの自由に成らぬ様にして其人を仰向にころりと轉がせば其人は手足の自由に働かぬに係らず彼所此所と轉がる中に遂に起上るをば手柄とし起立ち得ずして許せくと詫る時は其蒲團を解きて罰杯の酒を飲ましむると云ふ小兒の戯れに比しき遊びなりき。今村彈次は心に謀る所のありければ酒興に乗じたる體にもてなして「何に方々此上は此席にて男たらんものは我々は勿論幣間の罰杯を飲ましむべし御同意あるやと問掛ければ内藤も茂上も心に夫れと悟つたれと色にも出さず「實にく達磨は面白からん」「いざ／＼催さんと勇み立てば、右門は馬鹿氣たる戯れなれども今更これを否まらんも亦大人氣なしと打笑ひつゝ「それ宜からん催し玉へと云ひたるにぞ「然ば誰か先づ達磨になるか拳もて其順を定めんと」「相子でせい」と打出す指頭「是は仕たり此彈次が皮切に當たか「イヤ達磨をせんと言出したる罰の報は靦面是の通り「ハテ忌々しや此上は詮方なしいざ十分に縛り玉へ必ず起立申さんと大の漢の今村彈次が云ふに任せて蒲團もて彈次を包み法の如くして轉したるに彼方へころり此方へ轉り「アレ危ない燭臺をな倒し玉ひそ「それ氣を付けたまへや杯洗が頭の邊に候ふぞ」エ、言も終らぬ其先にあび玉ひしか「オ、冷たや冷

山縣大貳

たや許して吳よく「ハ、ハ、ハ、寒中の水行頭から襟に掛けて一面に水をあびながら濡鼠の様には成り玉ひしぞ笑止なる「兎も角も衣ものをば脱がせ玉へ火鉢にてあぶりて進せ申さんと一座の大笑とぞ成つたりける「サア此次は内藤氏「これも同じく起られぬイテ罰杯を飲み玉へ其次は幫間の善次「ヤア是は妙だアレ」とうく起たり手柄く「其次は駿河屋の吉公サア来よ包んでやらう「イヤく此奴中々に妙を得て居るなハ、ア理つた吉公は消炭と異名を得たる茶屋の漢何時でも起さるゝが商賈それで起る事に手練を得たるよな「オヤ此次は先生さま「成ほど藤井先生この期に臨んでは先生でも何様でも御遠慮は無い御立遊ばせと一同が追つて右門を包みたり。右門は兼て心掛よき性なれば十分に酔たれども本性は決して忘れぬは蒲團に包まるゝ中にも早くも身體の調子を取りて内々身動のなる様に手足を操どり又起上る呼吸とも目早くも見置きたれと言ふが隨意に包まれて座敷の中に押轉がされたるぞ是非も無き。右門は同行の輩に邪心ありとは固より知らず唯この戯れに程よく起上らんと笑ひながら轉りける中に彈次は突然と立上つて「それ召捕れと一聲高く叫ぶと見えしが源五郎三彌は走り掛つて右門が仆れし蒲團の上より嵩に掛り取つて伏せんと働く折しも兼て此楼の二階より裏表に詰寄たりける町方の捕手ども與力を先に數十人御用くと喚はつて一度にとつて押寄

山縣大貳

たり。座敷の騒動此家の混雜藝妓は枕を奪ひて走れば遣手は太鼓の撥を持つて駈出し屏風を仆す客あれば煙草盆に蹴爪づき灰に寐白粉したる標妓もありて恰も火事と地震が一度に起つたる如くにて同心が十手を振上げて騒ぐなくと制すれども更に靜まる景色も無し、藤井右門は扱は此奴等牒し合せ我を召捕ふる計略なりしかと屹度なりヤツと掛けたる聲もろともに蒲團の中よりするりと脱け座敷の床の間小楯に取り衣桁の上の一文字手早く取つて早速の得物中段に身を構へ「ヤア穢なし彈次何故あつて此右門召捕らんとは袴ぐぞと怒りの聲を振立て問掛くれば「何故とは愚なり藤井右門汝が山縣大貳其外一味と心を合せ謀叛を巧みし條々は桃井久馬その外が訴人に依つて逐一露顯明白なり御老中たる我等が主人伊豫守殿の内命にて先頃より入込んで汝等が舉動を探たる我等三人町奉行所の捕方と牒し合せて今宵の遊興「連ものがれぬ天の綱イザ尋常に繩に掛り、源「言辭あらば白洲にて相述べよ「サア召捕れと左右より我捕へんと打つて掛る「右「シヤア尾籠なり雜人どもおのれ等如き者共に召捕らるゝ右門に非らずいざ來い來いと衣桁の棒を打振つて當るを幸ひなき立て打立て此を先途と防ぎ戦ひ廣間廊下を馳廻り左ながら阿修羅の荒たる如く手向ふものも無かりしかど此方は一人彼方は多勢殊に得物の棒ををれ身も疲れ果ければ左しもの右門も遂に捕はれて高手小手に縛

められ網乗物にて町奉行所にぞ引かれたる。

第二十一回 大貳召捕

去ほどに山縣大貳は妾のおたかに順之助を托けて出し遣り尋で竹内主計の富永道生を立退かせ若黨の彌助は織田家の邸へ密に遣はしたれば後に残りつるものは大貳の外には盲人の東壽とて廿二歳になれる身寄も無き者にて大貳が日頃不便を加へ按摩などさせて養ひ置けると下女の某とて厨の事を働けるものと二人のみなり。大貳は兼てより用心深き人なりければ大切の書物どもは常に火中して手許には留め置ざれば書齋にある所は僅かに數十巻の書籍と數冊の草稿のみにて頗る清楚なれども藤井右門は是に引替て動もすれば書物ども取散す性なれば證據と成るべき書類などありては餘人の爲めに宜しからずと心附き自から同人の部屋にて櫃箱の蓋おし明けて改めしに思ひの外の緊要なる書類は多からざりきは是は其前に惡僧靈宗が盗出せし故なるに右門さへ其盗まれたる事を未だ知らざりければ大貳が知らざるも理なり、左れども人目に懸つては如何と思ふ書付どもありければ大貳は之を集めて火中なし先づ是にて安心せり去れば是より幕吏が向ひ参らん時

に應ずべき支度をなさんと清らかに衣服を着替へ鬼鳥の定紋を染出したる黒の紋付の小袖の上に袴を着し黒魚子の羽織のまだ巳の刻ばかりなるを着て髪を撫上げ今やくと待ちたれども未だ來らず、イデヤ然らば大貳が名残の一眼いたすべしとて向ふ切に仕つらへたる爐を見れば埋火もありて釜の湯は冷やらす今までは忙しくて氣付ざりしが床の花入に活たる早咲の白梅に山茶花を一輪あしらひたるは是もおたかが形見と思ひてゆかしさの勝たれば夜中とても取りも遣らず其儘に据置てやをら机を隅の方に押やり次の間なる水屋より炭斗もち出して更に炭を次ぎて釜の湯の沸るを待つ間に納戸に入りてお高が残し置たる見苦きものども取り片付て掃除なし残る隈なく行届きたれば幕吏の來るを好まぬながらも釜の湯の沸ると共に待受たり。抑も大貳が八丁堀永澤町の宅と云へるは元は醫師中田永増と申し人住居たる跡を大貳が買受たるにて板葺屋根の平屋造り四十餘坪の建物なり（此家は大貳召捕の後は家財ども名主組合立會にて封印して預りたるが其翌年四月九日の曉の近火にて焼失したりと云へり）大貳は固より區々たる家居に拘はる人にはあらねども英雄の胸中自から閑日月ありて詩文の風流に富み殊に抹茶は珠光利休の流を酌て奥儀に透りたれば尋常の普請も何と無く閑雅にぞ見えたりける。夜は巳に戌の刻を過ぎて湯も漸く沸立たれば茶器持運びて獨茶自服に心を

山縣大貳

澄すませる折柄案の如く町役人に案内させ町方の與力三井伴次郎は同心井に手先のもの數十人召連て家の前後を取圍とりこませ「大貳はあるかと呼はりつゝ咄うたと一度に亂入す、大貳は夫れと見るよりも「山縣大貳とは拙者なるが夜中無断に亂入あるは誰なるぞと身動みぶもせず咎とがむれば 伴「町奉行依田豊前守殿の下知に依り山縣大貳御不審の筋これあるを以て召捕の爲に與力三井伴次郎組子を率て向ふたり 大「むゝ此大貳に御不審あつて召捕らるゝとな何等の御不審なるか大貳召捕らるべき覺えは無けれど奉行の下知とあらば手向もせず其意に従ひ候はん夜中と云ひ大雪の中に三井殿には御役目御苦勞に存じ申す幸ひ大貳これにて疎茶一服いたし居るなれば三井殿にも御厭いやなくば聞し召せ御一同にも御相伴ごしやはんあらば御振舞申すべしと些とも騒ぐ色も無く悠然として禮儀を正しく招まれば、餘りの意外に三井を初め皆一同に驚き呆れ答ふる詞も無く佇立たふたり。

大貳は斯くと見るよりも心中左こそと思ひたれど故わざと容かたを正し「あな仰おほ々しき方々の舉動ふるまひかな浪人なれども山縣大貳召捕らるゝ迄も武士の作法は柔なすものにあらず斯く方々を引受る上は卑怯にも隙を見て逃出すが如き事はせじ又意趣遺恨も無き方々を相手に又傷に及び無益の人命を絶たんと思ふ心も無し左程に懸念と思はれなば拙者が大小あれる棚の上に在なれば御勝手に預り召れ又御覽の如き手狭の住居ゆる前後をば御遠慮

山縣大貳

なく取巻たまへと云つゝ帛紗びんせうを取出して茶器を拭ひ何氣なになき茶の手前落付はらつて取廻ちります茶煎ちりせんさばきで不敵なる。三井伴次郎は心ある與力なれば刀を脱ぬて客座に直り「ム、天晴あつはれなる貴殿の性根實しんこんじつに當代の豪傑と世に知らるゝも理ことわりなり役目は役目茶事は茶事固より拙者も好む所然らば貴殿の詞にあまへ一服頂戴致すであらうかと同心に向ひ「貴公たちも望みとあらば相伴しやはんあれと云ひけるにぞ同心兩人は「我々も御相伴ごしやはんに與あからんと其座そのざには居すたり 伴「左あらば町役人初め手先の者は此場を退き玄關にて物靜ものしづかに控へ居よと命じて出し遣り「役目の段は御免あれ大貳殿貴殿の御立前ごたせまへにて一服頂戴いたす事何より以て大慶なりと挨拶すれば、大貳も悦びて「左あらば大貳が名残の茶の湯ゆるりと數服召されよと伴次郎を初め同心等にも銘々に茶を飲ませおのれも數服傾けて悠々と茶器を取片付け事畢つて三井に向ひ「御組子の衆も此寒夜にさぞ難澁なんせきにて候はんが酒一献振舞たくは存ずれど自みづから奉行の御法ごほふもあり且は餘り時刻の後のちれんも如何なれば差控さしこへ申すべし直ただに御召捕あつても大貳更に手向は仕らず去りながら頃日けいじつひとく足痛あしいた起つて歩行に惱み候ふなれば同じくば町奉行所まで町駕籠乗用の儀を許させ玉へ此儀御頼み申すと云はせも果す同心は「イヤ綱乗物には夫々の作法あれば相成り申さぬと云ふを伴次郎はグツと睨んで「ヤア出過たり各方山縣大貳召捕に向つたる三井伴次郎貴

公たちの差圖は受けぬ大切なる囚人乗物の用意いたすべきの處急の御用に失念したりソレ同心衆早々駕籠を釣らせて参られよとの差圖に同心は其座を立つて町役人に駕籠の用意を申付たり。伴次郎は大貳と差向ひになつて煙草を薰らしつゝ、「何に大貳殿御召捕の上は牢屋に籠られ此寒氣の折柄なれば着服を十分に着込まれよ其爲に時刻延引いたすとも伴次郎更に異存なし又後々の事申含めらるゝ仔細どもあらば町役人家主どもへ傳へ置かれよと情ある詞に、大貳は會釋して「忝う存じ申すが着服は十分なれば寒氣に恐るゝ所なし又僕が一身一家の事は別に言置く事なけれど其詞に由り二三ヶ條申置きたき事あれば是へ召させ玉へ」件承知したりと伴次郎は家主を招きたれば、大貳は家主安兵衛に打向ひ「何に安兵衛殿年來貴殿の世話に預り大貳忝う存じ申す然るに只今思はざる御不審を被つて召捕れ町奉行所に引かるゝに付き御迷惑を掛け氣の毒の至なり夫れに付ては出入の諸商人米屋酒屋を初めとして夫々に拂ひ遣はす負債あるに節季も既に程近し大貳召捕へられたる故に其負債その儘になし置き商人等に損させんば武士たるものゝ耻る所幸ひ三井殿これに御座あれば其面前に於て金子三十兩貴殿へ御渡しいたすなれば此金子にて大貳が負債を拂ひ遣はされたく此段偏に貴殿を煩し申すなりと金子を出して頼みたれば伴次郎も肯じて「家主に於て托に應じて其儀取計ふべしと沙汰

したり。其中に駕籠の用意も整へたれば大貳は尋常に繩に掛り家主其外の人々が忍び泣に送られつゝ悠々として駕籠に乗せられ町奉行所へは引かれたり。

第二十二回 依田豊前守

山縣大貳藤井右門の兩人召捕たりければ闇老阿部伊豫守殿には兼てより此一條事總に處置せんと類に苦心せられしかども闇老参政三奉行大小鑑察の評議いづれも一應は連累のもの盡く呼出して吟味あるべしと定まりければ然らば其分に任すべしとて大名にては織田美濃守どの旗本にては織田對馬守の兩人を評定所へ召されたり。扱御吟味中入牢に相成つたるは織田の藩中にては吉田玄蕃、津田頼母、關野定右衛門、松原郡大夫、津田庄藏、柘植源四郎、吉田八藏、高見澤豫左衛門、蒔田儀左衛門、他家にては水野登岐守家來吉見長左衛門、阿部伊豫守家來今村彈次、茂上三彌、内藤源五郎、松平伊豆守家來福島傳藏、永井飛騨守家來市川清藏、松平遠江守家來朝倉立庵、神主には加賀美信濃守同じく上總の父子、浪人には竹内式部事正庵、山縣齋宮事市郎左衛門、宮澤準曹、桃井久馬、佐藤源大夫、立木九郎兵衛、澤田文次、富永道生、高橋文仲、出家には

山縣大貳

崇福寺梅叟、禪僧靈宗、百姓には龍王村の孫八、其外大貳が若黨の彌助、盲人の東壽、家主の安兵衛等にて都合三十餘人とぞ註したる實に近代未聞の大獄なり。

此獄たる山縣大貳藤井右門竹内式部の三人東西相應じて幕府に向つて謀叛を企て勤王の軍を起すの巧みありと云へる密訴なれども大貳一件と織田家の一件とは關係ある中にも自から其目的を異にし正邪忠奸の境甚だ混淆したるに付き伊豫守殿の内意を以て依田豊前守は一人にて其吟味を引受け明和三年の暮より翌明和四年の秋に及びたり先づ大貳を呼出して數度の吟味を成たるに、大貳は固より期したる事なれば更に惡びれたる色も無く堂々として大義名分の在る所を辯じ「王政復古の大志は何にも從來これを懐き一日も心に忘るゝ所なし天下の人心を動かし其時機到來いたしなば勅諭を受け明かに幕府に向つて大政返上の議を促し奉らんずる存念なり去れば後暗き陰謀一味等の事は曾て是なし勿論申合せたる輩なきに非ずと雖ども其申合せは即ち議論の上にて志の合ひたる義士は皆其人なれば天下の義士は自から申合中の一人なり現に御手前様にも大義名分の存する所は實に汝が言の如くなりと仰せあらば依田豊前守も亦即ち申合中の一人にて候ふなり然るを我日本に生れて此大義を存する者を謀叛なり曲事なりと定め玉は由々しき御僻事にて候ふべしと

憚る所なく申述べたり。次に藤井右門を吟味ありしに是以て同様の申條にて「山縣大貳は時を俟ちて大義を唱ふべしとは申し候ふなれども事頗る手ぬるきを以て僕は猶も一步を進んで事を謀らんと存じ一味申合せたるに相違なし然れども其一味の姓名申立つること決して仕らず假ひ拷問に及ばるゝとも初より死を決したる右門なれば白狀は決して仕るまじと思ひ切たる心底面に顯はれたれば一味の事相知るべき様も見えざりき。次に又竹内式部を吟味あるに此人非常の辯士にて巧みに正邪の別を論じ「大貳右門が大義の思立ち早く存じて罷在なば固より同意も仕るべかりしが知らざりしぞ残念なる併し乍ら同人等とは曾て知人にて無ければ文書の往復も致したる事は是非なしと申陳じ頼りに朝廷尊崇の道を論じあはよくば奉行御目附までも同志に引入れんずる志なりと見えれば是以て知るべき様は無かりけり。

次に豊前守が最も目を注ぎたるは加賀美信濃守なり此信濃守光章は先に述べたる如く甲州山梨郡下小河原村なる日吉山王權現の神官にて世々諸大夫に叙せられて受領なし頗る由緒ある名家なるが上に此信濃は櫻埜或は河上と號して三宅尚齋の高弟に列り又數年間京都に留學して和漢の學に通じ大貳が師ではあり且つ社務の事にて時々上京しては往々縉紳の間を往來したるなれば豊前守が此者こそ大貳等が爲に公卿有志の間を説き

山縣大貳

山縣大貳

回りて糾合の勢を執りたるものならめと察したりしも亦無理ならず。次には櫻場の嫡子加賀美下總光起とて年齢は三十歳にて殊に氣象人に勝れたる性にてありければ大事を謀つて非凡の働きをなすには屈竟の人物なりと一目して知れたる程なるゆゑ是亦容易ならざる者なりと睨みしは流石に奉行の明察なり。去れども信濃は問に應じて答へ更に滞る所なかりければ毫も謀叛の痕跡ありとも見えず、又上總は辯舌爽かに例の大義名分論を擧ぎ出して正邪を論じて止まざれば取つて押ふべき點もなかりけり。

去る程に豊前守は吟味に吟味を重ねたるに固より當時明奉行の譽れを得たる人なれば事實の底を盡く見出して後に伊豫守殿へ申立たる趣は(第一)山縣大貳藤井右門等が謀叛の事に付き桃井久馬等が密告は其證據甚だ確ならず頗る偽りの申立なりと察せられ候ふ事(第二)大貳には一味同志の者を連判にて相募りたる證據は無しと雖ども王政復古の策を以て幕府を仆さんと非常の大望を懐くこと事實相違なく候ふ事(第三)藤井右門は大貳と初より同腹なりと雖ども大貳の策を手ぬるしと考へ密に其同志を語らひたるは其痕跡ありと察せられ候ふ事(第四)竹内式部は大貳右門の同腹たるに相違なし但し面會文通等いたしたる證據はさらに無之候ふ事(第五)右式部は御構場所たるを憚らず京都に立越え有志の公卿堂上を語らひたるは事實に候ふ事(第六)加賀

山縣大貳

美信濃父子も右の策に與つたるべしと察せられ候ふ事(第七)公卿方及び諸大名にも大貳の説に惑ひ其義に同意の面々有之候ふ事(第八)織田美濃守並に吉田玄蕃も大貳の説に同意者の中なりと思はれ候ふ事(第九)織田家に於て松原郡大夫等が玄蕃を糾明したるは私の遺恨に出で大貳の事は名を假りたる分にて候ふ事(第十)梅更より織田家へ差出したる密告書は郡大夫等の脅迫に恐れて無實の事を書加へたるに相違なく候ふ事(第十一)桃井久馬等の密告は玄蕃糺明と聞及び御褒美を食らん爲に當推量の事共多分に申し立てて事柄を大形に致し候ふ事要するに大貳等は久馬等訴人の云ふが如き諸大名公卿諸藩士浪人其外を連判一味なし直に江戸表に於て謀叛を起す企てなりと云ふには非ざれども其實は更に之に過ぎたるの大望を懐き公卿諸侯其外を冥冥の中に同志せしめたり吉田玄蕃は大貳の説には服したれども織田家の爲には専ら忠節を存するの忠臣なり郡大夫等は之に反對して織田對馬守と申合せ玄蕃を除きて同家を自儘にせんと望める輩なり事情正しく斯くの如くにて正邪の間甚だ其趣を殊に致し候ふと陳たりければ、伊豫守殿は遂一に承はれて「豊前の申立その實を得たりと存ずれば大貳一件織田家一件と廉を分ちて取調べよと達したり豊前守は其意を領承して先づ織田家の一埒より更に吟味を進めたりける。

第二十三回 絶交の書面

斯くて其の後伊豫守殿は密に依田豊前守を招きて「御邊の骨折にて山縣大貳一件は明白に相分つたるが第一には大貳右門式部の者共叛逆を謀つたりとて殿科に處せんは徳川家の御爲に取り甚以て宜しからねば他の罪狀を以て吟味詰いたし申さるべし尤も遠島か又は重追放に致し度し第二には右の三人に同意いたせし輩は都て無罪として構ひなしに致し度し第三には織田家は明白に京都へ心を寄せたる證據あれども是以て他の廉に引附け當分の蟄居愼ぐらゐに止め置たし第四には右の取計ひをなすには吉田玄蕃は忠臣たるを以て無構に致し度し第五には松原郡大夫等一列奸曲の輩は之を罰し度し第六には桃井久馬等不義の徒は同じく殿しく仕置したし。右の心得にて取調べ申さるべしと命ぜられたりければ、豊前守は承はつて其座を退き又々吟味に及ばれたるに先づ梅叟は無實の申立を織田家の役人共に成たること郡大夫等は玄蕃を召籠たる計にて吟味に及ばず剩さへ大貳不審の事柄を公邊へ申立てざりしこと桃井久馬等は痕跡もなき謀叛の密訴に及びたること大貳右門は公義を憚らず猥に江戸甲府の御要害を説き及び人心を惑はせたること式部は御構場所たる京都へ密

かに立越えたる事に吟味詰を成掛りたりしが唯一條の難題は吉田玄蕃なり玄蕃は飽までも大貳に心腹なし尊王の大義には固より同意なるが上に織田美濃守の身の上に不祥あらせむと都て己が一身に引受る覺悟なれば之れを救はん道も無し去りて玄蕃が云ふ通りに口書をさするときは勢ひ織田家に及ぶべきを以て流石の豊前守も心を慥まし其爲に一件の吟味も自から承延たるに或日豊前守は吉田玄蕃居宅搜索の砌に取上げたる書類を閲したるに山縣大貳より吉田玄蕃に送つたる絶交の返書あつて爾も開封してありき、豊前守は是れ屈竟なりと打悦ひ掛の與力を招き「扱て何なる手續にて此書狀は玄蕃方にありけるぞと問ひたれば、與力の某は「さん候ふ玄蕃宅三度目の家搜に臨み同人の母が深く隠し置いたるを搜し當て取上げて候ふと申述べたり」左らば玄蕃が母を呼べと命じ、翌日豊前守は内白洲に出で玄蕃が老母を椽側に着座せしめ人拂ひにて尋ねけるは「其方向とて此手紙を押隠したるか又此手紙の開封あるは玄蕃が披見いたせし故か其仔細篇と申立よと物利かに問ひければ、老母の刀自は老の眼より涙をほらくと流して「御尋に與かり申述べらるもいと心耻く候へ凡そ人の親たるものは其子の無事を望むが常の事にて候ふなるに此刀自が左はせざりし心の中御賢察玉はれよ去年十二月二十一日と覺え候ふ山縣大貳が若黨の某と申すもの密に刀自が戒置れたる一間所

に参り此の状を渡して直に逃去つて候ひき表書を見れば倅の玄蕃へ大貳より差越たる書状其儘に致し置べきか但し母が披見いたすべき歟とつ置つ考へ煩ひしに刀自が披見は苦しかるまじ或は玄蕃が身の明り立べき便にも成べきかと封押切て讀下せば思ひ寄らずや玄蕃より大貳を見限り絶交いたし度と申入たる書状へ對して大貳の返詞その趣意は御覽の如く大貳が京都を崇め奉る正義をば宜しからずと心に恐れ己が一身の禍を免かれんと卑怯の心底彼の父にて候ひし大學は忠孝の道に心掛厚き武士その子にて幼き頃より文武の教へを學びつるものが斯る淺間しき心底には成りけるかと此刀自が悔みは詞に盡し難し左は去りながら彼すでに斯る拙き所存の上は詮方なくは候らへとも責て其耻をば包み遣はし申さんとて取隠して候ひき、あはれ此上の御情には其書状を公に仕たまはで玄蕃をば切腹斬罪に仰付らるゝとも難を恐れて師に背き不忠不義の者となり命を助かる悪名を下させ玉ふな、是で刀自が一期の御願ひ現在倅が生死の境に其死を望む母が心中如何ばかりとは思召すと女ながらも玄蕃が母義烈の心願はれて涙も誠の涙なり、豊前守は大いに母の心を感じ好程に慰めて歸宅せしめたり。

豊前守は夫より大貳を呼出して書状を示し「何に大貳此状は其方の自筆に相違なきや何なる仔細にて此状を

ば玄蕃へ送つたか又玄蕃の來翰は其方如何致せし乎と尋ねたれば大貳は容を正して「御尋の如く此書状大貳が自筆に相違なく候ふ此状を遣はしたる仔細と申すは此程已に御吟味の節詳かに申述べたる如く去年十二月駒込高林寺に於て繩張の事並に城攻の事共傳授仕り候ひしに玄蕃事その翌日梅叟同道にて罷越し猶も甲府御城の要害其外とも相尋ねたるに付き更に軍法の心得方ども申聞かせたり然るに其後玄蕃より人をして「以來出會の議は相断る段」申越て候ひき心得ざる事かなと存じ居たるに又其後玄蕃より書面を寄せ「此大貳は和學執心にて禁裏を尊み候ふ故に自然と武家を誹り候ふ様に相成こと宜しからず加之大貳が學問筋片寄たるは曲學なれば断然師弟の縁を絶ち以來は出會致す間敷」と言語同断なる文通の餘り憎さに其文通は引裂き捨て則ち此書状の如く聊か大義名分を論じ「汝が如き忠邪を辨へざる武士は断りなくとも此方に於て破門いたすなれば以來出會無用」と御覽の如く相認め差送つて候ふと申述べたり、豊前守は其趣を口書に取つて大貳を退座せしめ夫れより吉田玄蕃を呼出して「玄蕃其方は大貳が尊王仆武の心底を怪み曲學なりと覺り絶交に及びたる次第何故あつて今日まで明白には申立ざりしぞ大貳よりも其申立をなし且つ證據も是あれば包み隠さず申立よと尋ねたるに、玄蕃は頻りに首を傾けて「思掛けなき御尋を蒙り候ふものかな尤も先頃御掛與力衆

山縣大貳

より其御尋も候ひしが其節申立たる通り此玄蕃は固より大貳に隨從なし其議論を信するもの曾て絶交に及びたる事この覺えなく候ふと陳じたり、豊前守「然らば此書狀讀上て見よと擲出したる大貳が書狀玄蕃は不審と取上げ見れば紛れなき自筆にて此文に云く

貴札披見せしめ候拙者儀 禁裏を尊び候ゆる自然と武家の政治を誹り曲學たるを以て出會無益と存じ以來出會相斷るとの趣承知いたし候貴様にて既に其心底に候上は拙者よりして改めて破門に及び永く師弟の誼を絶ち堅く出會を相斷申候抑も尊王の大義は皇國の精神にして蒼生たるものが誤る可からざる所なり況や武士に於てをや貴様は拙者門下に於ても此大義を存知の人物なりと頼しく思ひ候ひしに却て正を邪と誤り徒らに武門の覇道を悦び順逆の境に方向を失はるゝ事不忠不義の誹り死後末代の耻辱也と氣の毒に存候外無之候但大貳が貴様を見誤り候段残念の至に御座候貴様の不義の榮華他日後悔の期あるべく候依て破門絶交の爲此段御答旁々申進じ候早々以上

十二月廿一日

山縣大貳昌貞判

吉田玄蕃殿

山縣大貳

と讀畢つて玄蕃が驚き合點往かぬも理なり。豊前守は玄蕃が様子見て取つて「何に玄蕃其方が知らざるは其故あり大貳より其狀を差越たるは其方召籠られたる後の事にて即ち老母が押隠して居たるなり是にても知らぬ存ぜぬ其方より絶交の事申入ぬぞと言張るか 玄「何様に仰せあつても更に覺えは御座候はずと言放ちたる玄蕃が決心、豊前守は扱こそ此文通は大貳が情にて玄蕃が難を救はん爲の計略なりしかと初て覺り深く其志を感じて「玄蕃其方は大貳に向つて直諫すれども人に向つては其耻を隠さんとて覺えなしと申張ること神妙には似たれど已に大貳より斯の如く申立たるに然るを其方絶交せぬとあつては其爲の爲に織田美濃守の難儀をも累ぬる道理されば師弟の恩愛は恩愛當然の事實は事實と酌分て申立よと飽まで情を掛たる詞に、玄蕃も扱はと心に覺り大貳が情を無にせんは却て心に背くと知り「斯く明白の上は何にも拙者に於ては大貳が心底不審と察し出會相斷りたるに相違は候はずと陳述なし口書に捺印なしたりけり。

第二十四回 處刑の評議

去る程に伊豫守殿は依田豊前守に謀りて山縣大貳一件の處刑案を具せしめ四月を以て先づ右掛りの評定所一座の評議に出されたり。抑も此案は山縣大貳藤井右門の兩人は軍學の講釋に於て江戸甲府の御城を例に引きたる段不敬なるを以て重追放申付ると云に止めて一切其黨與一味の輩を問はず召捕たる者共は盡く無構と申渡して無罪放免たるべし次に織田家の一件は松原郡大夫等一列の輩を輕追放に處すべし又其次に桃井久馬等の訴人を中追放に處すべしと云へる頗る寛大の案なりき。然るに評定所一座の三奉行大小鑑察は此案に向つて頗る異議を唱へ彼大貳右門式部等は明かに幕府の御政治を傾け奉らんと企たる謀叛なり是を嚴刑に處せずんば將來何を以て覇府の政を維持し徳川家の御威光を保ち得べき公卿諸侯の連累をも此際盡く詮議を遂げて夫々の御處置あつて然るべしと極端の嚴刑論を主張する者もあれば否々夫にては餘り苛酷なり大貳右門式部等の重立たる者を磔及び斬罪に處し其他の者は其品に應じて遠島追放となして公卿諸侯も重立たる向だけを罰するに止めらるべしと稍、穩なる説を述ぶる者もありしが到底豊前守が具したる處刑案には伊豫守殿の外

は一座同意の輩は一人も無かりき。左れども伊豫守殿は堅く此案を執て動かさず「苟も伊豫當初よりして此案件の掛となつて取扱ふ上は假ひ評定所一座の説たりとも斯る御爲に惡き評議には従ふこと能はずと言放ちたれば一座も亦「假令閣老の詞たりとも我々一座に備はる上は銘々の見込を棄て伊豫守殿の意見に枉て従ふこととは相成申さずと抗議して風せざりければ評議に數度を重ねたる後遂に閣老參政の閣議に上つたり。依て閣老參政は三奉行大小鑑察の面々を大廣間に招き集め此議何にと評定ある、伊豫守殿は先づ依田豊前守をして事實を備さに陳述せしめて後に容を正して申されけるは「大貳右門等が謀る所は何にも尊王仆武の目的たるに相違なしと雖ども書面又は口頭の議論だけに止まつて未だ事實に顯はれたる所なしは一ツ次には良や連判狀又は盟約背に血判して一味を語ひたりとも徳川家に對しての事なれば天下を覆さん謀逆なりとは名く可からず是二ツ次には保元平治以降兵亂打續き世道人心澆季に流れて忠孝の教も地に墜たりし亂世にては天皇御謀叛など申す怪かる詞も候ひしが権現様御治世以來五倫五常を重じ玉ふ今日に於て尊王仆武の論程恐ろしき者は候はず然るを謀叛と名づけて是を極罰せられんこと却て其禍を激するの恐あれば尤も然るべからず是三ツ夫れ故にこそ伊豫は將來の事を慮り故更に寛典の議をば主張いたして候らへと誠心面に顯はれて利害

を説かれしかば、一座何れも實に尤とは申されしかども去連大貳右門式部等が命を絶たざれば御威光相立たず又織田家も相當の御咎めなくては諸大名の示も行はれ申すまじと云ふ説は閣老參政一同の意見にて其日の評定は果てたりけり。

豊前守は己れが意見も貫かず又伊豫守殿の論も行はれざるを憤りて今は直に町奉行の重職を辭し一身の志を脣くせんと心を決して次の日は殊に取繕ひて登城なし伊豫守殿に面會なし其事をば申出でたり。

伊豫守殿は豊前守が心底を聽かれて「御邊が辭職を望まるとこと一應は其理あるが今度大貳一件に付き我言行はれざるを以て辭職せんとあらば其許よりも此伊豫こそ真先に御役御免を願ひ奉るべきなれ此程よりして評定所一座の意見と云ひ昨日の大評定と云ひ詰る所が諸人みな眼前の恐に心臆して却て行末の事を憂ひざる論なれば奈何とも爲べき様なし去りながら今日もし予を初め御邊にも辭職なさば大貳一件の吟味詰は忽ちに原に戻つて謀叛沙汰と相成り枝に枝を咲せて由々しき大事に立至り公卿諸大名に連累なし名ある輩をば首を並べて獄門に掛け天下の人心其爲に動搖なし思はざる變亂に相成んも測り難し其時に至り夫れ見よ我言を聽ざりし故なりと傲面なすは眞の忠臣のせざる所されば此伊豫に於ては飽までも憤りを押へ志を屈して是迄の

通りに取扱ひ貴て一人なりとも罪人を出さざる様に骨を折り御仕置を輕くなすが即ち御家に對し奉つての忠義なりと存じ御役御免は此一件落着まで決して願ひ申さざる所存なり御邊に於ても枉て予が諫めに従ひ此上の盡力あらんこと伊豫の望みぞかしと事を分けて教訓ありければ豊前守も涙を流して「御手前様に於かせられて斯る深き御賢慮の候ふ上は豊前などと否を申上ぐべきと承諾なしたりけり。

夫れよりして伊豫守殿は豊前守と更に謀つて處刑案を修正なし再議三議に渉つて頻りに辯論に及ばれたれば一座の評議も漸くに寛うぎて初は嚴刑に處せんと定まりしものも今は無構となりけれども到底盡く死罪を免れしめんと議したる伊豫守の説は行はるべうも見えざりければ伊豫守殿は密に豊前守に向ひ愀然として申されけるは「是まで御邊の盡力にて大抵は予が望の如くに相成つたれど大貳右門の兩人は死刑に處せざれば幕府の權威相立すと云ふが御用部屋一體の議論なれば御前を願つて論ずるとも最早其詮なしと定まつたり彼兩人を今日に殺すこと伊豫が一生の残念この事なり今日彼輩を盡く助命なさば徳川の御家は萬々歳御繁昌疑ひなしと雖ども死刑の上は看よく兩人の骸より出づる血潮は陰火となつて中有に彷徨ひ大義名分の説に煽を起し世の人心を激動なし尊王卜武を唱ふものども相續て顯れ出で遂には百年の後に至り幕府の武權を殺ぎ盡

して禁裏の御政務に復す時節のあらんこと大貳が申す如くならんぞ其時に至りなば今この伊豫が申す詞必らず思ひ當るべし何なれば閑老參政三奉行大小鑑察の面々才智賢き人たちなるに此道理を識別ざるか高の知れたる大貳右門彼等兩人その儘に置きたりとして何程の事をか仕出し得べき其を恐れて殺すとは返すくも無策の至りさと思はずや豊前守と兩眼に涙を湛へたり、豊前守も憤然として「仰せ何にも御尤なりシテ其御趣意御述べには相成らざりしかと問ひければ、伊豫守殿は苦笑して「述べざる所か此五六日舌の爛るゝ程にわりつ口説つ辯じたれど誰あつて聞人なく果は伊豫が大貳最負よと嘲つて依怙の沙汰とは思ひ取つたるぞ是非も無き次第なると話されたれば豊前守も投首して引退き夫れより落着御仕置附を取調べ差出す事とはなりぬ。

第二十五回 一件落着

去る程に明和四年八月廿一日愈々落着と相成り上州小幡城主織田美濃守殿並に高家織田對馬守は御老中阿部伊豫守殿御役宅に於て大目付筒井大和守御目付内藤主税立會、また其餘の輩は町奉行依田豊前守役宅にて御目付松平庄九郎立會にて各々申渡に及ばれたり。

先づ、山縣大貳は死罪。藤井右門は獄門。竹内正庵(式部)は遠島。山縣齋宮は追放。其外は都て構ひなしと申渡されたり。

次に、宮澤準曹、桃井久馬、佐藤源太夫、禪僧靈宗の四人は三日晒の上にて遠島。

次に津田頼母、關野定右衛門、松原郡太夫、津田庄藏、柘植源四郎の五人は重追放。

また崇福寺隠居梅叟は輕追放。

織田美濃守は隠居蟄居。織田對馬守は御役召放隠居。

右にて盡く落着したり。今その落着申渡書付の本文を左に ぐべし(但し事情を解し易からしめん爲に故と順序を前後したり、其心にて讀みたまへ)

永澤町安兵衛店浪人

山縣 大貳 四十三歳

其方儀常々弟子共へ渡世又は藝術の勵みにも候間門弟其外入魂致候得ば兵亂或は變事有之候節何れの用にも相立事に寄り立身等致へさ旨申聞候段兵亂を好む道理に相當り且又甲府御城附御武器員數の儀ども覺え候に任せ申散し癸惑星心宿に掛り右は兵亂の萌の由古書に有之候處其後上州邊に百姓ども騒立候間少は其

山縣大貳

驗有之事の由相咄し當時は禁裏行幸も無之囚同前の由雜談いたし堂上方の古實に背ける趣を草紙に認め或は兵學の講釋いたし候に付地利へ不引當候ては相分り難き品は甲州其外見聞および候國の地利地名城々へ引當て御要害の場所を警に取用ひ講釋いたし候儀ども旁々恐多不敬の至不届至極に付死罪申付る。

永澤町安兵衛店浪人山縣大貳方に居候京都正親町三條中將家來の由申立候

藤井右門 四十二歳

其方儀浪人山縣大貳多能の儀を本町三丁目醫師宮澤準曹神田小柳町三丁目浪人桃井久馬へ吹聴いたし候得とも申消候趣に付大貳儀甲府の御城御要害等へ引當て兵學の論談いたし道理相分候由の儀物語仕り且又四年以前癸亥星天の心宿に掛り候由右は古書の通り兵亂の崩に候所其後上州邊百姓騒立少は驗有之旨大貳申聞候處猶又慥に相聞せ候爲に土御門其外にても同様の沙汰の由取持へ申聞候上何方に兵亂の崩可有之哉計り難き由を申し甲州は要害宜く候得とも武田勝頼攻破られ候節の通りにて攻候へば甲府の御城は落申べき由都て火箭の儀は風上より射懸候に付南風に候へば品川邊より射懸宜候由或は甲府の繪圖に引當て軍立を論じ候はと相分へべき旨の儀ども當時の地利地名へ引當て雜談仕り江戸の御城は西の方御手薄の由に付警は

山縣大貳

其方儀攻候はと東の方御要害堅固なる場所より攻め申べき事の由これを申候勿論其方儀謀逆等の儀は無之事に候得とも一體大貳を信仰いたし兵學論談又は合戦の致方を申募り候に由り合戦いたし候者の所存に相成り自然と前書を通り此上も無き恐多き儀を雜談いたし候段不敬の儀不届至極に付獄門申付る。

勢州宇治今在家町御師鶴岡又太夫方に居候

式部事 竹内正庵 五十歳

其方儀永澤町浪人山縣大貳並同人方に居候京都正親町三條中將家來之由申立候藤井右門と反逆一味の者の由訴人有之候所大貳右門儀も反逆にては無之其方儀右兩人知人にも無之旁疑しき筋も無之候へども先年京都に於て重き追放に相成り京都は御構場所に有之候處住居いたさず候へば苦かる間敷と存じ御構場所へ立入り候段不届に付遠島申付る。

久保平三郎代官所甲州巨摩郡龍王新町村に元居候百姓

山縣齋宮事 市郎左衛門 四十六歳

其方儀先達病死いたし候百姓市郎左衛門株を相續いたし人別帳へも市郎左衛門と記し置候上は百姓に相成

山縣大貳

侯所他國へ罷越候節は以前の通り山縣齋宮と名乗り帶刀いたし且又弟永澤町浪人山縣大貳兵學講釋の節甲府其外御要害の地利地名へ引當て攻方防方等の儀申散し不敬の至に候所警に申聞候事は苦からずと存じ差置き心附けも無之罷在候段不届に付中追放申付る。

本町三丁目源兵衛店醫師

宮澤準曹 四十七歳

神田小柳町二丁目與兵衛店浪人

桃井久馬 四十九歳

神田永富町二丁目代地兵右衛門店浪人

佐藤源太夫 五十七歳

南鍛冶町二丁目忠右衛門店

禪僧靈宗 五十一歳

其方共儀永澤町浪人山縣大貳物語の由にて同人方に居候堂上方家來と偽りし藤井右門儀取留ざる不敬の儀申出候に付心得がたき故出會の度々承^{うけたまは}れすべしと尋問の所公儀へ對し恐多き事共雜談いたし候段大貳右門不届なる儀を企ていたし候と存じ推量^{おぼや}を以て不慥なる儀を治定の趣に相認め大貳弟子共の内親しく隨身と承り候へば何の儀も相糺さず徒黨の事と相察し荒増承り候儀を取集め認置き其内には大貳右門知人にも無之者も有之其外御家人並に堂上方にも一味のもの有之由重き事共を相認め其方共儀陸に相成り手寄を以て

山縣大貳

訴べしと彼是取拵へ候儀一途に御爲を存じ訴しと存じ候はば疑敷と心附候趣^{おぼや}實仔細見聞に及び候迄有體に訴出づべき所上も無く恐多き儀を厚く相聞え候様に申立候段公儀を憚らざる致方不届至極殊に其方共の訴より大勢無罪のものまで入牢いたし御詮議に相成り其上無名の捨訴狀捨文等有之右認方全く其方共の仕業に相聞え重々不届の至り重科の者に付死罪申付べきの所大貳右門企ての儀は毛頭無之候へども兵學雜談或は堂上方の儀其外恐入候不敬の雜談申散し候段は其方共申立より相知れ大貳儀は死罪右門儀は獄門に申付御仕置相立候に付不届ながら訴人の事ゆゑ^{いづれ}宥免を以て助命いたし三日晒の上遠島申付る。

水野壹岐守家來

吉見長左衛門 五十六歳

其方儀去年十二月本町三丁目醫師宮澤準曹罷越彼是疑し趣訴出べき哉の旨内談および其後名前書付請取置候所常二月右準曹吟味に相成候まで等閑に致し差置候儀不届に付勤向取放ち主人方にて咎め申付候様申達候間其旨存すべし。

織田美濃守領分上州甘樂郡小幡村京都妙心寺末禪宗崇福寺隱居 梅

叟 五十一歳

其方儀織田美濃守家來吉田玄蕃同道にて永澤町浪人山縣大貳方へ兩度罷越し玄蕃大貳へ學問筋物語いたし

山縣大貳

候節其方儀甲州の咄を仕出し候へば甲州は要害宜き地に有之甲府御城内は防ぎよく小勢にても防がれ碓氷箱根は一嶺の山の由大貳雜談いたし玄蕃儀美濃守學問勸方の儀に付存寄候趣ども咄出し候儀を松原郡大夫へ咄し候所郡大夫儀何とやらん耳立ち承り候に付其方儀も其趣を郡大夫と俱々自然疑はしく相聞え候様に申聞け其上玄蕃儀大貳へ扶持方など遣はすべき旨申候儀に有之候所扶持方遣はすべき旨申候由郡大夫へ申聞且右物語いたし候趣を郡大夫其外家老用人共書留列座にて讀聞せ候所違ひ候儀も有之候へども領主の重役人共の事ゆゑ押返し候ても申難く相違なき旨相答へ候事ども不届に付輕追放申付る。

織田美濃守家來

在所家老職 津田頼母 七十一歳

同 吟味中死去

關野定右衛門 五十五歳

同

用 人 松原郡大夫 四十九歳

同

用 人 津田庄藏 三十六歳

同

在府年寄役 柘植源四郎 四十三歳

其方共儀傍置家老吉田玄蕃儀山縣大貳へ出會候節兵學之事に付甲州の地理地名並に甲府御城内之儀其外御

山縣大貳

備向等碓氷箱根御要害の噂を申教へ候處右様の者を主人へ申勸め目見等も致させ扶持方をも遣し申へべき旨又は美濃守領分の儀も大貳へ噂いたし候由其節大貳方へ同道いたし候主人領分上州甘樂郡小幡村京都妙心寺末禪宗崇福寺隱居梅叟物語いたし候に付義濃守所存をも承らず大貳へ右體の儀申聞候段美濃守を蔵に致候儀捨置がたく梅叟物語の趣取締らざる儀に候へども書留美濃守へ申聞け玄蕃儀權高我意強く候に付玄蕃並に同意の者共夫々答申付梅叟物語の趣吟味致べき旨申聞候へば其通り取計ふべき段申候に付玄蕃其外答申渡候玄蕃儀我意權高にて美濃守ために相成申問敷と存候はゞ其所存を以て申立べき事に候所左程の品も無之梅叟申聞候趣は假にも御要害筋の儀に付取締らずとは申ながら美濃守承り候ては彼是捨置まじくと存じ其爲に申立候事ゆゑ最初よりして吟味致べき所存にて無之候所吟味可致旨美濃守へ申聞候へども右の所存ゆゑ勿論吟味も仕らず罷在り主人を蔵に致し殊に右始末より主人の不調法にも相成り既に主人美濃守へ度々の御尋ねも有之候上は重々不届の始末に付重追放申付る。

織田美濃守 名代 織田主馬

其方儀家來吉田玄蕃權高にて役柄不相應の儀ども有之候に付先達て告め申付置候由然る處玄蕃儀山縣大貳

山縣大貳

と申ものに出會いであひ甲府碓氷箱根等の御要害の儀など物語いたし御場所柄の儀を申致へ候者の儀に付吟味申付置候内御吟味に相成候假にも公儀へ拘かまはり候儀に候間其所を第一に取計ひ假令宜役人少すくなに候とも成るべきだけ役人へ申付早速支蕃相尋ね其輩さむからの虚實淺深の差別に及ばず取締らざる事に候とも何いづれにも公儀へ申立べき所其儀なく右支蕃告申付置候儀は其方一分に對し候儀に候所其儀を專に取計ひ公儀に對し候儀は吟味申付候迄にて等閑なほざりに相心得役人少すくなに候とて吟味延引に及び候段不埒の至に候依之隠居仰付らる塾居仕り罷在べく候。

高家 織田對馬守 名代 由良播磨守

織田美濃守家來吉田玄蕃儀不埒の儀有之候に付告めの儀美濃守家來共評議相決し美濃守へ申立候以後其方へも一ト通り申聞美濃守よりも内々申聞候へとも役人ども評議相決し候儀其上追々取計とりはかり方も之あるべきに付先づ役人共申聞の通申付置然るべき旨美濃守へ挨拶に及び候由右玄蕃儀重き役儀をも相勤候者の事に候へば右不埒の儀も篤と承り糺し可申儀殊に美濃守儀は其方實じつ三男の事に候へば平日ともに家中の取計ひ等も承置くべき儀其上支蕃儀浪人山縣大貳と申者と出會候儀取沙汰も有之儀に候へば承り糺し心付け方も

可有之候所等閑なほざりなる取計ひ不行届無念の至り依これによつて之御役召放され隠居仰付らる急度きんご慎み罷在べく候。

織田美濃守家來元家老職

吉田 玄 蕃 三十六歳

其方儀永澤町浪人山縣大貳は博學多能の由に付兩三度罷越し學問筋咄合ひ候所兵學の儀に付甲州の地利地名甲府御城内は防ぎ能く小勢にても籠られ候由彼是物語いたし一體和學執心にて禁裏を尊み候ゆる自然と武家を誹そとり候趣にて候間出會の儀も無益に存じ候且又其方儀重立候役人と不和ゆる其方落度見出したき様子に察せられ殊に大貳學問筋は片寄かたより候學び方の由家中にて申觸まをしかし候に付役柄の障にも可相成儀と存じ出會を相斷り候併出會いたす間も無く相斷り候に付忽卒あひまごゆべきやに可相聞哉と心附外にて計らず出會候趣に心得くれ候様傍輩はなは共を以て大貳まで申遣はし候然る所主人美濃守重き存寄有之候由にて職祿並に居屋敷取上げ塾居申付候由申之これをまをす右の始末に候上は大貳と出會候儀に付外わけあひに譯合も無之候間構ひ無之

織田美濃守家來

吉田 八 藏

同

高見澤豫左衛門 三十歳

同 留守居添役 吟味中病死

蒔田儀左衛門 四十歳

山縣大貳

山縣大貳

阿部伊豫守家來

今村 彈次 二十二歳

同

茂上 六彌 三十一歳

同

内藤源五郎 三十歳

新御番津田日向守元家來神田元乗物町代地喜兵衛店浪人

立木九郎兵衛 五十三歳

永井飛騨守家來

市川 清藏

藤本甚助御代官所甲州山梨郡下小河村山王權現神主

加賀美上總 三十歳

同人父

加賀美信濃 五十五歳

久保午三郎御代官所甲州巨摩郡龍王新町村に居候山縣齋宮事百姓市郎右衛門地守

孫 八 三十八歳

松平遠江守家來醫師

朝倉 立庵 三十一歳

土屋越前守組與力中村八郎右衛門地借浪人

澤田 文治 三十五歳

永澤町安兵衛店浪人山縣大貳方に居候弟子

富永 道生 二十三歳

右大貳召仕

彌助 二十歳

靈岸島濱町太兵衛店町醫

高橋 文仲 三十九歳

永澤町家主

安兵衛 四十四歳

松平伊豆守家來

福島 傳藏 三十六歳

永澤町安兵衛店浪人山縣大貳方に居候盲人

東 壽 二十三歳

芝神明家持

傳左衛門

右は盡く無構と申渡されて放免に相成つたり。

右の如く申渡されたりければ勤王の壮志を懐きたる豪傑の山縣大貳は行年四十三歳にて空く傳馬町の囚獄に於て秋の朝の霜と消えたるぞ無慚なる、其首級は大貳が門弟小泉養老園部文之進ひそかに乞受て常陸新治郡根古屋村泰寧寺に埋め其死骸は親戚の輩が計ひにて四谷全勝寺に葬りて俊昌院卓英良雄居士と法名したり。藤井右門は首級を鈴が森に掛けられしが是も今月の妙高寺の住持が乞受て其寺内に葬つたりとぞ。竹内正菴(式部)は此年十月に至り三宅島へ流されしが其後天明六年の御赦にて歸り行衛知れず成りしが信州諏訪に

山縣大貳

山縣大貳

寓居せし天龍道人王瑾とは即ち式部が事なりとも云へり。山縣齋宮は其後駿河の清水に住ひ野澤豐後昌樹と稱せしとかや竹内主計の宮永道生は其後茶道に心を寄せて一生を藝々の間に送りしと云へり。加賀美信濃守父子はさすがに身分ある神職なれば在獄中も幕府にて鄭重に取扱ひしが無構とは申渡されたれども加賀美上總は頗る氣概ある人にて大貳が志を後年に受繼べき仁は此上總ならんと幕吏も目を注ぎたりしとぞ然るに宥されて後に江戸を發ち甲府に歸りける途中勝沼驛にて病死したり行年三十歳なりき、或は幕吏が此驛にて毒殺せしめたるならんと云ふ説もあり何にや惜むべきの限なりき。現に海軍大醫監加賀美光賢は其子孫なり。織田美濃守隠居仰付られ家督は假養子の織田八百八に賜はつたり（實は對馬守の四男後に左近將監信淳と云へり）抑この家は二萬石の小高なれども内大臣信雄の嫡流たるを以て特別の家格にて爪折傘腰網代の乘輿供槍供馬等相用ひ御三家へ相越す節も門内へ乗輿を入ると等の特例を傳へしが此時より都て差止められ向後は織田山城守同様の家柄に降されて柳間に列せられ鍛冶橋の本邸を取上げられ其後尋で小幡を上げられて出羽天童に移されたり。織田對馬守が家督二千七百石は其子式部に下されしが是も一時は高家を止められて寄合になされたり。吉田玄蕃は素より正直の仁なれば大貳が絶交の書狀にて無構と申渡され今度の禍を免かれし

が其後浪人にて或方に身を寄せたりとも云ひ或は左近將監が代に至りて織田家にて切腹を命ぜられたりと云へり。津田頼母松原郡大夫は追放の後は何なりけるか知れざりき是皆己が私の爲に仕出したる事なれば誰を恨みん様も無し。宮崎準曹桃井久馬佐藤源太夫禪僧靈宗は褒美を食らんと思ひたる慾心より師匠とも兄弟子とも仰ぎたる大貳右門を訴人なしたるが忽ちに其身に報お日本橋に三日の間晒されて諸人に耻を見られたる上に三宅新島に流されて一生を配所に送りたるは淺ましき果なりき。

嗚呼山縣大貳藤井右門竹内式部諸人の謀れる事は幕府に對しては尤も不利の事にしあれば幕府が捨置がたかりしも亦宜なりと云ふへし阿部伊豫守が依田豊前守と計りて主張せし如く此諸人を助命したらんには實に國家の慶なりし可かりけるに其議の行はれざりしは千秋の遺憾なるが當時幕府が其餘黨を問はざりしは流石に幕府なりしと云ふべき歟その後百餘年を経て果して大貳右門式部諸人が望める如く維新の偉業なりて明治の聖代となりてければ明治十三年甲信御巡幸の砌に辱なくも大貳が墳墓へ祭祀料を賜ひ又その後明治二十四年十二月十八日忠功の方々を追賞せられし砌に山縣大貳藤井右門竹内式部の三人へ正四位を贈り賜はりたり。大貳が遺族は長男次郎兵衛母の姓を冒して齋藤好春と名乗り其子次春は幕府の坊主にて學問の聞えある竹尾

山縣大貳

善筑覺齋なりき。其次男長順ながりは其母に伴はれて上州に赴き今村氏に養なはれ生長して醫師となり今村亮かうは其子にて山縣昌藏は即ち亮の孫なり。又藤井右門の遺族にて現に其曾孫藤井九成きよせいと云ふ人あれば名士の遺族今日に歴存すること豈に先人の澤たけにあらずや (終)

贈位祭典演説

是は今茲明治二十五年六月十二日山縣昌藏藤井九成の二氏が其祖先たる山縣大貳藤井右門および同志の竹内式部の三先生の爲め東京上野櫻雲臺に於て贈位祭典を行はれし時に二氏の請に由て余が席上に演説したる所なり而して其筆記は東京神田猿樂町なる速記社員山口欽太郎氏の健筆に成れり本編印刷發兌に當り乃ち是を載せて以て自跋に代ふ。

櫻癡居士 福地源一郎

今日は山縣、藤井、竹内三先生の贈位の祭典に付きまして不肖な私へ何か演説をせよとの御依頼で御座りますが、實は斯様な祭典に私は演説を仕たことはない、一體演説は嫌ひ、嫌ひと云ふのは下手だから嫌ひ、其下手の嫌ひを御承知で私に演説をせよと仰ツしやれば仕まじやうが何を演説したら宜からうか、第一に右三先生の寶曆及明和の頃のことを運悪く私は既に小説に書きましたが残念、小説を書かない前か若くは書いて居る最中であつたならば少しは知ツて居ることを演べて諸君の御望に應ずることも出来ましたらうが生憎書いて仕舞つたからモウ言ふことが無くなつた、併し言ふことが無いと言ツて黙つても居られますま。

私は暫く假に此身を歴史家たる地位に置いて山縣、藤井、竹内の人々をば歴史上の人として(勿論歴史上の人であるが)觀察を下しますが此先生方の勤王事業が何で最も貴いであつたか何が最もえらいであつたか、成るほど寶曆の折り若くは明和の折にはアレ位な勤王事業でも貴かつたで有らうが何のアレ位の勤王家は御一新の前、安政の末から文久にはボロく出ました、然も文久の初めには京都などには箒で掃く程あつた、然るに何故に獨り山縣大貳、藤井右門、竹内式部の人々がコンナに尊ばれて百年の後今日までも歴史家の腦中、胸中に止つて其れから諸人の尊敬を受け加之昨年こぞの御贈位のある程のことがあつたらうか、是れは心ず餘人の爲し能はざる事及び其人の胸中には人の及ぶべからざる程の事があつ

て是れが自然に感じ傳はつた故であらうと私は信じます、又歴史家たる者もさう考へねばなりません。凡そ勤王の志は此先生方の出ぬ前から之を懐いて居た人もあつたが大抵皆勤王と佐幕を一所に仕やうと云ふのが従來の考であつた、夫故に御一新前にも其志で且つ勤王且つ佐幕と大變に骨を折つた人も見ました。が到底一所にならなかつたは恰も油と水と一所にならぬと同じ事です。何なれば勤王と言へば其裏には必ず討幕が有る、討幕をせねば眞の勤王の目的は達せられず、佐幕をすれば勤王の實は決して擧らぬと云ふが動かすべからざるの數であるに由つてである、然るに當時勤王の志ある諸人は此數を知らずに勤王佐幕の夢に迷つて居た中で獨り大貳、右門、式部あたりの諸人のやつた勤王の裏を覆り返へせば断然たる討幕である、此寶曆明和の頃に断然たる討幕を思ひ立ち早くも勤王と佐幕とは到底同時に同じ場所を占て兩立する理の物では無いと云ふことを看破したる卓見は實に敬服すべき遠大なる了簡である、扱其了簡に就て最も私が敬服したる一點は此先生達の胸中に微塵毫末も反逆陰謀即ち英語で申す「コンスピラシー」若くは「イントリート」云ふ様な陰險の考を懐かなかつたと云ふことである、是れ實に此先生方に對して歴史家たる者が大に敬服すべき所ではあるまいか、夫は何故であるか、抑、徳

川家慶長元和に天下の大權を掌握したる以來、此時まで凡そ百五十年其間隨分勤王の志を懐いて朝廷の御稜威を回復しやうと思つた人々も有つたらうし又幕府の權威を憎んで之を倒さうと思つた人もあつたらうが幸に其火は内部に籠つて未だ燃上らず偶々燃上つても大火に至らずして鎮火したから消防夫も半鐘を打つ程でなかつた、併ながら其れ等の者が發したる煽は悉く反逆陰謀と云ふ手段に依り其時の役人を暗殺するとか毒殺するとか又は恐るべき流言を放つて人心を惑はすとか云ふ様な陰險なる悪手段の外は無かつた、是れはモウ歴史上に於て獨り徳川氏の時代ばかりでなく其他の時代にもあり又西洋でも支那でも何處でもさう云ふことを行はうとすると動もすれば此悪手段を用ると云ふが千變一律の様であつた、況や彼の幕府がアレだけの權威を持つて居るのに微々たる匹夫の身を以て之に當らうと云ふのだから、大抵十人が十人、百人が百人先づ此陰險なる悪手段を用る外には先づ考も附かぬ有様であつたらう、其證據は遠くに求むるに及ばぬ近い所の歴史で即ち此三十年來の進取的の歴史に於て澤山そんなことがありませう、然るに彼の幕府の權威を振つて居た時に當つて山縣大貳、藤井右門、竹内式部の先生はさうしましたか、嘗て浪人壯士を集めて斯うしやうと言つたこともなし又御大老を退出の途中で打殺さう

と相談をしたこともなし又御老中方に向ひ途中で一發放つてやらうと謀つた事もなし況んや又夜中議員の歸りを待つてなぐつてやらうと云ふそんなことも相談しなかつたで無いか、而して其先生等は斯る陰險なる悪手段に依らずして如何なる手段に依つたかと云へば所謂大義名分を正くすると云ふ唯一の手段に依り此道理を武器に用ひて其志を達しやうと思立つたが是が此先生達の寶曆および明和の時にした仕事である、實に遠大なる考である、成るほど其後百年餘を閲し安政文久年間から世間に於て大義名分と云ふことが喧しくなつて其れから今日の如き理窟世界になつて道理が權力を制すると云ふ氣運になつたれば此先生達の大義名分を武器に用ひたことも敢て珍しくもなからうが寶曆明和頃の武断政治の時に於て大義名分を押立て之を武器にして以て幕府を倒して朝廷の政に復しやうと云ふは實に大膽、實に義烈此の精神が先づ凡人の企て及ぶことでありませうか、即ち私が此最初に於て殊に敬服する所と申したは是れである、思ひ廻せばあの幕府の威權赫々として犯すべからざるの時に當り弓矢、鐵砲、鎗、薙刀の武器は少しも用ひずして大義名分と云ふ道理を以て天下の人心に訴へ天下の德義心に訴へて以て王政復古にしやうとした此眼の着け所の遠大高尚なることと云ふものは大日本帝國の歴史上に於て御同前に尊

敬せねばならぬことであらうと思ひます、又事を爲すに當つても手短にやりますれば悪い事ではあるが随分人を殺して逃げるやうなことも出来る、姿を隠すことも出来るに由て手短な反逆手段の陰謀を企て暗殺謀殺等の悪事を巧みに行ふならば身命を全うすることも或は出来て萬一を僥倖する望も有らうが獨り大義名分と云ふ道理を武器にした日には當時にて其人が萬が一も其身命を全うする望は無い、夫故に且つは目前に其功を奏しやうと思ひ且つは萬一の僥倖を思つて動もすれば手短なる悪手段に依て事を成さうと謀るが有志者の常の習で有るに大貳、右門、式部の諸先生は毅然として此悪手段を擯斥し徐ろに王政復古の成功を百年の後に期し己れ其魁となつて大義名分の旗を擧げ之を武器にして幕府の權力に當たられたるは是れ其初よりして朝廷の御爲に國家の御爲に身命を差出し兼て無きものとして聊も萬一を僥倖するの念慮なく所謂死を見ること歸するが如き心底にて事就るも就らざるも遠島になり打首になり獄門になるは固より覺悟の上のこと、詰り一身を以て大義名分の犠牲に供するの決心であつた、何と非凡なる大勇氣ではござらぬか、斯様なる大勇氣で事を謀られたが故に果せる哉其謀られたる如く此先生達の志は百年の後に至つて思ひ通りに貫いた、是れ亦歴史家として御同前に敬服せねばならぬことであ

ると思ひます。

又此先生達の吟味の折りを想像しますと苟も命を助からうと思つたならば随分助かる事が出来たらう、工合能く言ひ抜けをしたならば随分言ひ抜けが出来たらうと思はるゝ跡がある、如何となれば幕府は此人達を謀叛と云ふことに落さないやうに落さないやうにとかばつて居た故に此先生達にして其機に投じて旨く辯解したならば死罪は流罪、流罪は重追放若くは御預け位のことと濟んだらうと私は當時幕府が此一件に就て苦心した跡だの又は此先生達の一件落着申渡の上で左様に想像することが出来ます、然るに此先生達は思へらく今日の場合に於て苟も一命を惜んで免かれんと望まば助命せらるゝことも有らうが、左りながら我々が助かつた時には天下後世此勤王の志を繼いで起る者も無く遂に王政復古をするところが出来なくなる、寧ろ今日を一期として此命を捨て刑場の露と消えて以て將來に望みを繋ぐ方が大忠大義であると思ひ少しも其志を動かさず求めて死に就き従容として刑を受られたるものであらうと思ひます、抑々人は憤怒の餘り若くは激動の餘り生命を顧みぬと云ふことは有りませんが後世の慮りあつて笑つて死に就くと云ふのは是れば大丈夫にあられれば爲し能はざるとである、此三箇條は是れ山縣大

貳、藤井右門、竹内式部、此三先生が最初よりの大決心であつたであらうと思ひますれば以て非凡なる所の勤王家であると思ふことが分りませう、宜なり彼の人々が或は死罪或は流罪となつた故に其血が階段に溢れて日本全州に流れ忠義の心ある人々の血液の中に這入り精神に注いで遂に御一新の大業を起したものである、然らば則ち此三先生の死罪流罪は以て今日御一新の爲めに第一着手の種子を蒔いたものである、歴史上から論断しますれば御一新の功は其源を何處に發するかと云ふと此先生達の功勞に歸せなければなりません、宜なる哉御贈位になつたのは尤も千萬、右に付きまして今日皆様が御集りになつて此祭典を行なはれますのは即ち三先生の此大決心に敬服なされた故であらうと思ひます、即ち私もさう存じます。

是れにて演説の終を告げますが尙ほ一言致したいのはあの時の幕府の處置がドウであつたかと云ふことである、尤も三先生の不幸を悲むの情より云へば右門先生は鈴ヶ森にて獄門に墜せられ式部先生は三宅島に流され大貳先生は傳馬町で首を刎ねられたことゆゑ實に残念極まつて百年の後に至つて其死を惜みますが、扱て地位を變じて幕府に身を置いて考へますと亦大に事情を察せねばならぬことがある、尤も此

一件の公書類は僅に一件落着申渡があるぞりて吟味口供の類は存して居りませぬから其顛末は明瞭に知れませんが、マサカに申渡し書にある如く、ヤレ甲府御城の要害のことを言つたから悪い、幕府の武備の事を言つたから怪しからぬ大不敬だと云つて首を刎ねるやうな阿呆な幕府でもない、又江戸の城を攻めるには品川から火を掛けるが宜いと言つた位で獄門に掛ける様な残忍な幕府でも無い、知らざる者は當時幕府の政を見て道路反目する位に思ふけれど決して左様では無かつた、何の陸言ならば公方様の事でも悪く言ふと云ふのが通常で政治の善悪を批判して遠慮なく悪口を叩いたのは今日の政治家先生達の悪口を叩くに少も劣らなかつた、夫だから大貳にせよ右門にせよ江戸、甲府、碓氷、箱根の武備要害を話さうが當時の御政治を批判しやうが夫位の事で大貳斬罪、右門梟首と云ふ様な嚴刑に處した筈は決して無い、そんな卑怯無慈悲な幕府では無かつた、又竹内式部が御構場所の京都に立入つたのは怪しからぬにせよ其頃は通拔は苦しからぬと云ふが大法で現に江戸構の者でも朱引外に住つて草鞋を腰に提げ脚半を佩いて居さへすれば江戸の真中を歩いても構はぬと云ふが普通の慣例であつたもの其れをナンノ式部が京都に出入つたとて直に罪一等を加へて遠島にすると云ふ様な苛酷の事を幕府が仕ますものか、若し

夫を仕たならば苛法酷律の弊にて幕府は三百年の太平を保つて居たことは出来ぬ理である、左れば大貳、右門、式部三先生の落着申渡の罪科は皆悉く幕府が其名を藉たので有て其實は勤王討幕と云ふことがあつた故である、然る上は此三氏の外に連累が澤山あつて諸大名にも堂上方にも幕府の直參にも諸藩士諸浪人にも其外にも有つたらうが御存じの通り明和の頃に於て幕府が罰したのは山縣、藤井、兩人を死刑に處し竹内を遠島に處しましたぞりで其餘は一人も此爲に重科に處せられた者はなかつた、但し幕府は僅に山縣昌樹を中追放に處した、マア其れだけのこと、ドウでございませうか御維新の始はイザ知らず若しも今日ア一云やうなことがあつた時に僅あれだけの人を罰したぞりで其餘は悉く不問に置くことが出来ませうか、今日は出来ませうよ、今日のやうにえらい御役人様が揃つて居れば請合つて出来ませうが先づ尋常一様の考では纔に其主謀を刑し黨與は罷く之を放免し若くは初より不問に置くと云ふ事は中難い事であると思はねばならぬ、然るに幕府が斷然として此難きを行ひ其連累を究めずして局を結んだは流石に幕府なりと歴史家たる者は此件に就ては帝に幕府を憎まないのみならず其英断を以て幕府が明和以來百年の命脈を撃いだも是等の處置が其一分であるとして幕府美事の一に數へても不當では有る

まいと思ひます。

夫れ人盛なれば天に勝てども天定つて人を制し明治の今日と相成つたれば山縣、藤井、竹内の三先生も正に其志を達し今日の御祭に會ひ欣々然として草葉の蔭から之を享けらるゝであらうと存じます、今日此三氏の祭典に際しまして此の如く考へましたから此ことを申します。

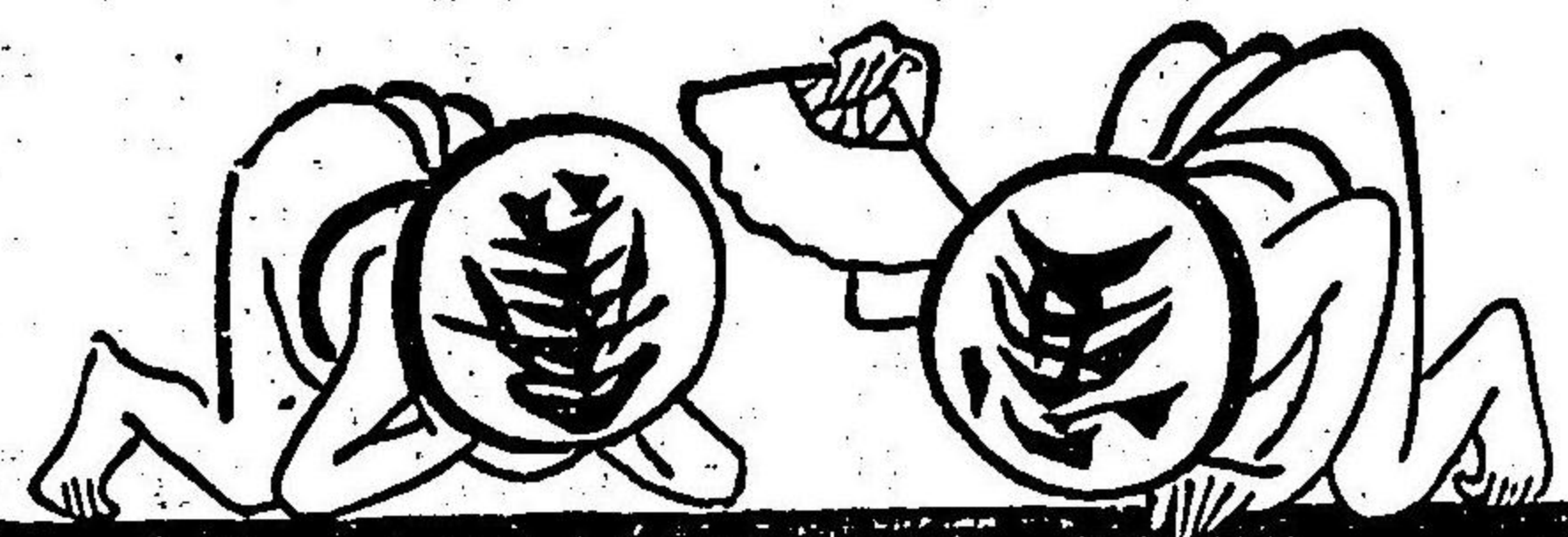
山縣大貳終

浮世見物序

面白や面白の浮世かな。桑田變じて碧海となり、都會かはつて田舎となる。新橋に春を惜むの美人多くは愛知の輸入に係り、向島に馬を走らす才子概ね東京出生の江戸兒にあらず。金さへ持てば馬の骨も紳士と崇められ、家道衰ふれば名門も乞食と一般。耳食學問よく世間を瞞著す今日に、遣算段豈敗綻を目前に隠さざらんや。演説の紙喇叭新聞の破太鼓猶よく文明を飾るに足れり。鍍金の金時錶亞兒彌の眼鏡臃氣に開化を粧ひたる、笑はざるなり。彼に紅粉を以て泥垢の痕跡を塗隠す小町あれば、此には徳義を唱へて卑劣の心底を覆藏する孔子もあり。魚は臭きを厭はず汁は鹹きを厭はぬが流行の料理鹽梅、調子は外るゝを耻ぢず甲所は違ふを耻ぢざるが當世の絃姫氣質。壯麗なる鐵橋の下を漕渡る糞船、森肅たる神殿の前に對立する洋燈。麥酒の空饌は爛冷の徳利と伍を同くし、牛肉の煮込は拳螺の壺焼と軒を並ぶ。實に日本西洋打交の陳列場、信に田舎都會混合の博覽會。

あら面白の浮世かな、いでや其見物の概略をものせんとて秃筆を採りて此編を戯作したるものは、是も田舎漢の一人にて今以て都會に住ひ浮世に厄介視せらるる櫻癡居士なり。

明治二十七年二月十六日記す



浮世見物

第一回 發端

何なる前生の戒業の果報にや此せち辛い世の中に愛しくも生れ來て爾も永の年月をめで度送り暮せる一個の豪富あり、其姓名を福富徳藏と呼びて原は舊幕の頃に御用達を勤め家に巨萬の富を累ねたる家柄なり。此徳藏幼年にて家督を續ぎしに恰も御一新の時にて百政更新の爲に豪富の名家も相望みて倒産せる中に此家には忠助と云へる忠實の老管あつて家政をば司とりし故に消耗は扱置益々富榮えて今は却て昔に勝る程の身代となり、徳藏今年四十二歳、なに一ツ不自由なき身では扱々豪富と云ふものも別に面白く無い境界ぞとつぶやくも怪からぬ事ながら其身に成て見たらばソンのものかも知れず何にしても羨しき身分なり。此に又金丸保と云る紳士あり、此人の親は舊幕にて多分の知行を領したる旗本なりけるが、家祿處分の時に賜つたる秩祿公債と賜金とを大切に保存して利に利を

浮世見物

産せ其儘に傳へたれば年々金が殖て殖る許り、是は迷惑じやと云ても殖て来るのは防ぎ様が無い、余は今年三十八歳だのに是位あつては六十に成る時には金の置所に差支るで有らうが困たものじやと嘆息をする。ある日の事なりけるが金丸は福富が許を音信で日頃睦じき同士とて四方山の物語の叙に「時に金丸さん、貴君は二十一の年から丸十年西洋に留學して所々方々と珍らしい所を見物なすつたで御座りませうが、僕は不幸に、生れてから東京に此通り住居で國內とては横濱と京大阪を知て居るばかりで仕方が有りませんヨ、と云へば」金「イヤそりや御同様です、僕も成程西洋に留學したお陸には巴里倫敦維也納羅馬其外諸國の都名所を見物は致したが、肝心の日本と來ては神戸長崎横濱を知て居る許りで京都奈良も云はと素通り同様で御座ります」福「デ御座りますか、夫れじやア、御同様に斯う東京に許り居て美服を着て甘物を食て暮すが能くも有ますまいし」金「左様サ、殊には此間から議員の選舉騒ぎで世間は喧まじしいし、此上議院でも開たら又煩さい事で有うと存じますれば、寧ろ御同様に東京を暫く離れて何處か見物に参りませうか」福「其事々々、實は僕も貴君に御相談して見様と存じて居た所で有ました、然らば善は急いで直に出立いたしませうか、シテ何所を指して参りませうナ」金「去ればさ、京都に往た所が東山の風景も度々は面白くも無し冬瓜の怪物よろしくと云ふ顔の白拍子も餘り下さらないし」福「ト云つて大阪の俗地も恐れるし奈良吉野の古跡は見物したし」

浮世見物

金「名古屋岐阜の震災後を見たどて哀を催す許りだし」福「鹽竈松島もどつとせサ」金「熱海沼津大磯箱根の浴場も感心する所が無いし」福「ハテどうしたもので御座りませうナ……ナント風を變へて餘り人の往ない邊鄙の田舎めぐりと出掛ては……」金「妙々、その田舎めぐりが眞の風流、すでに翁も風流の始か奥の田植歌と云はれた事があれば必らず興味有で御座りませう、西洋などでも貴女紳士は都會の熱を避て邊鄙を遊歴するを以て第一の樂と致すが……、扱その田舎は何れの方角が宜しう御座りませう」福「さればで御座りませう、何に風流でも當なしでは困りますシ……お待なさいませよ、幸ひく御懇意の夢野實先生が昨日櫻癡居士と一所に選舉見物から歸つて來たと云ふ事です、ナント是から夢野に相談して殊に寄たらアノ老人を先達に誘つては如何でせう、」金「至極宜しう御座りませう、然らば直に御一所に夢野の庵室を音信ませう。夢野は福富金丸の兩人が話を聞て啞と打笑ひ」夢「扱々兩君とも思の外に迂遠極まりますネ、世の中は三日見ぬ間の櫻かなで今日の田舎は前日の田舎にあらず、汽船鐵道が開けてからと云ふものは西は九州薩摩湯東は津輕外が濱飛驒の山奥那須野が原鯨よる浪虎伏す野でも今では贅澤仕三昧都も及ばぬ大開化、新家の嫁女

が郊で若い漢と立話をしたり大庄屋の息子どんが立派な詐偽をする位に成て居ますぜ、貴君がた誠に田舎め
 くりが仕度なら京に田舎ありじや、遠くまで往くに及ばぬ、此東京十五區内に立派な田舎が澤山あつて田舎
 で目を突やうでないか、芳野泊瀬の花をば見ねど歌人が知り敵の籠つたる城の後の案内は剛の武者が知つて
 候ふと平山武者所の廣言ではないが朱引外に足を踏出さずに田舎の景色や境界がすらりと一目に見えるのは
 東京の名物……宜しう御座る、折角の御頼みじや、斷り申すも不本意なれば此翁が御案内して盡く田舎め
 くりをおさせ申さう……幸ひなるかな、金丸君は西洋通で福富君は江戸子の通人だし、兩君の目で御覽な
 さんと肝を潰す様な田舎が見えますぜ……然らば明朝から御案内を致さうが、兩君ともに餘り可笑ので腹
 の皮をよつて臍が轉宅せぬ様にシツカリと腹帯を締てお出なさいよ、併し可笑餘りに其の見た事や聽た事を
 パツ／＼と櫻庭居士に話して聞かせて世間に吹聴して彼翁に迷惑を掛ては成ませんぜ、かの翁も夫れで無く
 てさへ相應に世間の憎まれものですからネ。

第二回 梅莊

去るほどに福富徳藏金丸保の兩人は夢野實が案内に、覺束なくは思へども、東京の市中花のお江戸の眞中に
 て田舎の境界が見らるゝ事なら是程便利な事は有まい、下賤の都と逸にある「儘になるなら樋竹掛けて寐て
 居て……」と云ふ文句では無いが物は試じや出掛て見やうと翌日の午後約束の刻限に夢野が草庵を音信た
 りければ夢野は出迎へ、是はく早々と御來訪で御座りましたナ、扱今日から田舎めぐりの御案内を仕ら
 うが……何所を先にお見せ申さうな……幸ひく今日は彼家で小宴を開くと云ふ事じや、ソレを御覽に
 入れやう……ソコで兩君少し時刻が早いが此に居て閑談を仕て見ても詰らぬに由て花屋敷の梅を出掛に一
 寸見て、夫れから目的の處に参りませう、とて三人づれにて草の廬を立出て東橋を打渡り先づ向島なる梅莊
 へは赴きにけり。

夢 兩君一寸御覽じろ、アレ彼所の床几に腰を掛て居る婦人六名に男四人と云ふ大連を何と御覽なさるか當
 て見たまへと云ば、福富金丸の兩人は此方より瞳を定め眉に皺よせ孔の明ほど暫が間見詰たりけるが「左
 様サ、分りませんネ、先づ婦人の方から云て見ますれば、此方の端に腰を掛て、アレかの通り烟草を吸て居
 る婦人は襟も顔もベター面白に白粉を塗てペンキの地蔵よろしくと云ふ濃粧で、お負けに玉虫を横嚙に仕

た様に紅を許多層一杯つけて居るから若い様だけれど、眦の皺と小鼻の側の筋が判然と見える所では大丈夫二十八九、文久の晩年より慶應の初年に掛けて生れたに違ひ無い、夫れにしてはデコ／＼の大島田に、三春名産本場馬爪の牡丹形の櫛をレイ／＼と前髷と前髪の間挿して、眞鍮鍍金鍍の太足に土佐珊瑚の團子ほどなるを箆で指て居るのは……ハアテ女ながらも矚著主義を見せて居るのですね……、縞半襟が藤紫に紅入友禪の亂菊の模様、上着が萌葱地に茶の三筋縞その幅一寸八分ぐらゐる中に紅白青三色のサの字縞しかも襷無で、……二枚下着は少々色が褪た様な淺黄の矢筈縞、ヤア八口からチラと見えたる所では立巻絹の胴と袴を極たナ、これに藍氣鼠の變裏を三枚とも附けて、……ム、長縞縞が縞に白で音羽屋格子を出したる鹿子染、ソコデ縞縞の裾には古風に淺葱の蹴廻を附けて裏袖が煉瓦色、帯が舶來緞子の牡丹織出絨既模様たに黒縞子の腹合、海老色七分幅の内記打に金鍍の獅子の金物その堅一寸五分に幅二寸ぐらゐるのを附けたるパチン、裾が一寸二分のフキで袖丈一尺六寸、附けが五六で一尺の振を、アレ彼通り遠慮會釋も無く振返し、袖口の外に一寸五分も出て居る縞縞の袖を翩翩と春風にピラ附せ、太く逞く赤色で萬歴錦手の徳利の如き手で烟管を持って、アレ／＼烟草を吸付てアノ洋服の男に飲せて居るのは、……ハテナ、……困

りましたな、……何なる變化覺性の者か、分りませんネと不審を打てば金丸も亦同じく小首を傾けて「その次に、アノ向ふを見て居る女の童と覺しきは顔は睨に見えませんが、髷は豊國の錦繪で見覚えある兵庫、イヤ……兵庫では無い彼でも唐人髷ださうで御座りますが……夫れに不思議や發たばの毛の直なるに引替へ氣の毒なるかな髷は一面に大縮の枯毛……へ、エあれが赤熊と云ふものですか、夫れでは唯今縮毛と申したは事實相違に付取消といたして……髷の右には直徑四寸有餘の紅牡丹の束髮髷、左には枝炭を束ねたる如き梅の花髷に銀短冊のピラ／＼附たるを指し、緋鹿子の切に金絲の水引、衣服は一面に紅澤山の友禪染に緋の裾廻し襟袖口、帯も同断、緋鹿子に緋縞子にて、左ながら雁來紅の化物に異ならず、之を簡短に申さうなら頭の毛が黒で、顔と襟が黒地に白塗で、餘が緋盡で黒白赤の三色より成立たるは、痘瘡神か達磨の娘か、ハテ不思議の變化もあるものよなア「扱その次に控たは太く肥たる拔群の大女、相撲にも劣らざる身體であるのに唐繪の隠者を見る様に小さくて丸まつちい丸髷を腦頂に戴き、襖大島紬の蜻蛉縞の上着は勿論襟無、秋田八丈の下着、小紋染返の羽織、是以て何ものとも分りませんヨ「それから彼方の端に居てアレ只今茶を飲で居る婦人は何者ならんと先程より精神凝して覗へども更に當が附申さぬ、尤も髮形體裁は

福富君がお述べあつたに彷彿して其不揃の頓陳漢は所謂兄たり難く弟たり難しですが……ハテ妙だ……ハテ不思議だ……(ウタヒ)金丸こそ奇異の曲者と見て呆れ返つて候へ。江戸ッ子かと思へば立居太だ我殺なり。名乗くと祈れども終に名乗らず。聲は名古屋聲にて候ひしと申す。福「ハ、ア實盛の謡曲は當意即妙恐入た。ソコデ先生、餘の三人は年増が二人に新造が一人、いづれも人三怪七(人間三分怪物七分の畧語)と云ふ顔色のくせに衣裳の立派サ、其一人は結城紬に黒縞子の帶でリウと仕たる身の拵。金「その次なるは一樂織の衣服に筋糸織の細襟半纏。福「後なる新造は南部の夜具縞に黒縞子と博多の腹合。金「銘々に笑ひ叫くアノ體は、……ハテ何もので御座りませう。福「田舎大盡の家族でも有まいし。金「伊勢路あたりの女俳優か。福「但しは美濃尾張か三越邊の田舎藝子か。金「楊弓店か。福「銘酒屋か。金「何にせよ魔性のものとは存じますが。福「逆も我々兩人には判断が附きませぬと、福富も金丸も思案にあぐんで投首したりければ、夢野は打笑つて。夢「あれが即ち新橋の藝者に雛奴ヨ。福「エ、ナニあれが藝者に雛奴……金「先生、吹ちやや往ませんせ、アンナ藝者が東京に有ますものか。福「僕も二十四五年前までは其實藝者を買た事もありましたが、江戸藝者と云ふものはアンナ者じやア御座りませんせ。夢「處が今で

は御座りますから妙だ、アノ島田が日吉町のでれ吉、名古屋ものが板新道の轉入、唐人番が金春の三毛子と云ふお酌。福「ヘエー夫れから質大島は。夢「アレが木挽町の屏風亭と云ふ待合の女將軍ヨ。金「それから後の三人は。夢「箱屋さ。福「女の箱屋がア、云ふ大層な粧をしますか。夢「仕ます所かマダ立派な箱屋が幾多もあるヨ。金「なるほどアレが藝者では田舎丸蹴ですネ。福「ア、ア、實に江戸藝者の粹も全て田舎に成りましたア。夢「戯談のたまふな、氣の利いた田舎にやアあんな頓覺な藝者は多と居ないヨ……サア往う、幕明の仕出で眼を潰しては肝心の中幕が遅くなるヨ。福「先生、マアお待ちなさい、ソコデ彼三人の田舎漢は。夢「アリヤ東京で今を日の出と幅を利用して居る紳士サ。金「それから赤い羽織を着て居る狂を見た様な坊主は。夢「替間サ。福金「ヘーあれが東京の紳士に替間ヘーエ……。

第三回 別 莊

場所は……場所は云ふまい……主人の好に相違なからうが幽邃閑雅の境には不似合なる煉瓦の高壁に鐵物ひとと打たる門扉、門より眞直の突當りに玄關を設け、見通にならぬ様にとて其間に周圍七八間に高サ五

尺許なる埴をヒョククリと築立て、其埴の上には五葉の松が枝を延し葉を重ねて落語家の前座が高座の基盤の上で松盡を踊つて居ると云ふ身振をなし、其下には黒木を其此に並べ西洋薔薇に熊笹を下草に植る百日紅と石榴の木をあしらひに植たるは田舎寺の開帳に御高座講中から奉納の造庭の如くに見えたり、若し愛古家が見たならば「ア、古代の墳墓をなせ此様に造庭して俗に仕たらう」と嘆息するなるべし。夢野は福富金丸の兩人に向て「サアやつと道入玉へ此が即ち田舎めぐり幕明の三立目じや、最初から餘り不思議な所を見せて兩君に肝を潰させては悪いから第一番には先づ穩な方で都に近い所を見せて目慣らしを致すと仕らう……ナニく案じ玉ふに及ばぬ、僕が秘傳の隠形の術を以て我々三人の形を隠すから何所まで往ても見顯はさるゝ感は無しじや……と夢野が調法なる秘術にて入込み三人はぐるりと路次口を廻て奥庭の植込に入たり。福富は庭の模様を氣を奪はれて「是は妙だ是は不思議だ、凡そ江戸八百八町廣しと雖ども如此庭と云ふものは又とニツは有るまい、金丸君マア此方を見たまへ、丸で奈良の大佛の箱庭とでも云ふべき造方だから……」

金「成ほど妙だ、どうすりやア如是趣向をする氣に成るものだらう……と驚て居るを夢野は傍より「ナンノ驚く事があるものか、此庭なんぞは是でも江戸風で曲りなりにも通用の出来る方だヨ、此頃にもそつと面白い庭を見せて進げるからマア早く此方へ來玉へ」と誘れて兩人は殘惜氣に泉水の橋を渡りて座敷の方に近よれば北の隅の小座敷の障子を開て四五人の婦人團圓たり。並丸は目早く是を見て「福富君見たまへ、アレあの座敷に新橋の藝者が丸髻や束髪になつて座で居るぜ、と云ふに福富も同く望みて「成程そうだ、新橋に違ひない、過刻花屋敷で見た代物と同じ蔓に生た品だ、實に揃ひに揃つた不器量のくせに濃粧は恐入るぜと評するを聞て夢野は振返て「ナンニ新橋の藝者が居ると……ドレく何所に……アレか……ハ、ア彼や當家の細君に權妻それに親類の女房達だネ、藝者じや無いよ」

福「デモ衣服持物すべての拵へが恰同ですぜ」

夢「其筈さ、此節では蓮葉な藝者が模範になつて良家の閨秀が皆その眞似をするのが紳士社會の流行だから……」

金「ソリヤ困りましたネ、是じやア閨秀と藝者ことさ下等婦人との差別が附ませんネ」

福「ナンノ附ぬ事が御座らう、假令形姿を見た所では同じ様でも起居振舞に物の言様で直に差別は附きませうよ」

夢「其通り直に附が……其起居振舞がどうだらうと考へ玉ふか」

福「ナニモ考るまでも無い、起居が物靜で、振舞が奥ゆかしくて、物の言様が上品で人柄の好のが良家の閨秀で御座ります、又起居振舞が我殺で物言の下品な裏店口調が藝者と思へば間違は有りますまい」

夢「ハアアそうだと結構だけれど兎角その注文通に

頃にもそつと面白い庭を見せて進げるからマア早く此方へ來玉へ」と誘れて兩人は殘惜氣に泉水の橋を渡りて座敷の方に近よれば北の隅の小座敷の障子を開て四五人の婦人團圓たり。並丸は目早く是を見て「福富君見たまへ、アレあの座敷に新橋の藝者が丸髻や束髪になつて座で居るぜ、と云ふに福富も同く望みて「成程そうだ、新橋に違ひない、過刻花屋敷で見た代物と同じ蔓に生た品だ、實に揃ひに揃つた不器量のくせに濃粧は恐入るぜと評するを聞て夢野は振返て「ナンニ新橋の藝者が居ると……ドレく何所に……アレか……ハ、ア彼や當家の細君に權妻それに親類の女房達だネ、藝者じや無いよ」

福「デモ衣服持物すべての拵へが恰同ですぜ」

夢「其筈さ、此節では蓮葉な藝者が模範になつて良家の閨秀が皆その眞似をするのが紳士社會の流行だから……」

金「ソリヤ困りましたネ、是じやア閨秀と藝者ことさ下等婦人との差別が附ませんネ」

福「ナンノ附ぬ事が御座らう、假令形姿を見た所では同じ様でも起居振舞に物の言様で直に差別は附きませうよ」

夢「其通り直に附が……其起居振舞がどうだらうと考へ玉ふか」

福「ナニモ考るまでも無い、起居が物靜で、振舞が奥ゆかしくて、物の言様が上品で人柄の好のが良家の閨秀で御座ります、又起居振舞が我殺で物言の下品な裏店口調が藝者と思へば間違は有りますまい」

夢「ハアアそうだと結構だけれど兎角その注文通に

往ないから困るテ、考て見たまへ、いくら新橋あたりの奴等藝者が我殺で下品でも可愛さうにアノ御連中よ
 リヤ少しは立勝て居るぜ、爛徳利を蹴飛ばしたり煙草盆を引くり返す藝者はあるけれど、まさかにお客のお膳
 を跨いで通る藝者はまづ東京の十五区内にはあるまいから……
 「藝者すら尙且然る上は況て紳士の閨秀
 には……」
 「有るか無いか氣を附て試して見玉へ」
 「デモ過刻見た藝者の様な田舎詞は有ますまい」
 「有ますまい所か……」
 「ソレ聞たまへアレあの通り」
 「成ほど酷い田舎口調」
 「あれが東京の紳士紳商の……」
 「知れた事サ、東京市上等社會の……」
 「先生あの向ふの隅に居て餘り多言も利かずに行儀の好い
 長しい婦人は、アレが此家の細君でせう」
 「アレカ、彼やア權妻サ」
 「ヘエー、夫れでも彼中じやア一番人
 柄で其上に江戸子ですぜ」
 「其答ヨ、彼やアあれでも原が柳橋の藝者だつたもの……」

第四回 官宅

但見一個の巍々たる煉化石造の大家、鐵の門は八文字に開け巽の閣は雲際に聳え、廣く邸内を圍ふに鐵柵を
 以てし、疎に偷見を防ぐに椎櫨を植たり。夢野は兩人に對ひて「是ぞ即ち世間にて口喧しい大臣の官宅じや、

と案内すれば「成程是は立派なもので御座りますな、前度の國會で「官宅廢すべし、住居する方より借家
 料を拂はしむべし」と委員先生が論じたも、是じやア尤の様に思はれますな、まづ内に入つて拜見仕ると致
 しませう、と流石に江戸の贅澤三昧に慣れたる福宮徳藏も官宅の宏大なるには我を折て肝を潰したる有様な
 りしが、夫れには引替て金丸保は化現なる顔色にて「夢野先生、吹ちやヤ往ません、いくら僕が一昨年西
 洋から歸つた許で東京の様子を知らないと云て、眞逆その手には乗ませんよ」
 「デモ官宅に相違ないから官
 宅だと云ふのに、何も法螺も洒落も有は仕ないワ、偽か眞かマア内に入て御覽じろ」
 「コリヤ先生の仰しや
 る通りで有らう、現在巡查が御門を固めて居る上に、アレあの如く門の柱に正三位勳一等……と長銘の御
 標札が打つて有るじや御座らぬか、と言は、金丸も論より證據に返す詞も無かりしかば不肖々に打連て支
 關より内に入り表座敷中奥と見廻つて「是は驚いた、何に我日本が貧乏でもヨモヤ日本の内閣大臣たる方
 の官宅が斯で有らうとは思ひませんでした、夢野先生貴君も先年歐米諸國を御巡回で貴顯の官宅や華族紳士
 の邸宅を随分御覽でしたらうが、……マア是でも内閣の官宅と云はれませうか」
 「メから君を案内して見
 せるのさ、と苦笑して答れば、福宮は傍より不審して「僕は西洋のセの字も存じませんが、英佛諸國が贅

澤じやと申しても餘もや程立派な官宅は有ますまい、赤髯連中が「ヤレ日本は開けないだの、東京はマダ田舎だの」と悪口を吐ても此官宅の立派な所を見たら驚くだらうと思ひますネ 金「ハ、ハ、ア夫やア屹度驚ますヨ、英佛は扱置き第二等國第三等國と云はるゝ國にもこんな面白い官宅は無いと申しますヨ」福「デ御座らうて……」金「否、立派だからじやア有ませんぜ、餘りお粗末で田舎極まるからで御座りますぜ、と言ふに福富は意外の答に金丸が顔を見詰て「此漢氣でも違ひはせぬか」と怪む體を見て夢野は思はずプツと吹出して「ハ、ハ、ア妙だ、金丸君少し君の批評を試みて福富君に聞かせ玉へ」金「承知しました……福富君マア聞たまへ、此官宅は入札請負の安普請で有らうが、去りとは酷い建築じやア無いか、何も華崗石の柱や大理石の階までには往いでも赤煉瓦の開放して其上を漆灰で雜と塗廻して置とは見とむな過るじや有ませんか。其上に煉瓦の積法から、壁の仕切、間取の工合、煖爐の附安排、窓の開き加減、一切合切維持も便利も更に構はず、唯一文でも一厘でも廉が專一で御座いと云ふ建築、西洋では田舎の田舎の極田舎の停車場にある立場でも是程に粗末じや有ませんぜ。夫れからしてマア此机椅子を御覽じろ、凡そ中等以上の宅では壁の張付、窓掛の切、机掛、椅子の切には夫々相應に色合取合せと云ふ事があるもの。然るに是が此家で第一等

の御座敷と云ふのに此様は何事だらう、一切の調度を初として煖爐の額板の上の裝飾までが何も角も有合せの集め物、辻褄の合ない所は即席間に合せの摘料理宜敷と云ふ體裁、併し是はマダ御世辭の批評、モウ一皮剝で申さうなら西洋の森下か八丁堀でガラクタ道具の廉品や古物を買て來て一寸の間に合せたと云ふ廉店の立退假宅の體で御座い、尤も奇癖の西洋人が見たならば或は「日本の内閣諸公は感心だ、國務多端の中でも胸中自から餘地あつて古今萬國の器物を蒐集て工藝の進歩を測量して居らると見える、其證據には官宅の調度裝飾器物什具には歐米各國前後二百年間の品が皆零碎で集てある、實に仕入物の博物館競賣道具屋の店頭である」と譽めるかは知らぬが、僕は先づ西洋人と此様な座敷に同席は御免を蒙り度ネ、金丸サン是アナタ大臣官宅アリマスカ澤山田舎貧乏アリマス」と冷かされた日にや顔から火が出ますからネ。………」金「先生、官宅を拵へるなら責ては見苦く無い丈に仕たいじや有りませんか、是じや堪りませんぜ」夢「夫れも是でさへ歴々の政治家は贅澤と云て居るぜ」金「ヘーエ夫れなら寧ろ日本風の普請に仕たら……」夢「夫れこそ猶費が掛るもの」金「夫れては此田舎極まる官宅で辛抱して……」夢「理屈を宣ふな、是でも東京の飾だ」と官員さんの中でも誇つて居る人があるぜ」金「フー成程それじやア東京に田舎ありで御座いますネ」夢「そう

サ、東京には日本西洋と文武兼備の田舎が御座らうがナア！。

第五回 畫 幅

八疊の座敷に六疊の次間、中央には飲盆の上に二三品の摘着で一杯を傾けながら古畫の幅類を許多取散して彼是と披きつゝ類に相談中と見えたる一座は鑑定家兼賣込業にて險吞齋と云へる危ない先生に、贗造堂と云へる書畫商、いま一人は怪屋陷助と呼べる骨董商何れも油断のならぬ實業家の一座なり。贗造堂は一幅を箱の中より取出して「エ、先生、此應學は見覺が有りませう、と云へば險吞齋は目鏡の上より畫を覗く様に覗んで見て「ム、此鯉は見覺え大ありさ、併し大層表装が綺麗に成たなアと云へば傍より「成ほど私も見覺えがありますぜ、然も去年の市で私が二十錢違で贗造堂さんに取りられた三圓臺の鯉だが……其時分にヤアお袈裟表具だつたが……ム、今では着物を着替て升見屋仕込の金ピカに成ましたネ「左様さ、馬士にも衣装で賣物には花を咲かせろと云ふから一寸牙軸ともで三圓五十錢が所ろ掛けましたが……時に先生この鯉を出茂藏さんに陥やうと思ひますが、先生一太鼓叩て下さいませんか「ム、相談次第で叩かうが、

乗にするかネ「怪勿論乗ですとも、今日私共が持出した品は都て三人三ツ割所得は三進の一で往ませう「ソウならソウで見やうもあれば叩き様も御座る……エ、怪屋さん、何に仕込でも餘り惡過るネ、此落款なんぞは一目で知れるぜ、是じやア出茂藏の盲紳士だつても喰まいヨ「先生ソウ買冠つちやア往ませんヨ、是位の所が丁度アノ田舎連中には善い鹽加減ですぜ。兎も角も私が持込ますから先生は鑑定に頼まれた時に、是は大丈夫保證致すとさへ言て下されば宜しう御座います「ソコで箱はドレ……見せ玉へ……成ほど抱一上人の箱書付とは思ひ附たな……これなら陥るだらうヨ……シテ幾に賣る氣だへ「百二十圓と吹て納りが八十圓でせうね「甘い、先そこらが宜所でげエせう……時に先生この華山はどうで御座います、と見すれば「ヤア又華山の化物か……斯いふ化物が夜々出には閉口するぜ「所を此化物を正真正銘にして眼障伯爵にきつと買はせるから不思議でエせう「いくら眼障でも此華山は買まいぜ「ナンノ買はなくてサ「是どころじや無い、既に此の間中から牙僧の手に彼此と渡居た古法眼の山水、雪舟の觀音、光起の寒山拾得、探幽の梅に鶯、文晁の竹に虎、光琳の紅葉に鹿が皆なそれ相應の上直で縁附ましたぜ「まだく其位じやア無い、嘯伯の松、蛇足の櫻、相阿彌の梅……「それじやア宜しいが出来た

らう 賈「大出来で纏めて六環づつ……エ、雑返しに釣込れた……六十圓づつで羽が生て飛びましたぜ、
 怪「其位では例の啓書記在銘荒波の屏風も 怪「遠の昔し、淺果長者の寶物 險「北齋の三韓征伐は…… 怪「呆
 多香長の御秘藏物 險「根岸製造の金岡や信實は…… 怪「奈良の藥師寺物鎌倉の建長寺物と化て何れも立派
 に縁附ましたぜ 險「イヤ早諸君の御腕力には恐入たネ、下拙などは中々足許には及ばないのウ 賈「デモ御座
 いますまい、梟殿司の羅漢の御手際では…… 險「ハ、ア夫れを知て居たまふたか、併し此節の田舎もの
 を相手に仕ちやア思ふさま食ないのは偽だからネ 怪「その通りです、夫れだから昔は江戸に眞物があつて田
 舎に贋物が有りましたが、今じやア昔の田舎向の品が續々と東京に廻て來ますもの 賈「扱々向と云ふものは
 争はれないものですネ……
 此の話聞いて福富金丸の兩人は夢野に對ひ 福「ヤレ〜恐ろしい事で御座いますが……あの田舎向の贋物
 が東京で賣れますのですかネ 夢「賣れるとも〜、今に見たまへ、アノ様な田舎向の臭い掛物が方々で立派
 な御座敷の床の間に掛て居るのを見せるから……

第六回 書齋

奏任官の上位を占め、秘書官と云へば幕府の頃ならば布衣以上に進められたる奥御右筆、諸大名の依頼諸向
 の尊敬、門前には市を爲して飛鳥も落る程の勢ひなりけるが、夫れには打て替つたる當節の御狀況……此
 邸も果して其秘書官殿の御宅だか否だか存せぬが、先づ其邊あたりの貴い御身分の御住居じやと申すこと。
 ……時刻も既に午前十一時に近ければ、殿には疾に御出勤に相成りて、左なきだに餘り賑かならぬ門前、況
 て御出勤後と來ては書生兼執事が奥方の吩咐で半紙を三帖買に往て出入したる許り、其外に入來たる者はお
 出入の八百屋に豆腐屋のみ、(魚屋は毎日來ても買て下さらぬから、門前を素通りする日が多かるべし) 甚以
 て失敬なれども門前に雀籠を設けず玄關に蛛巢を掛けぬだけが結構なりと觀念むるの外は無かるべき歟。若
 し現時流行小説家の筆法を擬て書かうならば「是の しま門が堂々たる顯官の御門?? — 否と、然では無か
 るべし、— 否、矢張然である— 噫これが舊幕奥御右筆の御邸!!!」と嘆息詞の符點が行列をする所
 なり。

門前や支那は斯でも、奥向はソツと變つて御察言で御身分相應の贅澤もあるで有らう、假ひ舊幕の奥御右筆と迄は往かいでも貴て並の表御右筆ぐらゐの生計は仕て御座るで有らう、左も無ては此殿御立身の甲斐は無い筈じやと考へながらズツと奥に通て見たれば、案外至極の御状況……奥様と覺しきが年の頃二十七八の丸鬘、上田袖鼠織の小袖の午後六時と來て襟先袖附其外の急所には夜業の御丹誠で鄭寧に一面の補綴あてたるを召し玉ひ、兩山を縫込だるグタ／＼黒縞子七寸五分幅の帯を正直に御太鼓に締て、其上に入丈の前垂を佩かせられ、御居間御納戸御茶間を兼帯したる八疊の間の火鉢の側に居わり、左の方なる茶棚兼蠅帳の側にある小棚の下の木綿拭巾の汚れたるを見て、侍女御小間使兼御仲働を一人で勤むる下女を呼で「コレ瀧や、おまへには困るねエ、殿様の御書齋の掃除をするのに斯なに新しい拭巾を等閑に使ては往かないヨ、コレ御覽な此拭巾で紫檀のお机や御本棚を拭くものだから此通り眞赤な染に成て居るよ、ソレに又お煙草盆だの御花臺だのと云ふ唐桑細工を拭たと見えて此方の半面は黄色くなつて居るから、お前拭巾が赤く黄色で穢らしいじや無かネ、何程お前が田舎ものだつて紫檀を拭けば赤くなり唐桑を拭けば黄色くなる位な事は知て居さうなものじや無か……、と酷い叱言。ハテナ是は妙だ叱言を宣ふ奥様も叱言を言れる女中に劣らぬ田舎だ哩、

何國に赤い汁の出る紫檀や黄色な水の出る唐桑が有ものか、恐入たる咄も廣い東京には有れば有ものと不思議なるも色の附く筈、机火鉢煙草盆其外文房裝飾都て是勸工場の出品を以て陳列せられたるぞ不思議なる長居は恐れ、多は御退屈と存じて一寸四五品を申さうが、紫檀もの唐桑ものは勿論色附、机の上で總理大臣の地位を占たる端溪唐彫の硯は長門國赤間關の産物、床の間の主権者たる秋月の羅漢は文久年間の揮毫、其表装を見れば二重菱の一文字風袋で竹屋町の中で風通の上下なるが、是も明治二十年以降に織たる名物、宣徳の香爐の兩雪點金は加州金澤にて拵へ、西屋形の春日卓の螺鈿散蓮は尾州名古屋の製造たり、紅梅を挿たる花瓶は京都の青磁なり、茶碗を伏たる塗盆は大阪の根來なり、急須の燦爛たる未だ用ひざるに刺るとは如何なるの水金ぞ、湯沸の煌耀たる僅に洗へば忽ちに赤くなる如何なるの純銀ぞ、塗ものに觸るれば直に漆かぶれを起し、金ものに障れば必らず金氣を帯ぶ、復何ぞかの紫檀と唐桑のみを怪しまんや。正味正統の品は然らば一切これ無きやと問へば、云く、ありく、書棚の上に積重ね建並べたる西洋和漢の書籍のみは是決して勸工場の品にあらず、所謂雜群の中に立る鶴萬綠叢裏に見るの花なり、但し此御書齋の主人公たる殿様

が此書籍を讀み玉ふか否やは見物人の知る所にあらず、要するに勸工場の書齋とは東京名物の一ツなるが、東京が田舎になつたればこそ此名物も拜見が出来なれ、原の江戸であつた日には奥御右筆の居間は扱置き、並の御右筆でも平の御勘定でも先づ百俵以上の小役人の住居では見ることの出来ぬ粗末の品ばかりじゃ。

第七回 財政

かの奥御右筆の殿様は三十四五のデツプリと太つたる平顔髭黒の御方なり。御退出に相成り御召替あつて日本服の褌衣に成り「ア、樂だ、日本服に限る」と云ふ顔付して太袖の座蒲團の上に大胡座を掻き、例の黄色汁の出る唐桑の烟草盆を前に置き、鍍銀の烟管にて百目一斤金二十錢と云ふ代價の烟草を輪に吹き玉ふ中に、奥様御自分で御配膳の御夜食、加添は褌にも暗れにも唯一人のお侍女たる下女のお瀧、手襦がけにて臺所より運び來りしお料理の品々は何々ぞ、落し玉子に三葉の御焼、鯛の煮浸、口取と鉢肴と煮物とを混交に鹽辛く煮直したる井もの、その外は主人公國産の鹽辛が小さき蓋物に入たる許りなり、主人公は奥様に對ひて「昨夜の麥酒が残つて居るかなと問ひ玉へば、奥様は戸棚より櫻田ビールの罐を取出してランプの光に透し見て

「ハイ三ツ一分ばかり残つて居ますヨ」味が變つて居は仕まいか「ナニ昨晚よく口をして置ましたから變りやア仕ますまいと注げば、殿様はグツト飲で「ア、上等々々と賞翫し玉ひて「エ、奥さん、今夜は大そう御馳走が有ますなア」ハイあの一昨日の晚貴君が紅葉館の御宴會から御持歸の御土産を昨日と今日のお辨當のお菜にして其お餘を今晚は思ひ切て此通りお料理に致しましたので御座いますヨ」ム、左様か、道理で御馳走じやと思ふた、どうじやお前も一所に喰ては………ム、く強く旨いぞ………と中の睦きは實に御めで度き御事なり。

やがて夜食も濟んで殿様と奥様と火鉢の中に置いて何やらお咄しを仕て御座る所に執事の書生は次の間より出來つて「殿様アノ車夫が今月の御手當の中を半分だけ拜借いたし度と申しますが………」ソウか明日の朝で宜らう「ハイ宜しうございませう、と執事は殿様の見脈に恐れて退けば、後にて殿様は奥様に對ひて「どうじや車夫に渡すだけ有るかなア」ハイ掻集めたらどうやら有りませうが、モシ貴郎へ、御車とも云いませんよ、桐油の御膝掛のと少許の御入用じや御座いません、それに車夫のお手當迄入れて見ますと一月に十五圓宛も掛つて、貴郎と妾と二人が喰る程は入りますから、お手車を止にする工夫は有ませんかねエ」余

も手車は無駄じやと思ふけれど世間體が有るによつて我慢をして乗て居るワ、まさか止る譯にも往くまいテ夫れからして今月は國柄に二月分十圓渡して遣らにやア成りませんぞ」ソウで御座いますヨ、夫れにしても貴耶へ、どうか御改革の附様は御座いませぬかねエ、よく積つて御覽なさいましよ、子供三人の學校入用、車夫の給料、ヤ、何會だの何社だのと毎月の掛金が七口、御勤向の上で御道がたない出金のお割前、國柄に脚元と二人の學費、ソレに車の繕ひやシヤツの洗濯代で少なくなつてもめて六十圓は入ますヨ、夫れから貴耶のお小遣が五十圓と見て、ソレ御覽なさいまし残の百圓に足りないお金で上下十二人の暮しに、親子五人の身の廻り、邸の手入に税だの市費だのと出しちやア何しても毎月何程づか足なく成て、貴耶、孔が明くじやア有ませんか……さうで御座います、モウ此上に暮し方の節減は有ませんから、國柄と脚元をお國に返してお仕舞なさいまして、貴耶のお小遣を一月十圓に減して、お手車を止にする外仕方ありませんヨ……それ位は貴耶も我慢をなさいましな……ソウで無いと妾は會計方の大藏大臣は御免を願ひますヨ……出来るか出来ないか貴耶マア御自分で遣て御覽なさいましな」ム、知てるワ……アツ官員で居ては逆も樂は出来ないなアと天を仰いで大嘆息。胸中には經綸の大才を貯へたる官員も此屈托は氣の毒千萬にぞ見えし。

福富は此狀況を見聞して云く、「噫江戸は田舎になつて、奥御右筆の御内證が是だ、是じやア御大老御老中若年寄三奉行も思ひ遣れますなア、成程田舎も段々詰つて來たに相違ございませぬ、此殿様や奥様に昔の江戸の御役人の暮向を見せたら定めて肝を潰さつしやるで有らう、ヤレくおかわいそうに……夢野は苦笑して、「君これでも此家の殿様は外々に比べて見ると御身證が樂な方だぜ。」

第八回 饗應

金丸は座に就や否や頬に腹を抱へて笑ひ出して止まざれば、福富は不審なる顔付して「金丸君、何を見て來てソウ笑ひ玉ふかと問ふに」金「ハ、ハ、ア實に面白い所を見て來たよ、此間中から夢野先生の御説に従つて御同様に手分をして東京田舎を廻つて居るが、實に妙だ、實に不思議だ、西洋や米國などでは逆も夢にだに見る事は難くなんありける」夢「ハ、ア大それた高尙に吹出し玉ふたな、マア其妙不思議をザツとお話させな」金「委細承知いたしました、マア斯で御座る」夢「物語らんと座を構へと云ふ淨瑠璃の文句で合方キツパリになる所ですね」金「左様ですと……(セリフ掛り)扱も去る廿日の夜、某福富兩人が、手分をなして東京の、

田舎見物いたさんと、手筈を定めて其後は、官員貴顯は某が、引受なれば面白き、浮世の模様を見物なし、話柄にせんものと、堅睡を嚙で向ひしに………「コレサく金丸君、芝居物眞似は止にして當然の地で話したまへな」金「恐入た、ナニ先生が合方キツパリなど水に向けさつしやつたから、ツイ其の氣に成たのサ………そこで此三四日と云ふものは貴顯の饗應や夜會のある度ごとに缺さず見物したが、奇々妙々の珍談も澤山あるが、中々一度に話しは出来ぬから、先づ外の事は後廻にして、一寸是では料理だけの事を物語りませう。凡そ自分の宅に客を招いて御馳走をする時分には、中等以下の輩ならば料理屋に仕出を頼んで膳部その外の器物まで持て来いと申付る事もあるが、苟も中等以上の身分になつては料理だけは吩咐でも器物は銘々所持の品を用ふると云ふが普通の例で有ませう。況て高貴の方々はサウ無くては叶はぬ譯、ことに内閣總理大臣と申すは一の人にて幕府の頃なら御大老と關白様を一人でお勤なさる御方、其餘の大臣がたは即ち昔の御老中方、次官院長は若年寄寺社奉行番頭、シテ見れば此方々の御馳走とあるからは御料理は兼て御召抱の御料理人が致して御道具類は都て御藏にある御品を御用ひ成さるはコリヤ當然の事で有ませう。さればこそ何某殿では何流の調理をお用ひあつて誰某様では是々の御道具が出るると各々夫々の特色あるが即ち貴顯

の貴顯たる所でエす。然るに此程から僕が拜見した所で尤も不思議と云ふは内閣の方々の御饗應には更に此特色が無い、食机の上の飾附、金銀の道具即ち食ヒ小刀刺子の類大小の皿類酒盃、膝掛机掛の白布類に至るまで都てお揃ひ。夫れから牡蠣の殻付、牛の煮汁、數々の御料理が献立なら調味なら都てお揃ひ。また其上に不思議な其御馳走の御給仕人が衣服なら顔附なら誰が見ても同じ人と見えるお揃ひ。ア、感服だ、世間ではヤレ内閣には兎角折合の附かぬ所があるだの御同列中に意見の合はぬ方があるだのと云ふ説があれは、政府の御味方新聞はソリヤ偽だ虚説だと辯駁する、其實どうだかと僕も信疑相半して居ましたが、斯く御道具類御料理御献立までお揃ひの所を實地に拜見しては是ほどに氣の揃つた内閣は假令英國の政黨内閣にも例ないこと、是が實に同臭一味、内閣の鞏固なる確證なりと考へましたネ「妙だく、其からどうし玉ふた」金「サア其からが又意外でしたヨ、併し何に内閣諸公の御氣が揃つても給仕人の顔色容貌年齢言語動作進退まで寸分違はぬものを八人も十人も揃へさつしやつたは不思議と存じて、ソツと御勝手の方に廻て覗て見ると、寸分違はぬも道理、何方の給仕をするも同じ人、即ち帝國ホテルの給仕、御道具類も帝國ホテルの持出品、御料理人も帝國ホテル、御献立も勿論ホテル。何もかも帝國ホテルの請負だもの揃ひに揃ふも更に

不思議は無かつたはず。何と堂々たる御大老御老若方が店屋に仕出しに店屋道具で御振舞を成すつた事が、天正の十八年八月朔日徳川家康公が初て江戸へ御乗込に相成た以來二百八十年が其間幕府の世界には曾て聞た事も見た事も無い話し、西洋とても勿論同様、扱々餘り情なき状況じやア有ませんか、とは言ふものゝ其ホテル仕出の店屋ものをホテルの持出し道具で御亭主さまも御客さまも御大老御老若三奉行の御方々様が何とも思召さずに召上つて御座る所は、所謂大政治家は邊幅を修めず英雄は細事を顧みず磊々落々臺閣に在るも猶一介書生の境界を忘れずと云ふ所で御座いますかな、是を思へば御宅の御普請御裝飾も敢て驚くに足らざる次第、眞に都府に於て觀る可からざるの奇觀で御座りましたハ、アと絶倒すれば、夢野は別に驚たる色もせず、「そりや其通りヨ、何も可笑ことも不思議な事も有は仕ないワ、明治の代になつてからは貴顯でも紳商でも皆その通りの境界、それを可笑と云ふものなら貴君が却て田舎ものじやと笑はるとせ、それ所じや無い、モソット面白い話があるぞ。」

第九回 忠 諫

金丸福富の兩人は膝を進めて、金「シテ先生、モソット面白い話が、貴顯方の御内幕にあると仰しやるは、兩人「どう云ふ話で御座りますなアと問掛れば、夢野は例の如く苦笑して、「ア兩君ともに一寸算盤を持て積つて見たまへ、内閣大臣たちの月給それに交際費や特別の賜金を加へた所で一年に何程の高になると思はつしやる、成ほど一月に八百圓とか六百圓とか云へば莫大の様だが、天保弘化の頃の一兩と明治廿五年の一圓とは金の位が違つて居るぜ、甚だ以て失敬の申様だが今日の大臣たちの生活が昔の御老中若年寄は扱置き、三千石高の三奉行より降つて居るぜ、夫れも其苦サ收入がグツと少ないからヨ。僕がさつと胸勘定した所では、昔の御勘定奉行御勝手掛と云ふ役がマア今日では大藏省の次官か出納局長あたりに相應する地位だが、その御勘定奉行御勝手掛の御足高御手當御褒美其外諸大名の贈遺諸向の音物を入れて一年の收入が今の大臣がたの倍は慥にあつたらうぜ、シテ見れば今日の大臣がたは御氣の毒さまだが昔の御勘定奉行の半分の物成しか無いヨ、其上に幕府の頃の御役人は銘々に持高知行と云ふものが有て非役の時には夫れで一家の生計が立て居たもの、尤も五百石以下の小身が御勘定奉行になると其持高を五百石に加増して下さつたもの、夫れゆゑに御役を勤むる間は御足高を入れて勤向をして居ても一旦免職になれば元の持高になつて濟して居られたが、

浮世見物

此節の大臣様は其爵位は高しと雖も華族賜金では逆も逆もお暮が附きは仕ないぜ、夫れに又氣の毒は大臣にでも成らうものなら外國向の交際つきあひに肩は張るし、國許の親類縁者が十人に八九は貧乏士族と來て居るから無心合力が八方から出て來るし、憐むべし月給は風前の塵と消えて後に残るは帳面づらの不足と御勝手の不如意ばかり、然るを昔の御老中に比べて評するとは即ち君たちが田舎もので有と云はねば成ぬ、既に去年の事でも有たが僕の知て居る或政治屋さんが頻りに政費節減論を主張して「智恵の無い改革は奉公人の給金をへらす」と云つた昔の喩の通り月給遞減表を調製しらべて、何でも今年の議會には提出する積りだと力身返して得意を鳴らしたじや、ソコで僕が「余は政治論は眞平御免だ、聞くも否だ、併し君、月給を減すならマア高等官員の暮向内證の苦を見てからの事にし玉へ」と忠告して例の隱形術の粉を其漢の熱度昂上あたまの頭腦の上に振掛て遣つて見物させた所が、其漢が二三日たつて此へ來て投首をして云ふには「イヤ先生、アノ氣の毒な體には胸を痛ましめましたヨ、午後六時ころと覺しきが或大臣の奥に忍び入て見ますと、大臣が朋友三名で談話の最中に御膳の御支度が宜しいとの報知、食堂に此御連中が入らるゝと、北の政所若御所姫君も御座して御主人の大臣殿とも都て七人の御着座、さて御膳部の御料理は勿論御臺所の御手製で豆腐の汁に眞黒の刺身、里芋

浮世見物

と油揚の煮物、それに日本酒が一徳利に麥酒が一瓶、そく／＼飯を喰出すと北の政所が、マアお待ちなさい今に牛が煮ますからと仰あつて御手づから牛と葱の辛煮を皿に盛つて御配膳を成し玉ひしを拜見して、流石に節減熱心の僕も思はず涙が出て大臣殿があの不味ものを旨さうに食て御座つたには恐入りました、其後お客も歸られて大臣殿は北の政所のお部屋に入らせ玉ひて種々の御話ともありける所に、御家老職と覺しき老人が帳面を携へ來つて御身證の會計當月の御費を申述たるを聞けば、ヤレ帝國ホテルの御拂ひだのヤレ何の御酸金だのと口々顯はれ出て大臣殿も御苦勞の體なれば北の政所は尤も御心痛の御顔色、御家老は帳面を廣げて、御前御覽下さいませ此通り毎月千二百圓は泣いても笑つても掛りますのに御収入は其半分に過ませぬ、是では逆も御持續は出來ませぬ、モウ御拜領の株も遠に抵當に成て居りますれば此上は御屋敷を入れます外に才覺の致方は御座いませんと申し上げれば、北の政所は妾も色々氣を揉で居ますが是じやモウ往附ばかりで御座いますよ夫れよりやア御前寧ろ大臣を御止遊ばしませぬ、ソウすると場末に御引込に成て御交際は入らず御身體も樂になつて内の暮も附ますよ、ネー三大夫さうじやア無いかねエとの玉へば、御家老はへエ奥様の仰しやります通りで御座います御辭職を遊ばして顧問さまにお成の方が遙に御勝手の御都合が附きます

と貞婦忠臣が左右よりして辭職の勸告。大臣殿は黙して御座つたが稍々あつて大息を吐きて「ア、壯士や民黨等の辭職勸告には玄關番の書生あり、少し名のある者には秘書官に應接させ、亂暴すれば邸内護衛の巡查を以て制するが、計らざりき今日にては乃公臥榻の傍より是の如き辭職勸告の來らんとは。……是で僕も殆ど發明しました」との永々の物語であつたヨ、との話に福富も金丸も愈々驚いて「金、先生、どうか仕て上る事は出来ませんか。福、實に氣の毒實に日本の面目に掛りますぜ。夢、ハ、貴君たちは日本政治海の風潮を知らぬ外國人連中だネ、ソナナ事を浮々言はうものなら直に政府の提灯持と札が附て悪くすると急激派の政黨壯士に擲なぐられるが落だぜ、用心したまへ。

第十回 普請

雀海中に入て蛤と成り腐草化して螢と成るを不思議さうに云たは三千年前の唐人の寢言、今では田舎の馬の骨が東京の紳士となつて多くの人に持難さるゝ活世界、男雀屋桂庵野郎、蛤の吸物蛸貝の初もの、委細承知早速私が手下の者に申付て差上ませう御意に叶はゞ澤山に御賞翫遊ばさいましと大吞込、尻で光らうが頭で

照らうが黄金の威光には天下に敵なしだ、其を嗤ふは貧乏人の嫉妬、そんな奴の相手に成て可憐口に風引かすなどズット覺つて世の中の真相を見抜たる大器量、熊鷹長者と呼はるゝ俄分限の大家富。其四天王には甲乙丙丁四人の傾肆、長者が前に居並びて評議取々欲張相談、扱その相談も濟だと思えて「長者、イヤ大に御苦勞で有た、カウ云ふ工合に大丈夫を取て仕掛た日にや罷り間違つても約定だけの口錢は屹度取れるから損の往く氣遣は無した、勿論儲かつたら純益の二割は褒美として貴公達に遣るに由て如才なく此方に取込算段をさつしやい……其で商賣用の話が濟だら、兼て余が目論見の別荘の普請だが、アリヤどうするか」と問掛れば「甲、左様で御座います、一口に御別荘と云へば貴君様の御保養一筋の御慰みと手代どもは心得て居ませうが、ドウして〜紳商の別荘は武士の城廓同様、この節では商賣の掛引には無て叶はぬ大切なる土俵、秘密の道場で御座います、右に付き先お場所御座いますか愈々アノ御手に入つた茶毘場の跡と御治定遊ばしますか。長者、勿論の事だ、アレ位お風景が能て地所の廣い所は無いからの。乙、左様で御座いますとも、尤も世間の俗物は茶毘場がどうだの斯だのと申すけれど、夫やア舊弊人の御幣擔ぎ、第一永の年月人間の油や骨が染込で土になつて居ますから植木なんぞは著らしく成長ますぜ。長者、ソウともく、ソコで建家の繪圖

はどうだの 丙、先日御覽に入れました礎鐵宗匠の繪圖は御役に立ませんで御座いますと 長者「アンナ繪圖が仕方が有るものか別荘と云ても大勢の客をせねば成らず、都合に由ては夜明の職はあるし三組も四組も泊客のある家だもの其積りで意氣で立派で便利が好なくつちやア成らぬワ、ソレにアノ繪圖は何だ、乙に廊下が折曲て居たり座敷と椽側の間に六尺通の長い部屋がグルリと三方に廻つて取て有たり、又何に茶人は狭い部屋が好だつて三疊敷に床間附と云ふ座敷が有るものか、寐る事もどうする事もアレじやア出来は仕ないぜ、貴公が全體アンナ理らぬ奴に繪圖を引かせるが宜ないワ、餅は餅屋だ、矢張大工に引かせて見せさつしやい」
丁「ソウで御座いますとも、一體茶人などと申すものは奇癖が好な許りで貴公様のやうな規模宏大な御注文に出會ては考は附ないものです 長者「ソウだらうテ、余もソウ思つて居るヨ、夫れにどうかすると此節の紳士の普請には得て躡着が有て餘程見ともないヨ、ナンダか四谷丸太の廉材を削て長押や柱に遣つたり、ヤツト尺二寸ぐらゐの黒い色の杉板で天井を張つたりして得意に成て居るとは何の事だ、殊に僅の入用を惜んで萱茸や柿茸で我慢をするとは吝しい了簡で主人の根性が知れるワ、ソレに欄間だの建具に古寺の拂物を嵌込に至つては野鄙の極じア無いかネ……余が別荘は先づ外圍は煉化か石の高塀にして、表は西洋座敷、コリ

ヤ土木會社か建築會社に請負せるとして、奥の日本座敷は何地も角も檜木作にして、家根は一面の銅瓦が立派で宜い、床柱は沈香か鐵刀木、床框は蠟色塗に牡丹に獅子の金蒔繪、地袋は金地に石橋の蒔繪、違棚は青漆だの鐵錆だの色々の漆で塗分けに仕やう、壁は床の間と床側は珊瑚珠を塗込んで磨出にして、其外の所は紺青に金砂を交て塗たが美しからう、尤も長押の上には上手な左官に四季の花と鳥を鍍金にさせやう、それから唐紙襖は一面の金箔の上に八重櫻の盛を盛上げにさせて其下に五色の幔幕を張つて此方には牡丹の花籠を車に乗せた所を極彩色にさせたら賑だらうと思ふね……ナニ疊はどうすると……サア疊は備後でも面白う無いから藤を一樂織の様に細く編せて夫れに紺天鵝絨の縁を附けたら夫れこそ天下無類だらうぜ……餅し花絨氈を敷詰ると折角の疊が見えなく成は残念だね……ム、ソウダ唐紙の縁か……コリヤ蠟色の上に金蒔繪青貝入で栗鼠に葡萄と仕やう……障子は親骨が黒塗で細骨を網代に組ませやう……ナンノ紙で張ちやア廉ばくなるから白の紋縮緬で張るサ……ソウサ夏は紋紗で張替させるワ。

第十一回 檢校齋

是も同じ紳士仲間、熊鷹長者の無二の朋友、欲得の上の争ひと相成たらいつ何時忽ちに仇敵の思ひをするかは知らねども夫れまでは先づ斷金の交を結ばれたる何某と云へる豪富、金の有ところから榮耀の餘りに流行のデモ茶人、その號をば一夜庵檢校齋とは呼ばれ玉へり。檢校齋は御出入の茶博士變の愚究と申すを腹心の様に近づけて凡そ交際向きの事に付ては諸事御相談あつて其意見を問ふが例なれど、其所が檢校齋だけあつて入費の掛る事と自分が斯と思込んだる事ならば更に愚究が意見を用ひ玉はずと云へり。抑も此愚究と申す宗匠は其本籍出生太だ慥ならず戸籍帳には東京とある趣なれど其詞詛の調子では江戸十里以外外國人遊歩規程の外で産湯を遣つた人物らしく思はるれど四十年來江戸に住居ひ舊幕の頃には御家人の買株で軽い勤めを仕た事もあり、維新後も鳥目四十八銅出仕から始つて暫くの間は月給烏に立交り、夫れから人界に降つては何會社の役員何商會の社員となり、諸官省向の引合は云ふに及ばず、米商株式の賣買手合せも一通りは心得、本業の抹茶は表裏數小路に武者小路遠州石宗邇州雲州八宗兼學とは名乗ども平手前と炭がやつとで其

餘は都て胡麻化流、其代りに茶器幅類の鑑定は眞偽こそ盲なれ怪しい品を持込で金にするのは大名人、其外の技藝とては骨牌を持つ巧みに詐術を遣り、三弦を取ては聊か流行の曲を唄ひ、或は素手々古あて振りの立藝に賓客の笑ひを博し、或は座敷手品の早業に田紳の目を驚し、殊更藝妓外妾權妻の周旋道は尤も巧者と聞えたる人物なれば蒲氣味の悪い宗匠なりと云へし。或日の事なりけるが檢校齋の長者は此の愚究に對はせ玉ひて、時に宗匠、貴公あの熊鷹の別莊を見たかいと尋ねれば、愚究は頓首三拜して、ハイ此程漸く拜觀いたしましたすが實に恐入まして御座いますナ、ム、そうだらう、東京廣しと雖ども先づあれ位不思議な怪物屋敷は無の様だの、ハ、ア怪物屋敷とは御名評、穿ち得て妙でげすよ、平親王相馬の新内裏が彼で有たらうと思はれますナ、ソウサ併し熊鷹ばかりで無くて、一體に此節の紳士の居宅や別莊の普請は皆ある通で俗極まるには閉口じやのウ、どうすりやア、云ふ田舎三昧の考が附だらうかと怪しくつて成らぬ、實に御尊説の如くでげす、尤も御主人様は江戸八百八町の事ならば隅から隅まで御存知の上に京都大阪奈良吉野高野粉川金峰山日本六十餘州の名所舊蹟を御覽なすつて凡そ古今萬國の風流贅澤を御胸中にお貯に相成て御座いますから御普請なら御道具なら全く別段でげす、逆も外々の紳士に御主人様の眞似をしろと云のは無

理でげす、……どうして〜熊鷹さまなんぞは失敬ながらモウ二三十年も御修行なすつて夫から三度ぐら
お産れ變て御出なさらねば御主人様の足許にも寄付ませんネ、アツ御主人様の爪の垢を丸薬にして紳士方に
飲せて進たら少しは垢が脱ませうが頗る残念でげすネ、と賞そやさされて檢校齋はぐつと得意の反身になつて
檢「オホン何のさうでも有まいけれど……と大歡喜にて更に愚究に向ひて 檢「時に宗匠いよく來月の三
日には乞食橋の別荘でお客をするが先づ余が趣向ではお客十人を八疊の座敷で正午の茶に招て中立を庭にし
て夫れから開きを廣間に仕やうと思ふが…… 愚「妙でげすネ、至極結構で御座いませう 檢「ソコで、此間名
古屋に注文した蒔繪の會席膳椀が十人前素徹に好出來たからあれを當日用ゆる事にして、餘の品は余が秘藏
の名物揃ひ、扱會席の献立だが、余の考へでは……斯と……汁が牛房に鯨、向ふが皮剥の甘酢、椀が油
揚軍鶏澤山こつてり煮の薩摩汁よ 愚「へエ成程薩摩汁のお椀は乙でげせう夫れからお焼物は 檢「焼物はズ
ツと變てビーフテキニ仕やう 愚「へエ牛ですか 檢「そうよ牛の鞍下の旨い所を大きく切て胡麻の油でチユー
と云はせて赤い血が皿の上に流れ出してポツポと暖い所は旨いぜ、夫れから煮物は豚の切身に八ッ頭、一口
は大贅澤で隠し生姜の甞の吸物、八寸は極走りで蝗の附焼を串刺にして伊豆の生干の蠟子それに大谷川の海

苔を牛酪でからりと揚たのを取合せやう香の物は大阪漬に茄子の味噌漬、菓子には腰高の蕎麥饅頭漬に柚べ
しを摺込ませて目方三十五匁位にとるらく大きく拵て食切ない程に仕やうと思ふが、ナント宗匠これならお
客の腹を大るぐりて有らうがナと宣へば流石の愚究も妙不思議名趣向と受て其座を立けるが廊下にて頭を搔
て小聲にて「扱と田舎ものには困り切るぜアツ熊鷹とは好相撲だなア。

第十二回 寄 附

御客の當日を待兼て樂みにして居たるは肝心の御客よりも見物の福富なり。近年恐らく是程な實際の滑稽は
有るまい、恨むらくは京傳鯉丈の諸氏を地下より起して此光景を寫出さしめざる事を……なんぞと嘆息し
つゝ午前より彼の一夜庵檢校齋長者が乞食橋の別荘へ忍び入て見たるに、話に聞たるよりも遙に見所ある宅
の構。表門は腰じたま鼠壁の長屋門、舊幕とる五百石位の旗本屋敷の表掛り、尤この長屋は夫々の屋賃を取
て人に貸渡し、屋賃を取らぬは門番ばかり、其代りに門の開閉屋敷廻りの火の番は義務と云ふ約束なるべし。
表門を入れて玄關まで凡そ二十間ばかりの間は「道普請昨日出來今より車馬通行を許す」と云ふ景色にて多摩